

■表紙のデザインについて

表紙を飾るシンボルマークは、第1次プラン策定時に市内のイラストレーター・絵本作家である
さいとうかおりさんに依頼し作製したものです。

3つのデザイン案の中から、市内の小学生全員による投票を行った結果、色々な国の人々や、
食べ物、遊びなど、様々な文化が集まる越前市で共に暮らすというイメージのこのデザインが
選ばれました。

幸せを実感できる地域社会の実現を目指して

平成31年3月に、本市が「多文化共生推進プラン」を策定してから5年が経過しました。この間、多文化共生総合相談ワンストップセンターの開設、各種行政情報や生活情報の多言語化、多文化共生の意識啓発など、様々な取組みを進めてまいりました。



国内の外国人人口は増加を続けており、令和4年末で約308万人と過去最高を更新しました。本市においては、令和5年4月1日現在約4,500人の外国人市民が生活し、その割合は総人口の5.6%を占めています。

外国人市民は、本市の経済活動を支える上で大きな力となっている半面、教育・保育環境の整備、病気や災害時の支援など、生活全般にわたる課題が顕在化しています。

また、国の法改正に伴う外国人材の受入れ拡大やデジタル化の進展、激甚化する気象災害や感染症拡大の影響など、外国人を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、本市では、社会の変化や課題に対応し、日本人市民と外国人市民が互いに支え合いながら幸せを実感できる地域社会の実現を目指し、第2次越前市多文化共生推進プランを策定しました。

本プランでは、「多文化共生社会の実現に向けた啓発」と「子育て教育環境の充実」を重点施策に位置づけ、外国人市民を雇用する企業はもとより地域、市民団体、大学、国際交流協会など様々な主体と連携を図りながら、多文化共生の施策を展開してまいりますので、基本理念に掲げる「郷土への愛着をもって幸せを実感できる住み良いまち越前市」の実現に向け、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定に当たり貴重なご意見をいただいた越前市多文化共生推進プラン策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた多くの皆様に心から御礼申し上げます。

令和6年3月

越前市長 山田 賢一

目 次

第1章 概要

1. 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5. 持続可能な開発目標(SDGs)の推進・・・・・・・・2

第2章 多文化共生推進の基本的考え方

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 外国人市民の現状と課題

1. 外国人市民の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
2. 越前市における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第4章 越前市多文化共生推進プランの施策

1. 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
2. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
3. 越前市多文化共生推進のための施策・・・・・・・・39
4. 各主体の役割と連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
5. 推進体制及び進行管理について・・・・・・・・・・・・52

資料編

1. 多文化共生に係るアンケート調査結果
 - (1)日本人市民アンケート結果・・・・・・・・・・・・53
 - (2)外国人市民アンケート結果・・・・・・・・・・・・58
2. プラン改定までの検討経過
 - (1)越前市多文化共生推進プラン策定委員会及び庁内ワーキンググループ・・・・83
 - (2)越前市多文化共生推進プランの策定等に関する
越前市事業計画等策定委員会設置規則・・・・・・・・84
 - (3)越前市多文化共生推進プラン策定体制・・・・・・・・86

■第1章 概要

1. 趣旨

我が国においては、社会・経済のグローバル化、少子高齢化・人口減少など社会環境が激しく変動する中で、平成元年(1989年)に「出入国管理及び難民認定法(入管法)」が改正され、「定住者」資格を中心に在留外国人が急増しました。その後、平成20年(2008年)9月のリーマン・ショックと呼ばれる世界的な経済危機以降の景気後退や平成23年(2011年)の東日本大震災、令和2年(2020年)以降の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日本に暮らす在留外国人は一時的に減少に転じたことはあったものの、近年では、再び増加傾向にあり、令和4年(2022年)末時点では307万5,213人と初めて300万人を超え、多国籍化も進んでいます。

総務省においては、こうした在留外国人の増加・多国籍化に加え、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえ、平成18年(2006年)3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」を令和2年(2020年)9月に改訂し、改めて都道府県や市区町村に対し、多文化共生推進に係る指針・計画の策定や見直しを要請しました。

本市では、近年ブラジル人市民は減少傾向にあるものの、ベトナムやカンボジアなどアジア地域からの技能実習生や、「特定技能」「技術・人文知識・国際業務」など、様々な在留資格を持った外国人市民が増加しており、令和5年(2023年)4月1日現在では4,514人が在住しています。

これまで、平成31年(2019年)3月に策定した「越前市多文化共生推進プラン」に基づき、外国人市民、日本人市民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもと、市民、市民団体、企業など各種団体と協働した多文化共生のまちづくりを総合的に展開してきました。

この間、外国人市民の増加・多国籍化、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた国際的な潮流、ポストコロナ時代の新しい生活様式など、本市の多文化共生施策を取り巻く状況は、大きく変わってきています。

プラン策定から5年が経過し、多文化共生を取り巻く時代の潮流や変動する社会情勢、これまでの成果や課題を踏まえ、社会情勢の変化に応じた新たな課題に対応するため「越前市多文化共生推進プラン(第2次)」(以下「本プラン」という。)を策定しました。

2. 目的

本プランは、本市に住む日本人市民、外国人市民の区別なく、全ての市民が、お互いの国籍、文化や生活習慣の違いなどを認め合い、尊重し合って、同じ越前市民として共に支え合って生活できる地域社会を実現することを目的としています。

3. 位置づけ

本プランは、越前市総合計画2023を上位計画とし、ふるさとづくりの理念として掲げる「幸せを実感できるふるさと ～ウェルビーイングの越前市～」の具現化を図る中で、本市が目指す多文化共生社会について、現状と課題を整理し、市民、市民団体、企業、行政などが取り組む方向性を示す指針・計画となるものです。

4. 計画期間

本プランの期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や国の制度変更などに応じて随時見直しを行うこととします。

5. 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27年(2015年)に国連総会で採択された、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して、総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標です。

本プランでは、基本理念を「いろいろな国の人たちが、お互いに認めあい、お互いに支えあい、郷土への愛着をもって幸せを実感できる住み良いまち 越前市」としており、SDGsの17の目標のうち特に関連が深い目標4・10・11・16を中心に取組を進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正の質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



10.人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。



11.住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。



16.平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

■第2章 多文化共生推進の基本的な考え方

1. 基本理念

いろいろな国の人たちが、お互いに認めあい、お互いに支えあい、
郷土への愛着をもって幸せを実感できる住み良いまち 越前市

本プランでは、国籍や文化の違いをそれぞれの個性として生かし、全ての人々がお互いに認めあい、尊重しあって、郷土愛を感じながら越前市民として幸せを実感できる住み良い地域社会の実現を、多文化共生の基本理念として掲げています。

多文化共生でいう「文化」とは、その人の暮らしを取り巻く様々なものを指し、例えば、言葉の使い方や食生活などをはじめとした生活習慣のみならず、普段の生活の中での行動様式や、これまでの暮らしの中で培われた価値観や風土といったように、大変広範囲にわたるものです。

地域で共に生活するものとして、日本人市民も外国人市民もお互いがコミュニケーションを図り、国籍、文化や生活習慣など、それぞれの違いを認め尊重したうえで、外国人市民もまちづくりに参加しやすい環境づくりを行い、多文化共生のまちづくりを進めていくことが大切です。

多文化共生のまちづくりを通じて、日本人市民、外国人市民を問わず、市民一人ひとりが自らの個性と能力を十分に発揮でき、自分らしく誇りをもって生き生きと暮らしている、安心して幸せを実感できる社会の実現を目指します。

2. 基本方針

越前市の多文化共生推進プランに掲げる目標を達成するための基本方針を、次のとおりとします。

1 コミュニケーションの円滑化

外国語を母国語としている外国人市民には、日本語をあまり理解できない人も多く、日本語によるコミュニケーションが困難なことによって、日常生活や職場、学校などで様々な問題が生じる場合があります。このような問題を解消するため、やさしい日本語や多言語音声翻訳ツールを活用したコミュニケーションの円滑化を図るとともに、行政情報や各種申請書の更なる多言語化を進めます。また、外国人市民が地域住民と円滑に日常生活を営むことができる環境を整備するため、日本語教育の推進に努めます。

2 生活環境の充実

日常生活を送るうえで、誰も不安や困難に直面することがありますが、とりわけ言葉や文化の違う外国人市民にとっては、なお一層の支援が必要です。地域において必要となる基本的な環境を整備し、日常生活を送るうえで困りごとや不安のないように、生活全般にわたって支援を行うことで、日本人市民と外国人市民が安心安全に暮らせる多文化共生の基盤づくりに繋がります。

3 意識啓発と社会参画促進

地域社会において、日本人市民と外国人市民との交流機会が少ないことによって生じる相互理解の不足により、両者の間に様々な行き違いが生じる場合があります。このような事態を防ぎ、日本人市民も外国人市民も、同じ地域に生活する一員として共生していくための意識啓発を行うことで、相互理解を図り、外国人市民の地域への参画を進めます。また、本市における多文化共生に向けた施策を推進していくため、地域、企業、国際交流協会など各主体との連携・協働を図ります。

4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人市民を支援の対象として捉えるのではなく、外国人としての視点によりもたらされる多様性を積極的に活用することによって、地域資源を新たな観点から捉えたビジネスモデルの形成や地域産業の振興、ひいては地域活性化へとつなげることができます。このため、企業等による能力ある外国人市民の活用に加えて、外国人市民も起業などにより自らの能力やスキルを積極的に活かせるよう支援していく必要があります。また、地域のグローバル化に対応するため、外国人市民との連携・協働を図り、地域の国際化に貢献する人材の育成に努めます。

3. 基本施策

総務省では、外国人の増加と今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案し、平成18年(2006年)3月に「地域における多文化共生推進プラン」を取りまとめました。これにより、外国人施策は一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題であるとして、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりを押し進める必要があることを示しました。

さらに、令和2年(2020年)9月には、外国人市民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会情勢の変化等を踏まえて同プランを改訂し、改めて多文化共生推進に係る指針・計画の策定や見直しを都道府県及び市区町村に要請しました。

本プランにおいては、総務省が示す多文化共生を推進するための施策例を基本施策とし、第3章において本市の現状や課題を示し、それを踏まえ、第4章において、本市の課題を解決するために必要な施策を示していきます。

(1)コミュニケーションの円滑化

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

ア. 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

市民に提供される行政サービスや、履行しなければならない納税などの義務の内容、地域社会で生活するうえで必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等については、外国人市民にも伝わりやすく、理解できるような多様な言語・多様な情報媒体による提供を行うことが求められます。

情報提供については、市の窓口に加え、地域の公民館や国際交流協会など、効果的な情報伝達ルートを確保するとともに、SNSも積極的に活用することが必要です。

イ. 外国人市民の生活相談窓口及び外国人市民相談員としての位置づけ

外国人市民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、令和2年(2020年)1月に開設した多文化共生総合相談ワンストップセンターのより一層の充実が求められます。また、既に導入しているセンター窓口でのテレビ電話通訳サービスの活用促進や、スマートフォンの多言語翻訳アプリなどICT技術の積極的な活用が必要です。

外国人市民が地域生活を営む中で抱えている問題は、同じような文化的・社会的背景を有する外国人市民が一番理解しやすい立場にあることから、地域に住んでいる外国人市民を相談員等として活躍を促すとともに、多くの相談ニーズに対応できるよう複数の配置を行うなど相談体制の充実が求められます。

ウ. 国際交流協会、NPO等との連携による多言語情報の提供

多言語音声翻訳ツールの活用を促進したり、外国語通訳・翻訳ボランティアを増員・育成するとともに、日本語講座などを通じて外国人市民に対する支援に取り組む国際交流協会をはじめ、NPOや外国人の自助組織等と連携し、多言語による情報提供を推進することが求められます。

②日本語教育の推進

ア. 日本語教育の推進

令和元年(2019年)に施行された「日本語教育の推進に関する法律(日本語教育推進法)」の基本理念に則り、国際交流協会や各種団体等の日本語学習支援活動を支援するとともに、日本語学習支援者の育成・確保に取り組み、外国人市民の生活環境やニーズに応じた日本語学習の機会を提供することが求められます。

イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

外国人市民に対する日本語教育が適切に行われるよう、また、地域や職場等の受け入れ側における効果的なコミュニケーションのための環境が醸成されるよう、国際交流協会や外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体や地域が連携し、必要な体制の整備を行うことが求められます。

③生活オリエンテーションの実施

ア. 生活オリエンテーションの実施

本市への転入手続などの機会を利用し、多言語化した生活情報などを提供するとともに、外国人ができるだけ早い段階で地域での生活になじめるようにオリエンテーションを実施するなど、行政情報や日本社会の習慣等について学習し、理解を深められる機会を提供することが求められます。

イ. 日本社会に関する情報の提供

オリエンテーションの実施後も、外国人市民が学校や職場、日常生活で使用する基礎的な日本語及び日本の社会や文化について継続的に学習することが必要です。このため、国際交流協会のみならず、企業などが様々な学習の機会を創出するとともに、外国人市民に対して、日本語学習や、地域の慣習や文化を学ぶ必要性について啓発を行うことが求められます。

(2) 生活環境の充実

① 教育機会の確保

ア. 就学状況の把握

学齢簿の編成に当たり、全ての外国人の児童生徒についても一体的に就学状況を管理・把握する必要があります。

イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内

外国人の子どもたちが教育を受ける機会を逸することのないよう、教育制度の理解促進を図るとともに、小中学校の転入学や学校生活及び就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、多言語での周知や分かりやすい説明を行うことが求められます。

また、外国人の保護者に対しては、住民基本台帳等の情報に基づき国籍に応じた就学案内を送付し、回答が得られない場合には、個別に保護者に連絡を取り就学を勧めるなどの検討が必要です。

ウ. 日本語の学習支援

「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」(平成31年3月文部科学省)等を参考に、外国人児童生徒の日本語能力に応じた指導を進めるとともに、学校管理職や日本語指導担当教員等に対して、教育のための研修を実施することが求められます。

日本語による学習の効果を高めるために、職員の加配など教育課程内での対応のほか、国際交流協会などの市民団体と連携した学習支援や母国語による学習サポートなど複数の学習機会を確保し、生活言語だけでなく学習言語の習得を支援していくことが求められます。

エ. 地域ぐるみの取組み

日本で育った外国人市民の子どもが、母国語を話せないために生じる親子間のコミュニケーションギャップや、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ、不就学の外国人の子ども等の課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなく、国際交流協会をはじめ、NPO、町内会、企業等、地域ぐるみの取組みを促進することが求められます。

オ. 進路指導・キャリア教育

教育分野については、義務教育課程が重視されがちですが、定住して生活をしていくうえでは、各学校における高校・大学等進学や就職に向けた進路指導やキャリア教育※は重要なものとなります。様々な教育活動や地域活動を通じて、郷土愛の醸成を図るとともに、自分らしい生き方の実現のため、自ら進んで学ぶ力や「生きる力」※を育むことが大切です。

また、外国人の子どもが社会で自立していくためには、高校等において適切な教育を受けることが重要であり、高校への進学を促進する観点から、中学校において外国人の子どもやその保護者に対して早い時期からの進路ガイダンス・進路相談等の実施、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受験に際しての配慮等の取組みを推進する必要があります。

※キャリア教育

人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが「キャリア」であるとされている。

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が「キャリア教育」である。

※生きる力

知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康・体力)のバランスのとれた力のこと。

カ. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

国籍等の違いに関わらず、誰もが社会の構成員であることを学ぶことは重要です。外国人児童生徒が在籍していない学校も含めて、全ての児童生徒を対象として、多様な文化や慣習などをはじめとした理解と人権意識を深め、お互いを尊重し合う多文化共生や異文化理解の視点に立った教育を推進することが求められます。

キ. 就学前教育の周知・多文化対応

外国人市民の保育園・認定こども園・幼稚園の利用ニーズも高まっていますが、手続を知らないことにより利用機会を失ったり、子どもを預けられないことで親が仕事に就くことができなかつたりする状況があります。

手続については、保育園・認定こども園・幼稚園と連携した情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子どもの教育・保育に取り組むことが求められます。

②適正な労働環境の確保

ア. ハローワークとの連携による就業支援

就業は、生活の糧となる最も重要なものの一つです。外国人の就業機会を確保するため、ハローワークと連携して就業支援することが求められます。

また、特定技能外国人をはじめとする外国人材の適正な受入れを促進するため、関係機関と連携して、企業に対する制度の周知、地域における受入環境の整備、地域に就労することのメリットの周知が求められます。

イ. 商工会議所等との連携による就業環境の整備

商工会議所、商工会と連携して、外国人を雇用する企業と協議の場を設け、日本語学習の支援や受入れ側での効果的なコミュニケーションの推進、子育てへの配慮など、外国人労働者の就業環境の整備を促すとともに、地域コミュニティへの参加を積極的に支援するなど、企業に対して啓発を行うことが求められます。

ウ. 外国人労働者の実態把握と失業対策

景気の変動で失業する外国人市民も少なからず存在するため、外国人労働者の実態把握を行うとともに、失業者の縮減に向けた取組みを進める必要があります。

エ. 起業支援

起業意欲のある外国人市民が、地域経済の特徴やグローバルな視点及びこれまでの経験を活かした起業家(事業者)として地域で活躍できるように、商工会議所、商工会や金融機関との連携や情報提供等、外国人市民の起業支援を行うことが求められます。

オ. 外国人雇用企業による就業環境の整備

多数の外国人を雇用する企業は、言葉の問題を抱える外国人労働者が安心して就労できるよう、日本語教室などのやさしい日本語を習得できる環境の整備をはじめ、コミュニケーションギャップの解消を目指して、就業環境の改善や、子どもの教育等に対するサポートを行うことが求められます。

③ 災害時の支援体制の整備

ア. 外国人に関する防災対策の推進

平常時から外国人市民に対し、避難場所などの防災情報の提供を行うとともに、災害に対する理解や防災意識の啓発のため、防災訓練などへの参加を促すことが必要です。また、非常時の対応として、多様な言語による各種気象情報の伝達や避難誘導の他、避難場所での通訳の配置、食生活習慣への配慮など、外国人市民の支援策について検討を行い、市の地域防災計画に明確に位置づけることが求められます。

イ. 多言語支援のための応援体制の整備

災害発生時に、外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するため、国際交流協会や外国人を雇用する企業との連携体制を整備することが求められます。また、災害時に備え、県外の自治体との間で締結している災害時相互応援協定に、多言語での支援体制の整備のために必要な人材の派遣を位置付けるような検討も必要です。

なお、感染症の拡大防止の観点から、支援協定に基づく受援業務の選定に当たっては、遠隔地での業務対応の可能性を検討するなど、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意する必要があります。

ウ. 外国人市民の所在把握

平常時から日本人市民と外国人市民の交流を図り、顔の見える関係を築くことで、情報弱者となり災害弱者となり得る外国人市民の情報の把握に努めるとともに、NPOや外国人を雇用する企業などと連携し、災害発生時の安否確認方法を確立することが求められます。

エ. 自主防災組織等への外国人市民の参画促進

全国的に高齢化が進む中、外国人市民を災害時の支援の対象としてだけでなく、災害時の支援の担い手として位置付けることが重要となっています。こうした状況を踏まえ、外国人市民が参加しやすい防災訓練となるよう訓練内容を工夫したり、外国人市民の自助・共助の担い手となる外国人市民の防災リーダーを育成するなど、外国人市民の防災訓練への参加及び自主防災組織等への参画を促進することが求められます。

オ. 外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用

災害発生時において、外国人市民に迅速に情報提供が行えるよう、平常時から多言語化した防災マップ等により防災情報の周知を図るとともに、災害時には多言語表示シートやピクトグラム等の活用のほか、市ホームページやSNSなどにより多言語での情報発信を行うことが求められます。

また、市の防災担当部門と外国人市民施策担当部門の連携をはじめ、NPO、地域の自主防災組織など、多様な民間主体との連携・協働を図ることが重要です。

カ. 避難所における外国人被災者の感染症対策

近年の新型コロナウイルス感染拡大を受け、避難所を開設する際には、感染症対策に万全を期すことが重要となっています。令和2年4月に、内閣府・消防庁・厚生労働省より発出された、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る通知等を踏まえ、災害時に外国人被災者が避難する場合に備えた体制を整備しておく必要があります。

④ 医療・保健サービスの提供

ア. 外国語に対応している医療機関に関する情報提供

地域に外国語に対応している医療機関がある場合には、急病や診療のニーズに備え、広報紙(多言語版)等において外国人市民への積極的な情報提供を行うことが求められます。また、外国語に対応していない医療機関においても問診票を多言語化するなどの緊急時における配慮が求められています。

イ. 健康診断や健康相談における対応

外国人市民が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施の際には、通訳者等を配置したり多言語音声翻訳ツールを活用するとともに、やさしい日本語や多様な言語による広報を行うことが求められます。

⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供

ア. サービスの利用促進

外国人市民が、必要とする子ども・子育てや福祉のサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手続について、多言語による情報提供を行うことが求められます。

イ. サービス提供時の多言語による支援

母子健康手帳や必要書類等を多言語化して外国人市民に交付するとともに、サービスを提供する窓口においても、ICTを活用した電話通訳や多言語翻訳アプリ等の活用の検討が必要です。

⑥住宅確保のための支援

ア. 外国人市民に対する居住支援の推進

住居を確保することは、最低限の生活を営むための基盤であり、円滑に入居先が見つけれられるよう支援することが求められます。市営住宅の入居をはじめ、賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、日本の住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人市民へ多様な言語で提供することが求められます。

イ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施

家庭ゴミの出し方など、地域における生活ルールを巡って外国人市民と日本人市民との間に起こるトラブルは、生活習慣の違いや地域のルールに対する理解が十分でないことに起因するケースが多いことから、町内会、NPO等と連携して、地域のルール等を外国人市民に周知するオリエンテーションの仕組みを構築することが求められます。

ウ. 町内会等を中心とする取組みの推進

平常時・緊急時を問わず、町内会等が中心となって、NPO等その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人市民を受け入れていくことが重要であるため、町内会等への加入の必要性を啓発するとともに、外国人市民を含めた町内会等の体制づくりや活動を推進することが求められます。

⑦感染症流行時における対応

ア. 感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、市内に居住する外国人市民に対し、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行う体制の整備が必要です。

情報発信については、外国人市民が内容を理解するために必要な情報を、遅滞なく的確に多言語で発信することが求められます。

(3)意識啓発と社会参画促進

① 多文化共生の意識啓発・醸成

ア. 地域住民等に対する多文化共生の意識啓発

日本人市民と外国人市民が共生していくために、住民、企業やNPO、町内会等を対象に、多文化共生の地域づくりや不当な差別言動の解消に向けた必要性について啓発を行うことが求められます。

イ. 多文化共生の場づくり

学校、図書館、地区公民館、国際交流協会等と連携しながら、外国人の人権尊重の啓発や、地域に多く居住する外国人市民の言語を学ぶ機会を提供するなど、日本人市民と外国人市民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進することが求められます。

ウ. 外国人市民との交流イベントの開催

外国人市民が参加しやすい環境を整え、外国人市民の母国の文化や日本の文化等を紹介するイベントにより、日本人市民と外国人市民が交流する機会を設け、お互いの文化を尊重し合い、多文化共生の意識の醸成を図ることが求められます。

② 外国人市民の社会参画促進

ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人市民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人市民のネットワーク、そして外国人市民の自助組織の育成及び支援を行うことが求められます。

イ. 外国人市民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

各種審議会や委員会などの会議への外国人市民の参加を促進するなど、市の施策に外国人市民の意見を広く反映させる仕組みを構築することが求められます。

ウ. 外国人市民の地域社会への参画促進

地域の実情に応じて適切な外国人市民の自立支援体制を整備すると共に、外国人市民の地域社会(町内会、PTAなど)への参画を促進することが求められます。

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

① 外国人市民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

ア. 優れた取組を行う事例や外国人市民の人材の活用

外国人独自の視点によりもたらされる多様性や母国でのスキルなどを積極的に活用することにより、企業の生産性の向上や、海外進出、新たなビジネスモデルの形成へと繋げていくことが必要です。

また、技能実習生受入企業においては、しっかりとした技術指導を行い、企業価値を高めることによって、更に優秀な人材を受け入れるサイクルを構築することが重要です。

イ. グローバル化への対応

本市において、今後ますます外国人児童生徒の増加が予想される中、急速に進展するグローバル化に対応する人材や、多文化共生の地域づくりを担う人材を育成することが求められます。本市に居住する、外国にルーツを持つ子どもたちが、将来、地域の活性化やグローバル化に貢献できる人材として活躍できるような、環境整備が必要です。

■第3章 外国人市民の現状と課題

1. 外国人市民の現状

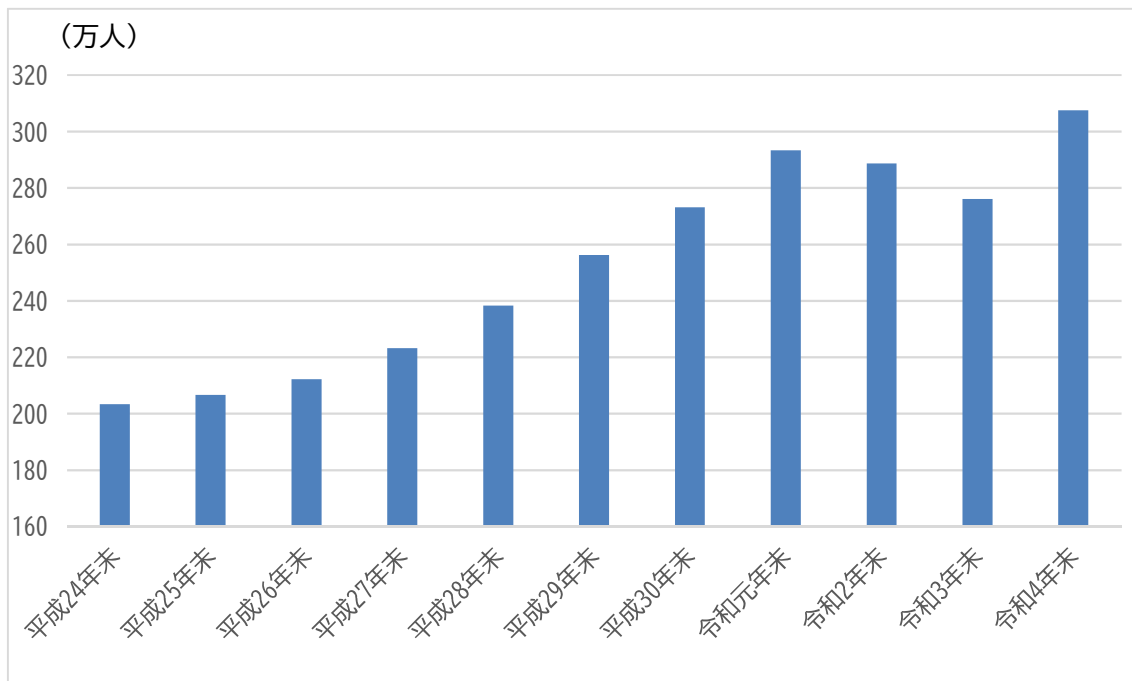
(1)現状

我が国における在留外国人数は、令和4年(2022年)末において、約308万人と過去最高を更新しました。【資料1】リーマンショックや東日本大震災、新型コロナウイルス感染症などの影響により一時的に減少した時期もありましたが、近年は概ね増加傾向にあり、令和5年(2023年)1月現在、日本の総人口に占める割合は2.39%※となっています。

これは、平成2年(1990年)の「改正出入国管理及び難民認定法」の施行により、「定住者」の在留資格が創設され、日系3世まで就労可能な地位が与えられたことや、平成5年(1993年)の技能実習制度の創設、平成31年(2019年)の在留資格「特定技能」の創設など、国の外国人材受入のための取組みや、日本の経済発展に伴い海外と繋がりを持つ企業が増加し、国際的な人材の往来が盛んになってきたことなどが主な要因と考えられます。引き続き国による外国人材の受入れ・共生のための総合的な取組みが進められており、外国人市民数は今後さらに増加するものと見込まれます。

※総務省自治行政局住民制度課「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント」より

【資料1】我が国における在留外国人数の推移



出典：法務省HP「令和4年3月末現在における在留外国人数について」

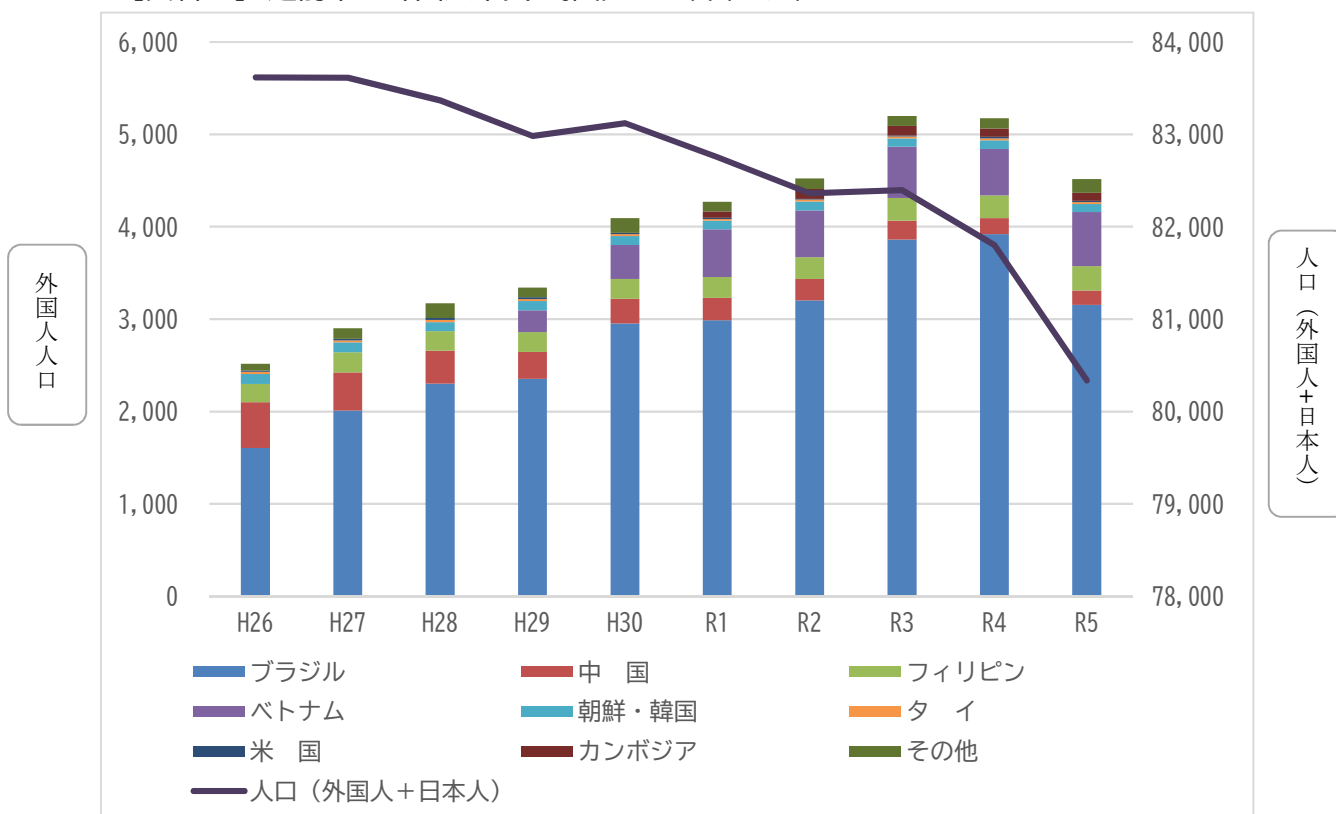
このような状況において、本市における外国人市民数も近年増加傾向にありましたが、令和4年(2022年)6月の 5,227 人をピークに減少に転じ、令和5年(2023年)4月1日現在で 4,514 人、総人口に占める割合は5.6%となっています。【資料2】

全国的な労働者不足が叫ばれるなか、本市においては、福井県全体の製造品出荷額等の約3割を占めるなど、製造業が多く所在しており、労働力の確保は重要な課題となっています。【資料3】

減少する日本人の生産年齢人口を外国人がカバーしているのが現状で、25歳から34歳においては、5.4人に1人が外国人という状況となっています。【資料4】

今後の人口減少社会において、生産年齢人口の更なる減少はほぼ確実であり、それを補うためにも外国人を受入れる環境を整備することは、喫緊の課題です。

【資料2】 越前市の外国人市民の推移 (単位:人)



* 各年のデータは、4月1日時点

資料: 窓口サービス課 人口世帯数

【資料 3】本市の製造業について

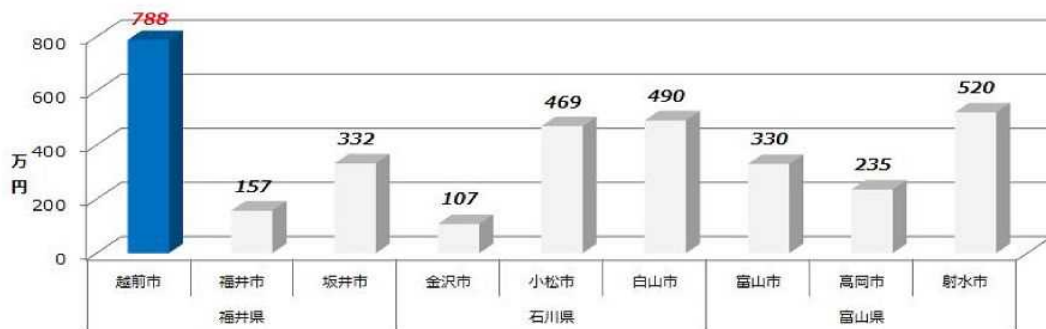
事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

資料：「工業統計調査、H23・H27・R2 値は経済センサス（H24.2.1）・（H28.6.1）・（R4.10.7）の値」

年次	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		
	※従業員 4人以上	対前年比 (%)	(人)	対前年比 (%)	(億円)	対前年比 (%)	県内占有率 (%)
H22年	354	▲4.1	14,409	▲0.9	4,254	19.1	23.5
H23年	373	5.4	14,310	▲0.7	4,147	▲2.5	21.7
H24年	335	▲10.2	13,829	▲3.4	4,709	13.5	24.3
H25年	321	▲4.2	14,211	2.8	4,301	▲8.7	23.5
H26年	315	▲1.9	14,726	3.6	4,736	10.1	25.0
H27年	347	10.2	15,524	5.4	5,627	18.8	27.6
H28年	299	▲13.8	15,946	2.7	5,356	▲4.8	26.2
H29年	295	▲1.3	16,562	3.9	6,139	14.6	29.1
H30年	292	▲1.0	16,730	1.0	6,656	8.4	29.6
H31年	286	▲2.1	16,272	▲2.7	6,488	▲2.5	28.7
R2年	250	▲12.5	15,166	▲6.8	6,405	▲1.3	29.9

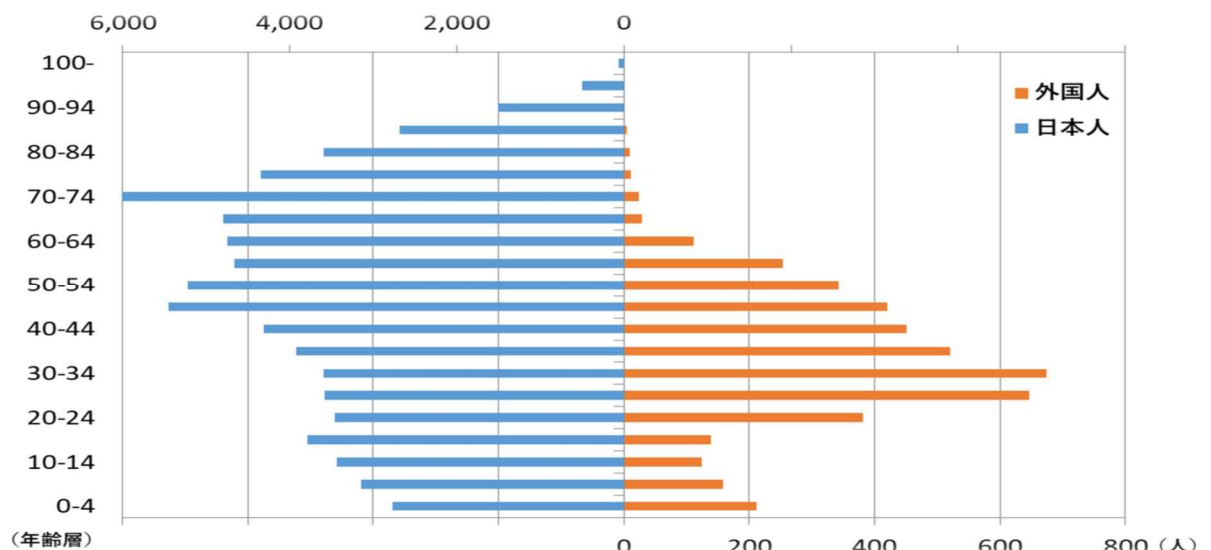
北陸3県主要都市の人口1人あたり製造品出荷額等（令和2年）

単位：万円



資料：「福井県、石川県、富山県の工業統計調査、住民基本台帳人口」

【資料 4】本市に居住する日本人と外国人の年齢別人口構成（単位：人、歳）



* 令和5年4月1日現在

資料：窓口サービス課 人口世帯数

(2)国籍別内訳

本市の外国人市民数を国籍別に見ると、令和5年(2023年)10月1日現在において、ブラジル人が2,821人と全外国人市民数の66%を占めています。次いで、ベトナム人が653人(15%)、フィリピン人が266人(6%)となっており、中国、カンボジア、韓国、ミャンマー、インドネシアなど本市に居住する外国人市民は39の国と地域に上ります。【資料5】

前プラン策定時の平成30年(2018年)と比較すると、ブラジル人が約200人減少している一方で、ベトナム人は約200人増加しています。

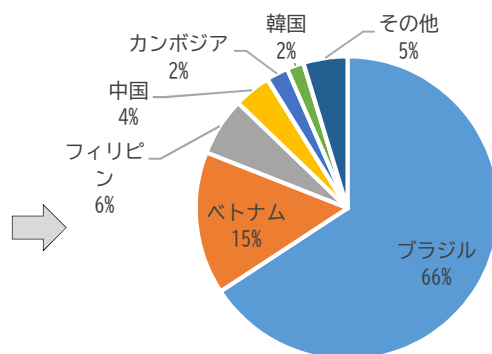
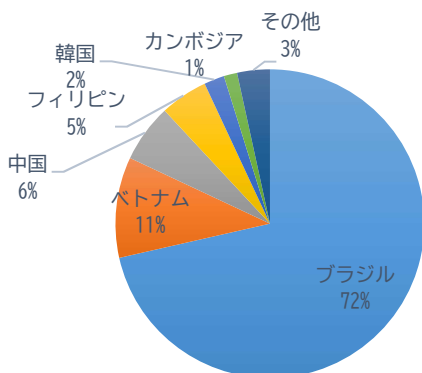
なお、ブラジル人の多くは製造業に従事する派遣社員とその家族であり、ベトナム人については企業での技能実習制度に基づく技能実習生であると考えられます。また、最近では、令和元年(2019年)に新たに創設された在留資格「特定技能」を持つベトナム人も、少しずつ増加しています。

【資料5】本市に居住する外国人市民の国籍 上位10か国 (単位:人)

平成 30 年			令和 5 年		
1	ブラジル	3,045	1	ブラジル	2,821
2	ベトナム	449	2	ベトナム	653
3	中国	259	3	フィリピン	266
4	フィリピン	213	4	中国	169
5	韓国	91	5	カンボジア	101
6	カンボジア	60	6	韓国	77
7	タイ	23	7	ミャンマー	25
8	モンゴル	19	8	インドネシア	24
9	アメリカ	13	9	タイ	23
10	パルー	12	10	バングラデシュ	17

* 各年 10 月末日現在

資料: 窓口サービス課 人口世帯数



(3)地区別内訳

本市に居住する外国人市民が各地区の総人口に占める割合をみると、西地区が15.8%で最も高く、約6.5人に1人が外国人市民という状況です。次いで大虫地区が14.3%、南地区が8.0%、神山地区が6.3%、その他の地区については5%以下となっています。【資料6.7】これは、外国人市民が企業の周辺に居住しているためであると考えられ、多くの外国人を雇用している企業が立地する大虫地区に加え、その周辺の西地区、南地区の外国人割合が高くなっています。

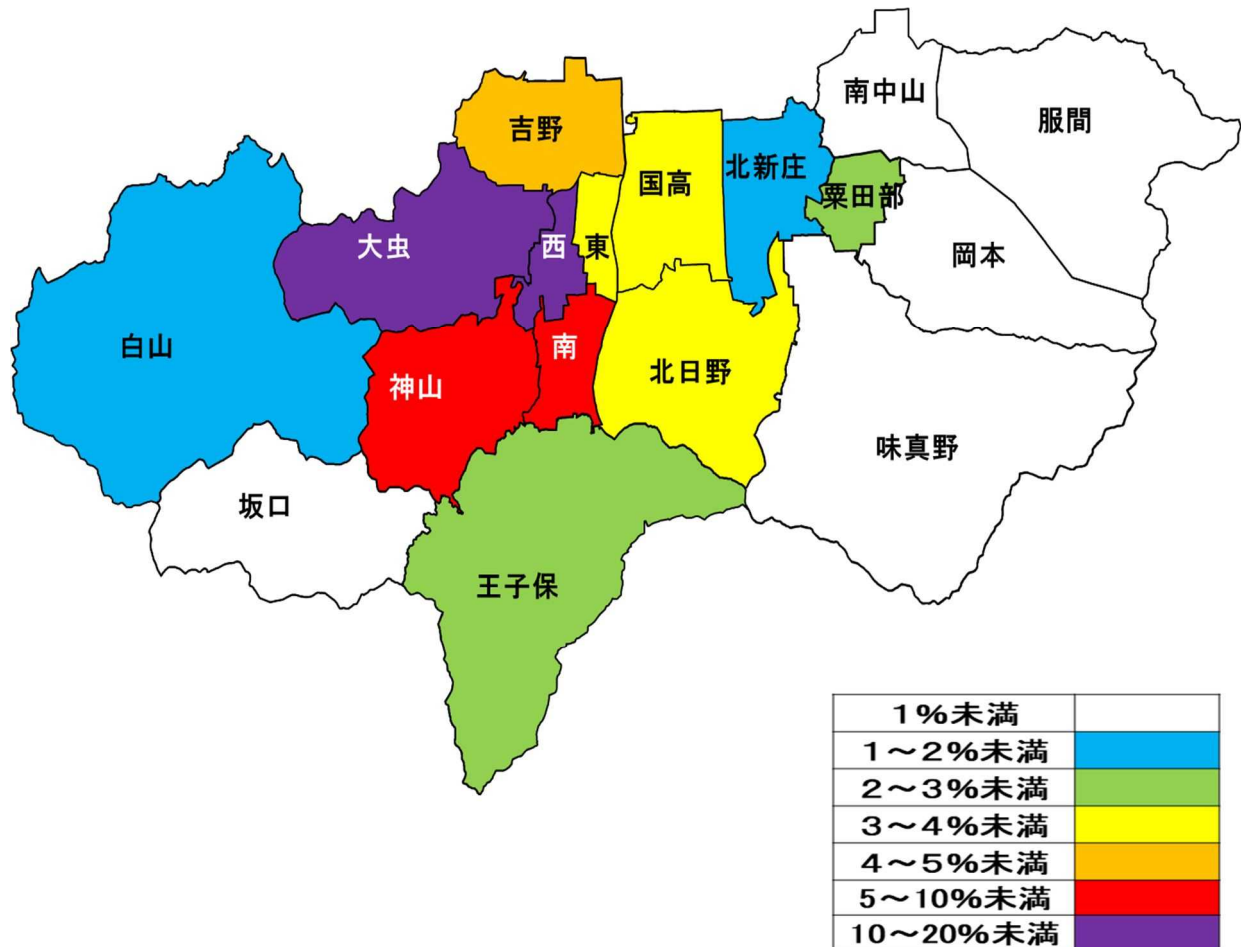
【資料6】地区別外国人数 (単位:人、%)

地区名	外国人数	総人口	外国人割合
東地区	155	4,811	3.2%
西地区	1,171	7,401	15.8%
南地区	756	9,477	8.0%
神山地区	206	3,270	6.3%
吉野地区	381	8,202	4.6%
国高地区	440	11,657	3.8%
大虫地区	830	5,785	14.3%
坂口地区	0	376	0.0%
王子保地区	151	5,637	2.7%
北新庄地区	43	2,654	1.6%
北日野地区	158	4,222	3.7%
味真野地区	25	4,513	0.6%
白山地区	23	1,451	1.6%
栗田部地区	113	3,403	3.3%
岡本地区	18	2,884	0.6%
南中山地区	40	2,936	1.4%
服間地区	4	1,658	0.2%
合計(平均)	4,514	80,337	5.6%

* 令和5年4月1日現在

資料:窓口サービス課 人口世帯数

【資料 7】 各地区における日本人市民に対する外国人市民の割合（単位：%）



資料：窓口サービス課 人口世帯数

(4)在留資格別外国人数

本市に居住する外国人市民を在留資格別にみると、活動内容の制限も在留期限の制限もない「永住者」が、令和5年(2023年)10月1日現在 1,573 人と最も多く、次いで活動内容には制限がなく、在留期限が制限されている「定住者」が、1,345 人、以下「技能実習」が585人、「日本人の配偶者等」が334人と続きます。

定住者と永住者については、そのほとんどがブラジル人であり、中には永住資格を取得して本市で住宅を購入したり、起業したりするケースもあります。第1次プラン策定時の平成30年(2018年)と比較すると、定住者が約350人減少したのにし、永住者は約120人増加しています。また、令和元年(2019年)に創設された在留資格「特定技能」については、令和5年(2023年)10月1日現在180人で、その多くはベトナム人です。【資料8】

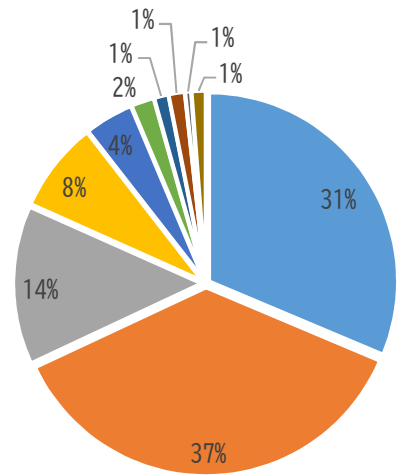
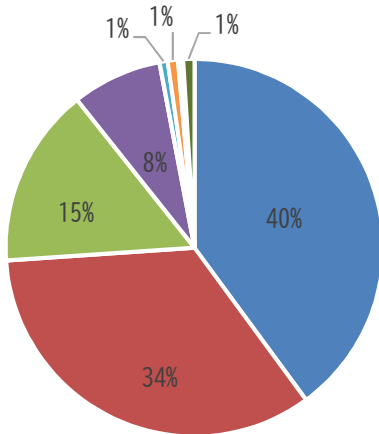
【資料 8】在留資格別割合 (単位:人)

平成 30 年	
定住者	1,702
永住者	1,448
技能実習	657
日本人の配偶者等	328
特定技能	—
技術・人文知識・国際業務	30
永住者の配偶者等	38
家族滞在	6
特定活動	12
その他	41

令和 5 年	
定住者	1,345
永住者	1,573
技能実習	585
日本人の配偶者等	334
特定技能	180
技術・人文知識・国際業務	85
永住者の配偶者等	53
家族滞在	59
特定活動	23
その他	52

* 各年 10 月 1 日現在

資料: 窓口サービス課 人口世帯数



- 定住者
- 永住者
- 技能実習
- 日本人の配偶者等
- 技術・人文知識・国際業務
- 永住者の配偶者等
- 家族滞在
- 特定活動
- その他

- 定住者
- 永住者
- 技能実習
- 日本人の配偶者等
- 特定技能
- 技術・人文知識・国際業務
- 永住者の配偶者等
- 家族滞在
- 特定活動
- その他

(5) 主な在留資格別外国人市民の推移

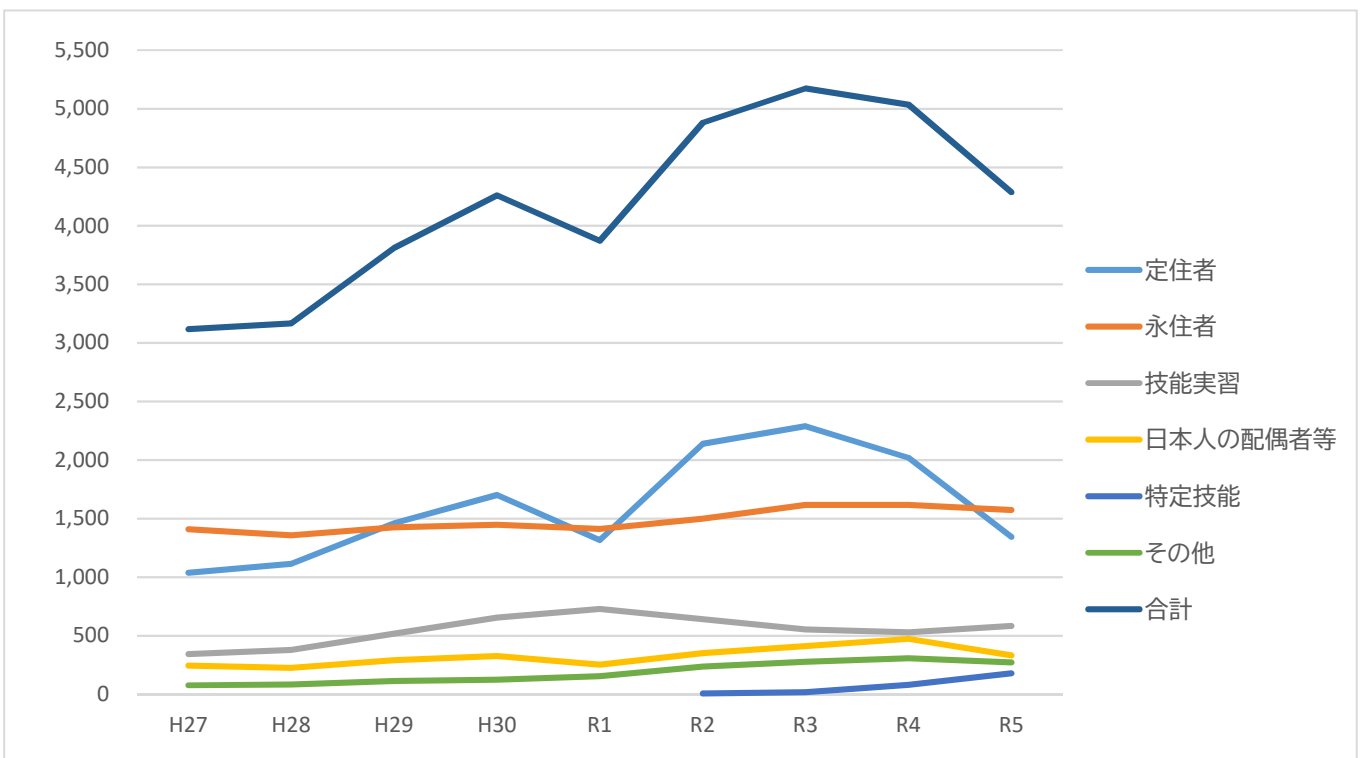
主な在留資格別に見た外国人市民について、過去8年間の推移を見ると、外国人市民の総数は、平成30年(2018年)年まで増加傾向が続き、一旦令和元年(2019年)に減少するものの、再び令和2年(2020年)年から増加に転じた後、令和3年(2021年)を境に減少が続いている状況です。【資料9】

この総人口の動きの背景として、定住者の推移が同じような動きを示していることから、本市における外国人市民の推移には、定住者が大きな影響を与えていることが伺えます。

また、技能実習に係る外国人市民は、平成27年(2015年)以降緩やかに増加していましたが、令和元年(2019年)を境に減少に転じ、新たに平成31年(2019年)4月に創設された、一定の専門性・技能を要する業務に従事する在留資格「特定技能」での登録者が緩やかに増加している状況です。

これは、技能実習を良好に修了した外国人市民が「特定技能」に移行し、本市で継続して働いていることによるものと考えられます。

【資料9】 主な在留資格別外国人市民の推移 (単位:人)



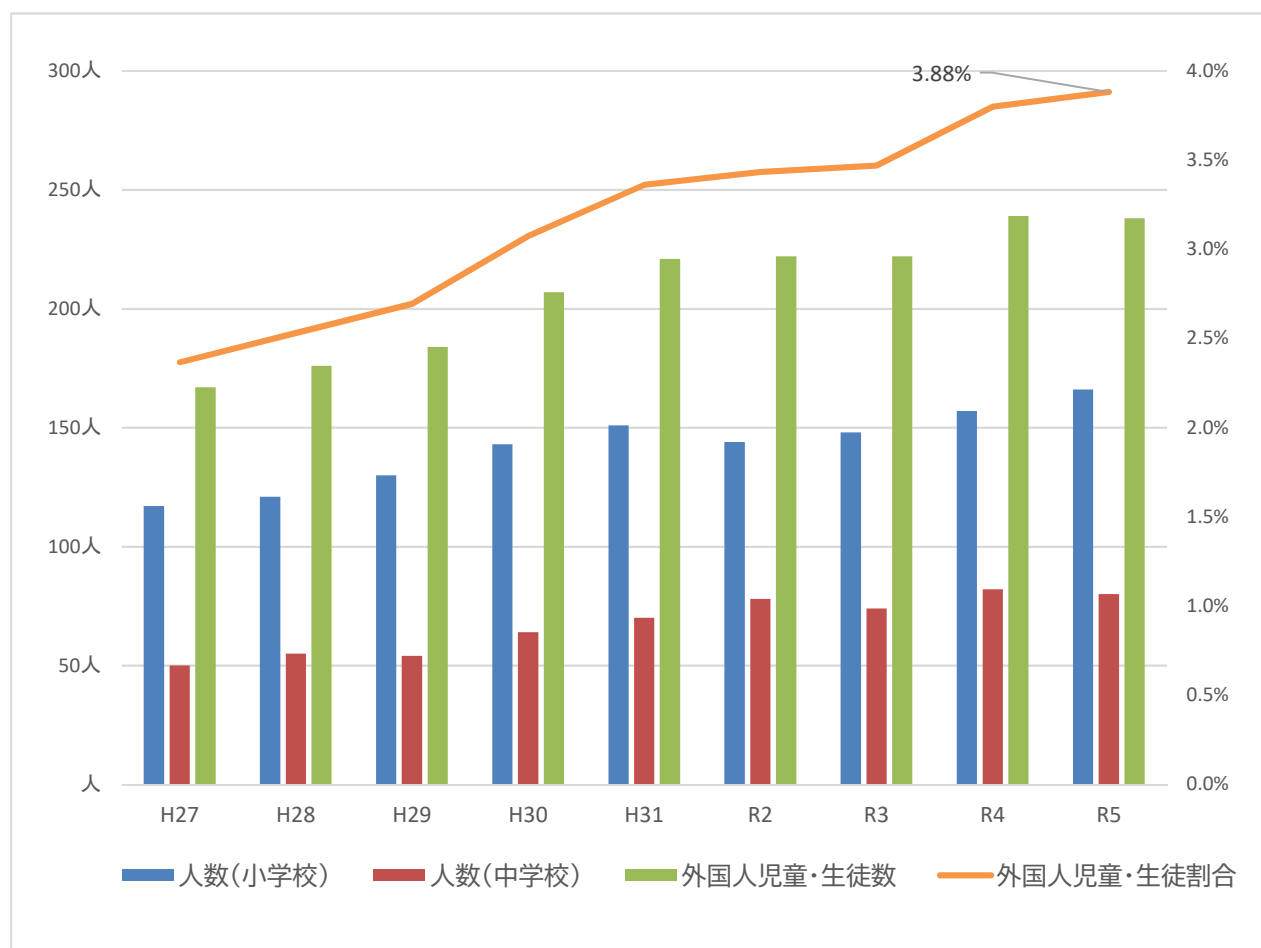
* 各年 10月1日現在

資料: 窓口サービス課 人口世帯数

(6)外国人児童生徒の現状

本市の外国人児童生徒数は、令和5年4月1日現在で、小学生166人、中学生80人となっており【資料10】、そのほとんどはブラジル人です。これらの外国人児童生徒は、ほとんどが前述した外国人市民が多く集住する地区を校区とする小中学校に通っています。今後、国による技能実習制度の見直しや特定技能制度の受入れ対象分野の拡大に伴い、家族の帯同が認められた場合には、母国から家族を呼び寄せることが可能となるため、さらに学校現場の多国籍化が進むことが予想されています。

【資料10】外国人児童生徒数・割合（単位：人・％）



*各年4月1日現在

資料：教育委員会事務局

2. 越前市における課題

(1)コミュニケーションの円滑化

①多言語化と「やさしい日本語」の活用

外国人市民には、日本語を理解できない人も多いため、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じています。本市では、広報紙をポルトガル語やベトナム語、中国語、やさしい日本語※で発行しているほか、市ホームページで情報を多言語化したり、市役所1階の多文化共生総合相談ワンストップセンターに多言語に対応できる職員を配置して、テレビ電話通訳サービスなどのICTを活用しながら、住民異動手続きや庁内の手続き、申請の通訳・翻訳を実施しています。また、国際交流協会においても、SNSを活用し、生活に密着した情報を多言語でタイムリーに発信しています。

しかし、行政の情報がすべて多言語化されている訳ではないため、外国人市民が行政サービスを十分に利用できていないことが懸念されます。

外国人市民が日本人市民と同様、本市において快適な生活を享受するためには、生活のあらゆる場面において、多言語音声翻訳ツール等のICTを積極的に活用し、多言語化を推進する必要があります。

また、様々な主体が多言語表示を推進するとともに、「やさしい日本語」の普及を図り、外国人市民のコミュニケーション支援を行う必要があります。

外国人市民が安全安心に生活するためには、行政情報や生活情報を正しく理解することが必要であり、引き続き、やさしい日本語や多言語音声翻訳ツールを活用したコミュニケーション支援の充実を図ります。

※やさしい日本語

普段使われている言葉を、外国人にも理解しやすい表現に置き換えた簡単な日本語のこと。1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに、災害時に外国人に対して迅速に情報を伝える方法として考案された。現在は、外国人だけでなく、子ども、高齢者、障がいのある方にもわかりやすく情報を伝える言葉として、幅広い場面で使用されている。

(例) 在留カード以外は必要ありません。 ⇒ 在留カードを持ってきてください。
こちらに記入願います。 ⇒ この紙に書いてください。

②日本語教育環境の整備

令和元年(2019年)に、国内外における日本語教育の機会の拡充・日本語教育の水準の維持向上等を目的とした「日本語教育の推進に関する法律が施行されました。

外国人市民アンケートでは、日常生活での困りごとや心配ごとが「ある」と回答した人のうち、約半数の方が「日本語ができない」の項目を選択しています。また、「日本語を勉強しているか」との問いに対しては、約半数の方が「していない」と回答しています。

本市における多くの外国人市民は、日常的に日本語が話せなくても、職場では同じ国籍の同僚等の支援により就業が可能であり、プライベートにおいても日本語を話すことができる人などの助けによって、生活はできる状況です。しかし、子どもの養育における学校との連絡や母国語を話せない子どもとのコミュニケーション、災害などの緊急時などには、同様の支援が必ずしも受けられるとは限らず、自らの力で解決をしていく必要があります。

外国人市民が地域住民と共に日常生活を円滑に営むことができるよう、これまで国際交流協会が実施してきた日本語教室(個別教室やグループでの学習支援、タブレットを活用したオンライン授業等)の充実、習熟度や外国人市民の不規則な勤務体系に合わせたカリキュラムの作成など、外国人市民がより日本語を学びやすい環境を整備する必要があります。

さらに、外国人市民が日本語や日本文化・社会を学ぶ機会を確保するためには、雇用する企業の役割も重要です。生産年齢人口の減少にともない、労働力確保は大きな課題であり、長く労働力を確保する観点からも、企業内での日本語教室の開催など、外国人市民が未永く本市で生活を送ることができるよう支援をしていく必要があります。

(2)生活環境の充実

①子どもの保育環境の整備

本市における外国人市民は近年減少傾向にあるものの、母国からの家族の呼び寄せや日本での結婚・出産により、子どもの数は少しずつ増加しています。また、多くの外国人市民は夫婦共働きであり、不規則な交代勤務のため保育園や特定の地域における放課後児童クラブの利用が増加しています。しかし、保育園においては必ずしも希望通り自宅や職場付近で入園できるとは限りません。多くの外国人市民が自家用車を所有していない現状では、市全域においては入園が可能であっても、近隣の園への入園ができず、やむを得ず入園をあきらめるといった事態も生じています。

現在、本市では外国人児童が利用する保育園や児童館・児童センターに多言語翻訳機

を配置し職員が日常的に活用しています。

また、外国籍児童対応職員としてポルトガル語に対応できる会計年度任用職員を雇用し、保護者との意思疎通のパイプ役や通知等の翻訳、保育補助者として日々の教育・保育の支援を行っています。

このような状況下で、企業が従業員の子育て支援施策を積極的に実施することなどによる、根本的な課題解決が望まれています。

②子どもの教育環境の整備

前述のとおり、本市における外国人児童生徒の数は少しずつ増加しています。令和5年(2023年)4月現在において、小学校の外国人児童数は166人、中学校の外国人生徒数は80人、合計246人で、5年前と比較し約40人増加しました。日本語を話せない外国人児童生徒・保護者のために、本市では日本語初期指導員や日本語基礎指導員、アクセスワーカー、外国人児童生徒対応支援員などを配置しています。日本語の習得レベルに大きく差があり、日本語を話せない児童生徒には、日本語初期指導員が生活言語の指導を、それを終えた児童生徒には、日本語基礎指導員が授業に付き添って指導を行っており、日本語の習得レベルに合わせて日本語指導を進めています。また、外国人児童生徒対応支援員の配置により、各校の児童生徒の日本語の習得状況を把握しながら、支援体制のコーディネートを行い、よりきめ細かな支援ができるようにしています。学習言語の習得を困難とする児童生徒は多く、また日本語の習得レベルは学習や学校生活に大きく影響するため、外国人児童生徒の増加に合わせて、さらに支援体制を充実させていく必要があります。

また、保護者が子どもを安心して学校に通わせることができるよう、保護者への支援も大切です。これまで以上に、子どもの発達や学習状況に関して情報を共有したり、学校生活における不安や悩みを相談したりできるように、現在企業からもご支援いただいているアクセスワーカー等の配置を更に拡充し、学校と保護者がなお一層つながる体制作りが求められます。

今後も、外国人児童生徒の増加が予想されることから、学校現場における教育環境の整備は、本市における喫緊の課題となっています。

③医療・保健・福祉における支援

新型コロナウイルス感染症の流行等により、医療機関を受診する外国人市民が増加しています。本市では、これまで外国人市民が安心して医療機関を受診できるよう、医療機関が多言語翻訳機を購入する場合に助成を行ってきましたが、多くは日本語を話せない外

国人市民に対応できていないのが現状です。このため、症状などを正確に伝えるためには、外国人を雇用する企業の通訳などが同行する必要があります。外国人市民アンケートでも、市内の医療機関に通訳を配置してほしいとの意見が大変多く寄せられており、感染症の拡大に備えるためにも、通訳の配置や多言語対応など、外国人市民が安心して医療を受けられる環境を整備していく必要があります。

また、母子保健事業※においては、通訳の設置などで対応をしていますが、子どもの健やかな成長に必要な離乳食や育児にかかる大切な事柄の普及啓発活動を充実させていくことも重要です。さらに、今後の外国人市民の高齢化も見据えて、福祉制度や健康面の指導などについても啓発していく必要があります。

また、最近ではDV(配偶者等からの暴力)の相談や貧困、不登校や非行、子どもへの虐待等、相談が増加しています。しかし、相談を受ける際には多言語翻訳機では難しく通訳を介する場面も多く、日程の調整が必要なことや、直接相談を受けることができないため、個人情報に関する不安が生じることもあります。このことからプライバシーに関わるデリケートな相談にもいつでも安心して対応できる場の確保が課題となっています。

※母子保健事業

市が妊娠期から子育て期にわたって行う保健事業(乳幼児健診等)のこと。

④就業支援

本市における外国人の雇用は、ブラジル人を中心とした人材派遣会社の社員と外国人技能実習制度に基づく技能実習生が大半を占めています。また、本市企業においても労働力の確保は重要な課題となっており、外国人市民も貴重な労働力として位置付けられています。しかし、二交替制などの雇用環境は結婚や出産、子育てなどの家庭生活に様々な影響を与えており、出産後、子どもの保育園が近隣で確保できない場合、自家用車を所有しない外国人市民は母親が再就職を断念するなどの事態が生じています。

また、職場になじめず離職する外国人市民も存在し、多くが日本語を理解できないことから再就職が困難となっています。このため、外国人市民も安心して仕事を続けていくことができる環境の整備の一つとして日本語の習得支援が必要となっています。

さらに、就労環境に対して不満や悩みを抱えている外国人市民もいるため、外国人の就労について、外国人を雇用する企業やハローワーク等の関係機関と連携した支援も必要です。

⑤居住支援

本市で生活する外国人市民の大半を占めるブラジル人は、人材派遣会社に雇用されています。このため、基本的に住居については人材派遣会社によって確保されていますが、結婚や出産にともなって自ら広い住まいに引っ越すこともあるほか、長く本市に居住する外国人市民の中には自宅を購入する人も存在しています。技能実習生についても受け入れ先企業が準備した宿舎に居住することとなるため、雇用される外国人市民の居住先については十分に確保されている状況です。しかし、町内(地域)によっては、ゴミ出しのルールなど文化の違いから周辺住民等とトラブルが起きたり、外国人市民の居住を拒否するといった事例もあるようです。ゴミの問題に関して本市では、日本人市民と外国人市民がお互いに住みやすいまちとなるよう、ゴミの分別チラシをポルトガル語、ベトナム語、中国語で作成して周知を図っていますが、さらに、日本人市民と外国人市民が地域コミュニケーションを密接にとることで、様々な問題の解決を図っていくことが望まれています。

⑥災害時における情報発信の確立

本市では、災害への対応として「越前市の避難場所」と「洪水ハザードマップ」をポルトガル語、ベトナム語、中国語、英語で作成し、転入者に配付しています。

また、令和元年(2019年)からは、防災意識の啓発や災害時の情報発信、避難所における母国語での通訳など、外国人市民の防災対策に関する活動を行う「外国人市民防災リーダー※」を継続的に養成してきました。

突発的に発生する災害などにおいて、その対応には迅速さが求められますが、緊急時における情報を多言語化して発信することは効率も悪く、日本語を理解しない外国人市民への情報伝達の方法が大きな課題となっています。

また、外国人市民のアンケートでは、自らが居住する地区を認識していない割合が半数を超える結果となりました。

このため、市や国際交流協会においても、緊急時に対応した外国語の定型文の作成や、効率よく迅速に情報を提供するための方法を検討するとともに、災害が起こっている地域や避難場所の表示においても、町内名と地区名を併記するなど、外国人市民にも分かりやすい情報発信を行う必要があります。さらに、日本の災害に馴染の薄い外国人市民に、平時から防災に対する関心を高めてもらう取組みが求められます。そして何より、外国人市民も、日頃から自らの命を守るための対策として、災害発生時に備え地域とのコミュニケ

ーションや日本語力の向上に努めていくことが大切です。

※外国人市民防災リーダー

外国人市民のコミュニティや地域での自助・共助の担い手として、防災意識の啓発や災害時の情報発信など、市と連携して活動する外国人市民と、外国語が話せる日本人市民。

(3)意識啓発と社会参画促進

①多文化理解の啓発

本市では、西地区、大虫地区に多くの外国人市民が集住しています。【資料7】
集住している地区の小中学校などにおいては、日本文化と外国文化の相互理解のための行事などが実施されていますが、その他の地区においては、多文化共生の必要性について十分に理解されていないのが現状です。

日本人市民のアンケートでは、地域で暮らす外国人が増えることに対する考えとして、「外国の言葉・文化を知る機会が増える」「外国のことについて関心を持つようになる」がともに 45.7%だった一方、「外国人が日本のルールや習慣を知らずにトラブルが起きてしまう」が 71.0%、「言葉が通じずコミュニケーションが取れない」が 49.1%と、依然としてネガティブなイメージを持っている人が多い結果となりました。外国人市民が地域において自立して、社会参加をしていくためには、外国人市民への啓発も必要ですが、日本人市民自身が受け入れるためのアクションを積極的に起こしていく必要があると言えます。

日本人市民と外国人市民の双方が意義を理解し、互いの文化を尊重し、受け入れていく気持ちを持つことが、多文化共生社会実現のための第一歩です。外国人に対する不当な差別や偏見をなくすためにも、引き続き、多文化共生の地域づくりに向けた必要性についての啓発を行い、国際理解の推進を図ることが必要です。

②地域コミュニティへの参加促進

多文化共生社会においては、日本人市民と外国人市民が垣根なく様々な活動に従事し、共に町内会、自治振興会等の地域コミュニティを運営していくことが望ましい姿です。しかし、地域での祭りや、運動会、社会奉仕作業の活動など、地域コミュニティへの外国人市民

の参加は少ないのが現状です。外国人市民のアンケートでは、日本人との交流を「ない」と回答した割合が6割を超えており、その理由として「交流したいが、日本人と知り合う機会がない」「日本語ができないので交流できないと思う」を選択した人が多い結果となりました。また、日本人市民のアンケートでは、「地域に暮らす外国人との交流はあるか」との質問に対し、7割以上の方が「ない」と回答しており、そのほとんどが「交流の機会がない」ことを理由としています。

日本人市民と外国人市民の共生を図るには、互いの繋がりが重要となりますが、地域における交流機会の不足により、外国人市民が孤立したり、言語や文化、生活様式の違いによるトラブルが発生したりしています。

多文化共生の地域づくりを進めるためには、既に日本人市民との交流を持っている外国人市民がリーダー的存在となって、日本人市民と外国人市民の架け橋的存在になることが望まれます。一方で、日本人市民が、多言語翻訳アプリなどのICTを活用するなどして外国人市民に対し積極的な声かけを行い、地域コミュニティへ誘引することも必要です。

③多文化共生の推進体制整備

本市ではこれまでも各部署において必要な対策を講じてきましたが、これまで以上に、外国人市民が日本人市民同様、快適な生活を享受し、越前市を第二の故郷として離れがたい気持ち、いわゆる「郷土愛」を感じてもらうために、多文化共生の担当課を中心として関係各課の有機的な連携が課題となっています。また、国際交流協会が中心となって様々な取り組みを実施していくことができるよう、組織体制の見直しや強化が望まれています。外国人市民を雇用する企業においても、これまで述べてきた外国人従業員子弟における、保育や教育における課題に対する役割などを明確にし、市・国際交流協会など関係者間における連携・協働による効率的な多文化共生社会の実現を目指すための体制作りが必要です。

(4)地域活性化の推進やグローバル化への対応

①外国人の能力を活かした人材活用

本市の外国人市民の多くは、派遣会社の社員又は外国人技能実習生として市内企業に就職しています。中には、日本語が堪能で優れた技術や能力のある外国人市民が正社員として雇用されている事例もあります。

多文化共生を実現するためには、日本人市民だけではなく外国人市民の活躍を積極的に支援し、外国人市民の知見やノウハウの活用を図りながら、多様性を活かしたまちづくりに取り組む必要があります。

また、外国にルーツを持つ子どもたち※を含め、複数の言語や文化を持つ外国人市民は、将来的にグローバル人材としての活躍が期待されます。急速に進展するグローバル化に対応するため、本市で生まれ育った外国にルーツを持つ子どもたちが、将来本市で活躍できる環境を整備するとともに、行政をはじめ関係機関が連携し、多文化共生の地域づくりの担い手となる人材の発掘や情報収集に努める必要があります。

※外国にルーツを持つ子ども

自身の国籍に関わらず、親のいずれかまたは両方が外国出身者である子どものこと。

■第4章 越前市多文化共生推進プランの施策

1. 重点施策

これまで述べてきたように、本市の多文化共生社会の実現に向けては、様々な分野において多くの課題が存在します。本章においては、第3章で明らかとなった課題を解決するための施策を明確化するとともに、企業や関係機関と連携して、市民を的確にサポートするための施策を展開していきます。

本プランでは、第1次プランに掲げた重点施策「多文化共生社会の実現に向けた啓発」と「子育て教育環境の充実」の2つの取組みを引き続き継承し、日本人市民も外国人市民も同じ越前市民として、郷土に愛着を持ち、幸せを実感できる越前市を創り上げていきます。

重点施策1：多文化共生社会の実現に向けた啓発

(1)多文化理解の啓発

多文化共生のまちづくりを進めるためには、日本人市民が外国人市民の文化や習慣などを理解し、同じ越前市民として受け入れていくことが必要である一方で、外国人市民も地域住民の一員であることを自覚し、日本人の生活習慣や考え方、生活のルールなどを理解し遵守することが求められます。また、地域において自立した生活を送るためには、日本語の習得が必要です。

本市では、日本人市民と外国人市民の相互理解を促進し、多文化共生のまちづくりを推進するため、様々な機会を捉え、継続的に多文化共生の意識啓発を行っていきます。



多文化交流フェスティバルの様子

施策名	概要	施策番号
多言語・多文化啓発セミナー開催事業	市内企業や関係機関と連携し、外国文化の紹介や、やさしい日本語の活用など、多文化共生を啓発するためのセミナーを開催する。	6
多文化理解啓発事業 (広報事業)	外国人の有する多様な文化や考え方を広報紙などで紹介し、異なる文化や考え方を知ることの楽しさや必要性を啓発する。	49
外国人市民、日本人市民のニーズに合った講座やイベントの開催による交流促進	外国人市民、日本人市民のニーズに合った、身近なテーマを取り上げた講座やイベントを開催し、多文化共生に対する理解と交流を促進する。	52

(2)多言語化と「やさしい日本語」の活用

外国人市民を対象としたアンケートの結果からも明らかのように、日常生活において「日本語ができない」ことで、多くの外国人市民が不自由を感じています。日本語を理解できない外国人市民の多くは、必要に応じて友人や会社等の助けを借りて生活している状況ですが、これからも本市で生活をしていくには、決して好ましい姿ではありません。そのため、日本語学習の必要性を引き続き啓発するとともに、多言語音声翻訳ツール等のICTを積極的に活用し、行政情報や生活情報の多言語化を進めていきます。また、「やさしい日本語」の普及を進め、窓口対応等における活用を推進します。



▲市広報紙等の多言語版



▲市ホームページ(ポルトガル語)

施策名	概要	施策番号
ホームページの多言語化	市ホームページの多言語化を進め、外国人市民に対する情報提供の充実を図る。	2
外国人市民支援事業	翻訳又はやさしい日本語により広報を行う町内を増やし、地域の行事やイベントへ外国人市民の参加を促す。また、SNSを活用し、生活情報をタイムリーに多言語で発信する。	3
市広報紙外国語版発行	ポルトガル語、ベトナム語、中国語の広報紙を作成し、イベントや防災などの行政情報のほか、日本語講座開講情報など、各外国人のニーズに合った情報を提供する	4
やさしい日本語の普及促進	外国人市民とのコミュニケーションを図れるよう、やさしい日本語の普及を促進する。	10
多言語ユニバーサル情報配信ツールを活用した情報配信の充実	情報配信ツール「MCカタログプラス」を活用し、広報紙をはじめ様々な情報を多言語で発信する。また、閲覧のためのアプリ「カタログポケット」の普及促進を図る。	12

(3)日本語教育環境の整備

日本で長く安心して生活していくために、日本語を習得することは必要不可欠です。外国人市民を対象としたアンケートにおいても、「日常生活で困っていることや心配なこと」が「ある」と回答した外国人市民のうち、半数以上が「日本語ができない」ことを選択しており、外国人市民自らも日本語習得の必要性について認識していることが窺えます。

国際交流協会が実施している日本語教室では、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和3年度以降、グループでの教室を休止し、個別対応の教室やオンラインでの授業が開催されています。

個別対応教室やオンライン授業では、受講者の希望する時間帯や、日本語習得レベルに合わせた対応を行っていますが、今後ますます日本語学習のニーズが高まってくると予想されることから、日本語教室については、引き続き各々の日本語の習熟度や勤務体系に

合わせたカリキュラムの作成を行うとともに、指導にあたる日本語学習支援者を増やすための取組みが必要となってきます。このため市としても、国際交流協会への支援体制を充実し、日本語習得を希望する外国人市民の学習環境の整備を進めます。



▲国際交流協会での日本語教室



▲国際交流協会主催の夏休み宿題サポート

施策名	概要	施策番号
国際交流推進事業 (日本語教室事業)	外国人市民の地域参画に向けた日本語教室の実施及び日本語サポーターの養成を行う。また、学習者である外国人市民のニーズに合わせ、休日、夜間等の開催の充実を図る。	14

重点施策2：子育て教育環境の充実

(1)保育・教育環境の整備

人間形成の基礎を培う乳幼児期・学童期は、子どもの成長に大きな影響を及ぼす大切な時期です。

近年、親の両方又はいずれか片方が外国出身者である子どもが増加し、生活習慣や養育観の違い、言葉の壁など様々な問題が子どもを取り巻いていることから、保護者が地域の中で孤立することなく安心して子育てができるよう、日常生活や子育ての相談、行政サービス利用の際の通訳などの子育て支援を充実し、相談体制の充実や分かりやすい情報提供に取り組みます。

また、仁愛大学や外国人を雇用する企業と連携したポルトガル語講座を引き続き開催し、多文化共生に対する市民の意識啓発を図るとともに、多言語に対応できる保育士など、将来のグローバル人材の育成につなげていきます。

小中学校においては、これまで増加する外国人児童生徒に対応するため、日本語初期指導員や日本語基礎指導員、翻訳や保護者への対応を行うアクセスワーカー、外国人児童生徒対応支援員などを配置し、言語指導や学習指導の支援を行ってきました。特に、近年は母国語が未熟のまま本市に転入する低年齢の子どもが増加しており、生活言語や学習言語の習得に時間を要するケースが増えています。このため、日本語を話せない外国人児童生徒が、入学した学校で安心して学校生活に対応できることを目指し、就学前の入学説明会「プレスクール」や日本語の初期指導を行う「プレクラス」の拡充を図っていきます。

また、外国人児童生徒が学校外でも安心して過ごせる場として、身近な地域で学習支援や遊びを実施する、家庭や学校以外の「第三の居場所」づくりを継続して行っていきます。

国籍や文化の違いを問わず、越前市の将来を担う子どもたちの夢を育み、地域に根差した教育を進め、魅力ある学校づくりに繋げていきます。

施策名	概要	施策番号
子どもの居場所づくり	家庭や学校以外の場に、第三の居場所として、子ども達の身近な地域で学習支援を実施する「子どもの居場所」づくりを進める。	19
保育士・幼稚園教諭を目指す学生向けポルトガル語講座	将来、保育士や幼稚園教諭を目指す学生を対象としたポルトガル語講座を実施する。	21
プレクラス機能充実事業	日本語を話せない子ども達を対象としたプレクラス（日本語初期教育の場）を企業等と連携して開設する。	24

2. 施策の体系

本プランは、日本人市民、外国人市民が共に越前市に愛着をもって生活していけるように、基本理念を設定し、本市の目指すべきまちづくりの方向性を基本方針とします。また、国の定めた「地域における多文化共生推進プラン」による基本施策に基づき、本市の現状と課題を踏まえ、課題を解決するための施策を展開していきます。

越前市多文化共生推進プランの体系		
基本理念	基本方針	施策の方向性
お互いに支えあひ、郷土への愛着をもって、 共に創り上げる住み良いまち 越前市	(1)コミュニケーションの円滑化	①多言語化と「やさしい日本語」の活用
		②日本語教育環境の整備
	(2)生活環境の充実	①子どもの保育環境の整備
		②子どもの教育環境の整備
		③医療・保健・福祉における支援
		④就業支援
		⑤居住支援
		⑥災害時における情報発信の確立
	(3)意識啓発と社会参画促進	①多文化理解の啓発
		②地域コミュニティへの参加促進
		③多文化共生の推進体制整備
	(4)地域活性化の推進やグローバル化への対応	①外国人の能力を活かした人材活用

3. 越前市多文化共生推進のための施策

(1)コミュニケーションの円滑化

外国人市民の中には、日本語が理解できない人も多いため、本市において快適な生活を享受するためには、行政サービスだけではなく、日常生活上の様々な分野において、情報の多言語化や、「やさしい日本語」の活用が必要です。

外国人市民が地域で安心して生活できるよう、多言語による相談窓口の充実や生活情報の発信など、やさしい日本語や多言語音声翻訳ツールを活用したコミュニケーションの円滑化を図ります。

① 多言語化と「やさしい日本語」の活用

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
1	外国人生活相談窓口の充実 (多文化共生総合相談ワンストップセンター運営)	多文化共生総合相談ワンストップセンターにおいて、外国人の各種手続きや相談業務にワンストップで対応する。窓口では、テレビ電話通訳サービスなど、ICTを積極的に活用する。	継続	行政
2	ホームページの多言語化	市ホームページの多言語化を進め、外国人市民に対する情報提供の充実を図る。	新規	行政
3	【重点施策】 外国人市民支援事業	翻訳又はやさしい日本語により広報を行う町内を増やし、地域の行事やイベントへ外国人市民の参加を促す。また、SNSを活用し、生活情報をタイムリーに多言語で発信する。	継続	行政 国際交流協会 企業 地域
4	【重点施策】 市広報紙外国語版発行による外国人市民への情報提供	ポルトガル語、ベトナム語、中国語の広報紙を作成し、イベントや防災などの行政情報のほか、日本語講座開講情報など各外国人のニーズに合った情報を提供する。	継続	行政 国際交流協会 企業
5	外国人市民相談事業	ポルトガル語、中国語に加え、多言語に対応できる窓口支援・相談体制を整備する。	継続	行政 国際交流協会 企業

6	【重点施策】 多言語・多文化啓発セミナー 開催事業	市内企業や関係機関と連携し、外国文化の紹介や、やさしい日本語の活用など、多文化共生を啓発するためのセミナーを開催する。	継続	行政 国際交流協会 企業
7	各種案内・通知等の 多言語化	優先度が高い行政情報について多言語に翻訳を行う。	拡充	行政 国際交流協会
8	サインのユニバーサル化推進	市役所や市内に設置された、公共の案内看板等の多言語表記を行う。	拡充	行政
9	通訳人材の育成に係る国・県 への支援要望の実施	日常生活をサポートするため、日本語と外国語との橋渡しができる通訳の人材育成について、国・県に対して要望書を提出する。	継続	行政
10	【重点施策】 やさしい日本語の普及促進	通訳を介さずに外国人市民とのコミュニケーションを図ることができるよう、やさしい日本語を用いた対応等の研修を行う。また、地域等においても、住民同士のコミュニケーションを活性化させるため、やさしい日本語の普及を促進する。	継続	行政 国際交流協会 企業 大学
11	多言語翻訳機の活用	日本語を話せない外国人市民のため、小中学校、保育園、認定こども園、幼稚園、公民館などの教育施設や、観光施設等に多言語翻訳機を配置する。	継続	行政 企業
12	【重点施策】 多言語ユニバーサル情報配信 ツールを活用した情報配信の充実	情報発信ツール「MCカタログプラス」を活用し、広報紙をはじめ様々な情報を多言語で発信する。また、閲覧のためのアプリ「カタログポケット」の普及促進を図る。	新規	行政

② 日本語教育環境の整備

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
13	外国人児童生徒支援事業	外国人児童生徒支援のため、次の各種支援員等を配置するほか、県に外国人児童生徒担当教諭の増員を要望する。 ・日本語初期指導員(学校巡回) ・アクセスワーカー (複数校兼務) ・日本語基礎指導員(学校配置) ・外国人児童生徒対応支援員 (学校巡回)	拡充	行政 企業
14	【重点施策】 国際交流推進事業 (日本語教室事業)	外国人市民の地域参画に向けた日本語教室の実施及び日本語サポーターの育成を行う。また、学習者である外国人市民のニーズに合わせ、休日、夜間等の開催の充実を図る。	拡充	行政 国際交流協会 企業 地域
15	国際交流協会の外国人支援事業に係るコミュニティ助成事業の活用	国際交流協会が行う多文化共生・交流事業の支援を図る。	拡充	行政 国際交流協会
16	夏休み宿題サポート事業	国際交流協会と連携し、夏休み期間中の児童・生徒の宿題のサポートを行い、学習支援と保護者等の負担軽減を図る。	継続	行政 国際交流協会 企業
17	転入者向け生活情報提供	本市に転入した外国人市民に対し、転入手続時に多言語化した生活情報のリーフレット等を配付する。	新規	行政

(2)生活環境の充実

前述のとおり、本市における外国人の子どもの数は少しずつ増加しています。本市の強みである充実した子育て教育環境を外国人市民にも同様に感じていただくため、保育と教育の分野を引き続き重点施策と位置付け取り組んでいきます。

また、日常生活において必要となる様々な情報の提供や、災害時の支援など、外国人市民が安心して地域で生活できるような環境整備に努めます。

① 子どもの保育環境の整備

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
18	市児童発達支援センターによる発達支援と相談支援	・越前市及び福井県の発達支援、受診についてわかりやすいパンフレット等の作成。 ・通訳者同席による療育、相談、訪問支援の実施 ・外国籍の子どもとその親の相談や療育への受け入れ。	継続	行政
19	【重点施策】 子どもの居場所づくり (外国籍の子ども対象の家庭学習支援)	家庭や学校以外の場に、第三の居場所として、子ども達の身近な地域で学習支援を実施する「子どもの居場所」づくりを進める。	拡充	行政 国際交流協会 企業 市民団体
20	外国籍の気がかりな子どもへの対応	外国籍の気がかりな子どもが増加している状況に対して、きめ細かな対応を行う。	継続	行政
21	【重点施策】 保育士・幼稚園教諭を目指す学生向けポルトガル語講座	将来、保育士や幼稚園教諭を目指す学生を対象としたポルトガル語講座を実施する。	継続	行政 大学 企業
22	保育園及び放課後児童クラブへの通訳及び外国籍児童対応職員の配置	保育園及び放課後児童クラブにポルトガル語通訳を配置する。	継続	行政
11	多言語翻訳機の活用 <再掲>	日本語を話せない外国人市民のため、小中学校、保育園、認定こども園、幼稚園、公民館などの教育施設や、観光施設等に多言語翻訳機を配置する。	継続	行政 企業

② 子どもの教育環境の整備

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
13	外国人児童生徒支援事業 <再掲>	外国人児童生徒支援のため、次の各種支援員等を配置するほか、県に外国人児童生徒担当教諭の増員を要望する。 ①日本語初期指導員 (学校巡回)	拡充	行政 企業

		<p>②アクセスワーカー (複数校兼務)</p> <p>③日本語基礎指導員 (学校配置)</p> <p>④外国人児童生徒対応支援員 (学校巡回)</p>		
23	高校等への外国人生徒支援員の配置(県への要望)	ブラジル国籍の生徒の多い高校等への支援員等の配置や、中学の途中で日本に移住してきた子どもに対する受験科目等の配慮について、県及び県教育委員会へ重要要望として提言していく。	継続	行政
24	【重点施策】 プレクラス機能充実事業(児童生徒の初期日本語教育支援)	日本語が理解できない生徒を対象としたプレクラス(日本語初期教育の場)を企業等と連携して開設する。	継続	行政 企業
25	就学に関する外国人市民への支援	学校入学時の就学案内(外国人保護者のための説明会開催含む)や、就学援助制度の情報提供(申請書翻訳を含む)を行う。	継続	行政
26	就学相談や進路相談における外国人の子どもへの対応	就学相談や進路相談で保護者面談を行う際に、必要に応じて通訳を派遣する。	継続	行政
27	学校における人権意識の啓発	学校での授業等の中で、多文化共生や異文化理解、人権意識の啓発に関する取組みを行う。	継続	行政
28	外国語図書の整備	外国籍の児童生徒が親しめる母国語の図書を、学校や図書館に整備する。	新規	行政
11	多言語翻訳機の活用 <再掲>	日本語を話せない外国人市民のため、小中学校、保育園、認定こども園、幼稚園、公民館などの教育施設や、観光施設等に多言語翻訳機を配置する。	継続	行政 企業
16	夏休み宿題サポート事業 <再掲>	国際交流協会と連携し、夏休み期間中の児童・生徒の宿題のサポートを行い、学習支援と保護者等の負担軽減を図る。	継続	行政 国際交流協会 企業

18	市児童発達支援センターによる発達支援と相談支援 <再掲>	・越前市及び福井県の発達支援、受診についてわかりやすいパンフレット等の作成。 ・通訳者同席による療育、相談、訪問支援の実施 ・外国籍の子どもとその親の相談や療育への受け入れ。	継続	行政
19	【重点施策】 子どもの居場所づくり (外国籍の子ども対象の家庭学習支援) <再掲>	家庭や学校以外の場に、第三の居場所として、子ども達の身近な地域で学習支援を実施する「子どもの居場所」づくりを進める。	拡充	行政 国際交流協会 企業 市民団体

③ 医療・保健・福祉における支援

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
29	母子保健・予防接種・健康診査・健康 21 推進事業	保健指導等で使用するパンフレット等について、翻訳が必要なものを見極め、優先順位をつけて作成し、外国人への保健指導等をスムーズに行う。	継続	行政
30	ゴミの分別出前講座事業	外国人市民に対しごみ分別の出前講座を実施し、ごみ分別意識の啓発を図る。	継続	行政 企業 地域
31	日常生活相談業務事業	日本で生活するために必要な様々なルール、手続き、習慣などの相談に応じると共に、各種サービスに対応する社会団体の育成を行う。	継続	行政 国際交流協会 地域 企業 市民団体
32	幼児健診時の通訳配置	集団で実施している1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科検診及び3歳児健診に通訳を配置する日を設け、外国人が参加しやすくし、参加率増加を図る。	継続	行政
33	外国人保護者に対する健康支援	幼児健診に参加する保護者に対し、健康に対するアンケート調査を実施し課題を探り、適切な健康事業へとつなげる。	継続	行政

34	各種手当申請時の説明資料の多言語化	児童手当、保育園入園書類等について、外国人にも分かるよう多言語化を行う。	拡充	行政 国際交流協会
35	医療機関に関する情報提供	県が選定している「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」をはじめ、外国語対応が可能な市内の医療機関について、多言語での情報発信を行う。	新規	行政
36	感染症等に関する情報提供	感染症のまん延状況等に関し、迅速に多言語での情報発信を行う。	新規	行政 国際交流協会

④ 就業支援

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
37	産業人材育成支援事業	産業人材育成事業補助金において、外国人技能実習生技能検定受験に対して、企業へ補助金を交付する。	継続	行政 企業
38	労働者融資事業	市内在住の勤労者に対し、北陸労働金庫が住宅資金や生活関連資金を融資する。(生活安定資金:原資を越前市が預託する) 北陸労働金庫が実行する「育児・介護休業生活資金」の利子を全額補給する。 要件を満たしていれば、外国人労働者も対象となる。	継続	行政 企業
39	雇用促進対策事業	ハローワーク等の関係機関と連携する中で、外国人労働者の現状や情報共有を行い、他施策に反映させる。	継続	行政 企業
40	アタック100事業 (企業訪問)	アタック100事業(企業訪問)の際に、各事業所における外国人労働者雇用の現状など情報共有を行い、他施策に反映させる。	継続	行政 企業
41	外国人市民に対する起業支援	商工会議所等の関係機関と連携し、外国人市民の起業に関する相談や情報提供を多言語で行う。	新規	行政 企業

⑤ 居住支援

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
42	住宅支援事業	外国人の住宅の取得等に対しても、費用の一部を補助する。	継続	行政
43	市営住宅への入居支援	ポルトガル語版のチラシにて、入居の支援を行う。	継続	行政
44	公共交通対策事業	市民バスの時刻表や路線図の情報を多言語で提供し、外国人利用者の利便性向上を図る。	継続	行政

⑥ 災害時における情報発信の確立

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
45	情報発信事業(災害発生時における外国語での情報発信)	ブラジル国籍の市民に対し、市公式 Facebook で情報発信を行う。	継続	行政
46	防災訓練への参加促進	外国人市民が災害時に的確な行動が取れるよう、地区防災訓練や、原子力防災訓練等への参加を促し、防災意識の向上を図る。	継続	行政 地域
47	外国語版のハザードマップや避難場所リスト等の配布	新たに本市に転入してきた外国人の方に、居住地域のハザードマップや町内ごとに記載した避難所のリストを配布する。また原子力防災訓練や研修等において、原子力防災のしおりを配布する。	継続	行政
48	外国人市民防災リーダーの養成・活用	外国人のコミュニティや地域での自助共助の担い手として、防災意識の啓発や、災害時の情報発信を行う、外国人市民防災リーダーを養成する。	新規	行政 国際交流協会

(3) 意識啓発と社会参画促進

外国人市民が地域において自立し社会参加していくことは、多文化共生社会を実現していく上で重要な課題です。国籍や文化の違いなど多様性を認め合い、誰もが地域社会で安心して生活できるよう、日本人市民と外国人市民の相互理解を深めるための交流イベントや、差別や偏見をなくすための啓発活動など、多文化共生の地域づくりに向けた取り組みを進めます。

① 多文化理解の啓発

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
49	【重点施策】 多文化理解啓発事業 (広報事業)	外国人の有する多様な文化や考え方を 広報紙などで紹介し、異なる文化や考え 方を知ることの楽しさや必要性を啓発 する。	継続	行政 国際交流協会 企業 市民団体 地域
50	人権擁護推進事業	外国人の母国語による人権相談(職場・ 日常生活上・SNSでのトラブル等)の窓 口を周知し、外国人の人権擁護を推進 する。	継続	行政
51	市民プラザたけふに入居す る各種市民団体との交流	各市民団体との交流により、外国人の 市民参画と日本人の多文化理解を図 る。	継続	行政 国際交流協会 地域 市民団体
52	【重点施策】 外国人市民、日本人市民のニ ーズに合った講座やイベント の開催による交流促進	外国人市民、日本人市民のニーズに合っ た、身近なテーマを取り上げた講座やイ ベントを開催し、多文化共生に対する理 解と交流を促進する。	継続	行政 企業 国際交流協会 市民団体 大学
53	外国人読書推進事業	外国人の要望をくみ取りながら、外国人 向けの図書を購入する 外国語による絵本の読み聞かせや朗読 会などを企画・開催する。	継続	行政
54	地区公民館における異文化 理解講座の開催	地区公民館で日本人市民が異文化を理 解できる講座を開設する。	継続	行政 地域
27	学校における人権意識の啓 発 <再掲>	学校での授業等の中で、多文化共生や 異文化理解、人権意識の啓発に関する 取り組みを行う。	継続	行政
55	地域や市内事業所等におけ る人権啓発	外国人市民との共生に向けた人権意識 の啓発に関する取り組みを行う。	継続	行政 企業 地域

56	認定こども園・保育園での多文化理解のための行事開催	認定こども園・保育園において、多文化を理解するための行事を開催するように園に働きかける。	継続	行政 企業
57	多文化に親しむ出前講座の開催	多文化共生の理解促進のため、外国人市民が母国の文化紹介を行い、日本人市民に外国の文化に触れる機会を提供する。	新規	行政 国際交流協会
58	多文化共生に係る市民向け公開講座の開催	多文化共生に対する市民への意識啓発のため、多文化共生の推進に係る市民向けの公開講座を開催する。	新規	行政 企業 大学
59	国際交流推進事業	他市の国際交流協会と連携し、各々の取組みについて情報交換を行いながら、地域を超えた広域的な交流事業等を検討する。	新規	行政 国際交流協会

② 地域コミュニティへの参加促進

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
60	学生との連携による交流事業の開催	学生が企画するスポーツ大会や食文化交流など外国人市民と日本人市民との交流事業を支援する。	継続	行政 大学 企業 地域
61	外国人市民対象地域ミーティングの開催	外国人の集住地区で地域ミーティングを計画的に開催する。	継続	行政 企業 地域
62	外国人の町内会への加入促進	各地区在住の外国人市民の地域自治振興事業や町内会行事への参画を促し、町内会への加入を促進する。	継続	行政 地域 企業
63	国際交流推進事業 (多文化理解事業)	国際交流協会との協働により、外国人市民の地域への参画を促す。 例として、越前市サマーフェスティバルのふるさと踊りへの参加や、食文化交流会を行う。	継続	行政 国際交流協会 企業 地域 市民団体

64	町内会や自治振興会、PTA等への参画を通じたキーパーソンの発掘及び育成	地域における外国人市民のキーパーソンを発掘又は育成し、町内会や自治振興会、PTAの活動に参画してもらう取組みを行う。	継続	行政 国際交流協会 地域 企業 市民団体
65	地域自治振興事業の特別事業における外国人加算枠の設置	各地区の地域自治振興計画に位置付けるとともに、特別事業に外国人の参画加算枠を設け、集住地区(西、南、大虫地区)を中心に地域における共生を図るとともに、交流を促進する	継続	行政 地域

③ 多文化共生の推進体制整備

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
66	国際交流協会の外国人支援事業に係るコミュニティ助成事業の活用	国際交流協会等が行う多文化共生・交流事業の支援を図る。	継続	行政 国際交流協会
67	外国人支援各団体との連携強化	国際交流協会、日中友好協会等の外国人支援団体や外国人雇用等企業との連携を強化し、多文化共生の推進に向けた事業に取り組むとともに、定期的な意見交換の場を設け、課題の共有を図る。	拡充	行政 国際交流協会 企業 市民団体
61	外国人市民対象地域ミーティングの開催 <再掲>	外国人の集住地区で地域ミーティングを計画的に開催する。	継続	行政 企業 地域
62	外国人の町内会への加入促進 <再掲>	町内会への加入を促進し、地域自治振興事業や町内会行事への参画を推進する。	継続	行政 地域 企業

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

多文化共生を進めるためには、日本人市民だけではなく、まちづくりの担い手としての外国人市民の活躍を積極的に支援し、多様性を活かしたまちづくりに取り組む必要があります。国際交流協会をはじめ様々な団体等と連携しながら、多文化共生の地域づくりの担い手となる人材の発掘・育成に取り組めます。

① 外国人の能力を活かした人材活用

番号	施策名	概要	区分	実施関係主体
68	外国人市民による情報発信事業	在住外国人向けの観光体験企画などにより、SNS等での情報発信を促進する。	継続	行政 地域 企業
69	JICAボランティア派遣者との多文化共生に係る交流	派遣期間を終えて帰国した協力隊と連携し、外国人の人材活用などの情報交換を行う。	継続	行政 地域 JICA
70	外国人の能力を活用した人材活用の取組み	(県・市)国際交流協会と連携し、在住外国人の持つ知識や特技等の情報収集を行い、外国人の能力を生かした人材活用を図る。	継続	行政 国際交流協会 企業 地域 大学

4. 各主体の役割と連携

(1)市の役割

- ・ 日本人市民、外国人市民が互いの文化や多文化共生への理解を深め、共に対等な構成員として地域づくりに参画するための環境づくりを推進します。
- ・ やさしい日本語や多言語による情報の提供により、外国人市民の生活に必要な行政サービスの向上を図ります。
- ・ 国際交流協会や地元企業、NPO及びボランティア団体等、多様な主体との連携を図り、多文化共生のまちづくりを推進します。

(2)教育機関の役割

- ・ 子どもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められます。
- ・ 外国人児童生徒が日本語を習得するための指導や支援を行うとともに、不就学を防ぐ取組みや、将来の夢の実現に向けた進路指導などが求められます。
- ・ 児童生徒の保護者に対し、日本の教育制度について分かりやすく説明するとともに、学校からの連絡事項が十分に伝わるような配慮が必要です。

(3)市内企業の役割

- ・ 外国人市民がより働きやすく、より企業に貢献できるよう、人権の尊重、労働関係法令の遵守が求められます。また、安全で働きやすい職場環境の確保が必要です。
- ・ 外国人従業員やその家族が安心して暮らせるよう、日本語習得の支援や労働相談、地域で共生するための生活ガイダンスを積極的に行うことが重要です。
- ・ 外国人従業員に対する効果的なコミュニケーションの推進や、子育てに対する配慮、外国人市民を交えた交流イベントへの協力などが期待されます。

(4)国際交流協会の役割

- ・ 国際交流協会は、国際交流事業推進の中核的な立場であることから、本市の多文化共生施策に対する積極的な取組みが求められます。
- ・ 日本語教室をはじめ翻訳・通訳の提供、交流イベントの開催など、日本人市民と外国人市民の相互理解を深めるための事業や、地域で国際化に取り組む人材の育成等、幅広い分野での取組が必要です。
- ・ 日本人市民と外国人市民をつなぐ橋渡しの役割をさらに推進し、地域の課題やニーズを反映した事業展開を行っていくことが期待されます。

(5)町内会・ボランティア・民間団体

- ・ 市民にとって地域社会の中で最も身近な組織である町内会や、多文化共生についてのノウハウを持っている民間団体など、様々な主体が、行政や各関係機関とともに積極的に連携・協働・意見交換を図っていくことが必要です。
- ・ 各々の主体が持つネットワーク等を活かし、外国人市民のニーズを的確に把握しながら活動することが求められます。
- ・ 国籍に関わらず、全ての住民を同じ越前市民として受け入れ、地域住民との相互理解を促進するとともに、地域活動への参加促進を図ることが必要です。

(6)市民の役割

- ・ 市民一人ひとりが多文化共生の意義を理解し、国籍や文化の違いに関わらず、同じ地域で生活する一員として互いに認め合い、理解を深めることが必要です。
- ・ 日本人市民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人市民を地域社会の担い

手となる対等なパートナーとして受け入れるとともに、地域で開催される奉仕活動や夏祭りなど、住民が顔を合わせる行事等へ外国人市民の参加を促し、交流を深めることが求められます。

- ・ 外国人市民は、地域で自立した生活を送るため、地域住民の一員であることを自覚し、日本語の習得や日本の文化・生活習慣の理解に努めるとともに、日本の法令や地域の生活ルールを遵守し、自らも積極的に地域コミュニティに参加することが必要です。

5. 推進体制及び進行管理について

(1) 推進体制

本プランでは、コミュニケーション支援をはじめ、教育・保育環境の充実、就労や医療、保健、福祉など生活支援に関する様々な施策を掲げています。これら多岐にわたる施策を着実に推進するには、庁内関係各課をはじめ、各主体がそれぞれの立場で取組みを進めると同時に、推進主体同士の連携・協働による活動の促進が必要です。

関係部局や関係団体と横断的な連携を行いながら、施策の取組状況の把握や課題等の共有化を図り、本プランに基づく多文化共生施策を効果的に推進します。

(2) 進行管理

各施策に掲げた取組みの着実な推進を図るため、毎年度、取組みごとに進捗状況の確認を行います。

また、外国人当事者や企業、地域、国際交流協会、行政の代表者による多文化共生に向けた意見・情報交換会などを開催し、必要に応じて取組み内容の見直しを行うなど、多文化共生施策の充実に努めます。

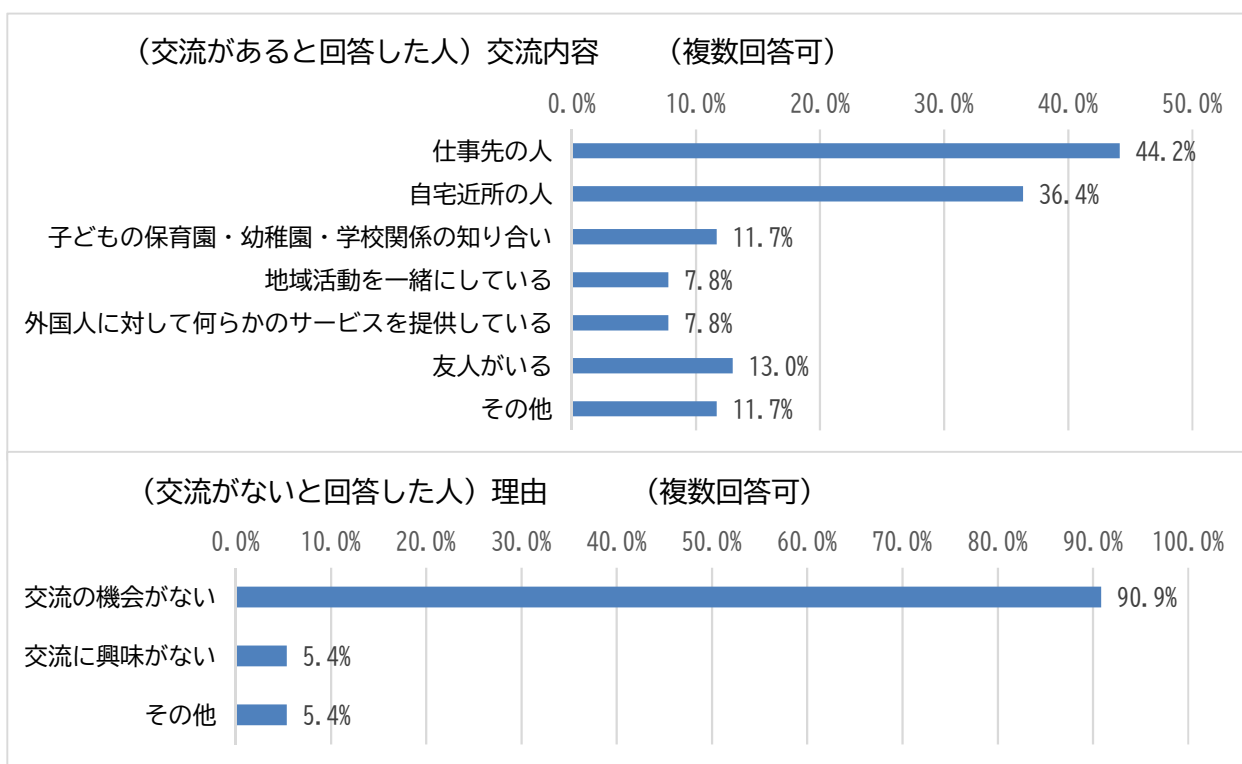
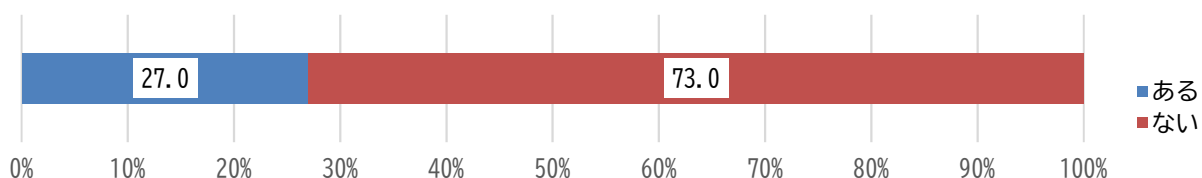
資料編

1. 多文化共生に係るアンケート調査結果

(1)日本人市民アンケート結果

実施期間	令和5年(2023年)6月～7月
調査方法	調査表用紙回答、Web回答
配付方法	各地区自治振興会を通じて配付
回収結果	回収 290人 (調査表用紙:277人 Web:13人)

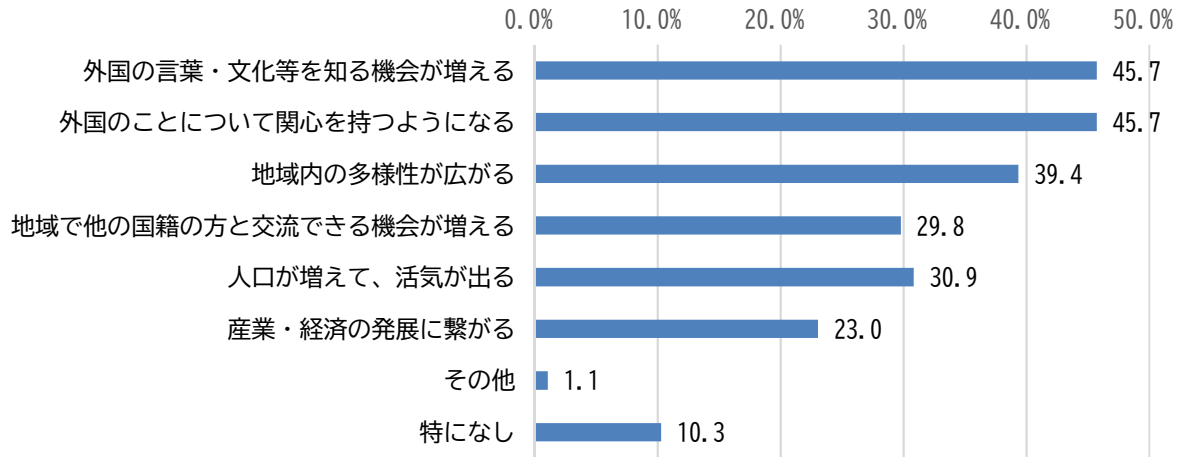
Q1 地域に暮らす外国人との交流はありますか？



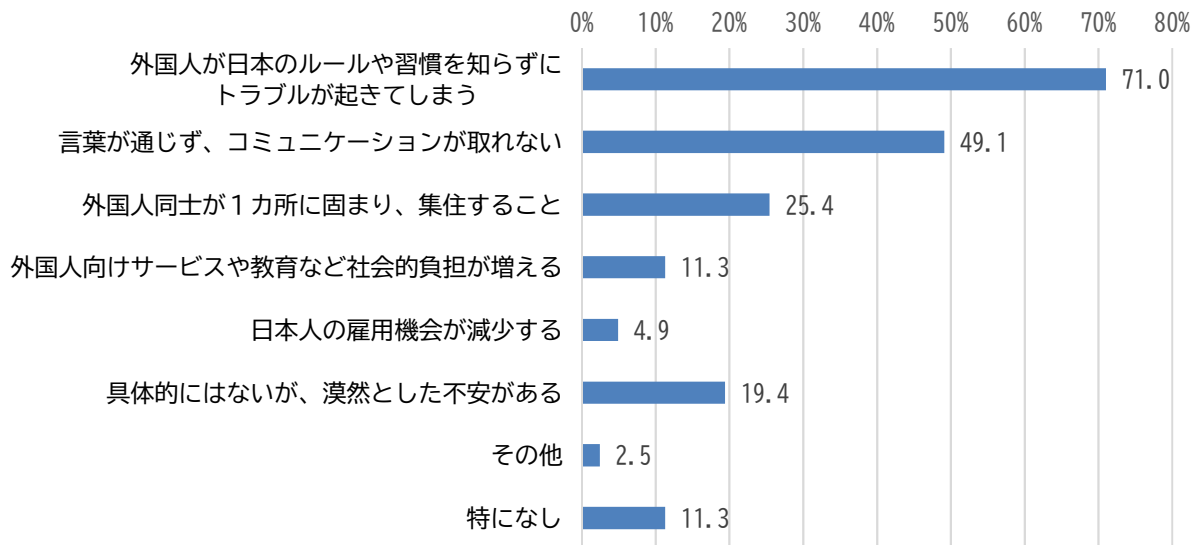
「地域に暮らす外国人との交流はありますか？」という質問に対して、あると回答したのは27.0%(77人)、ないと回答したのは73.0%(208人)と、交流がある割合は低くなっています。

外国人との交流があるという回答者のうち、「仕事先の人」を選択した人が44.2%と最も多く、次いで「自宅近所の人」が36.4%となっています。職場や地域を通じて、外国人との交流をもつ人が多く、逆にそれ以外ではあまり交流の機会がないといえるかもしれません。

Q2 地域に暮らす外国人が増えることにより、良くなることは何だと思えますか？
(複数回答可)



Q3 地域に暮らす外国人が増えることで、心配や不安に感じることは何ですか？
(複数回答可)

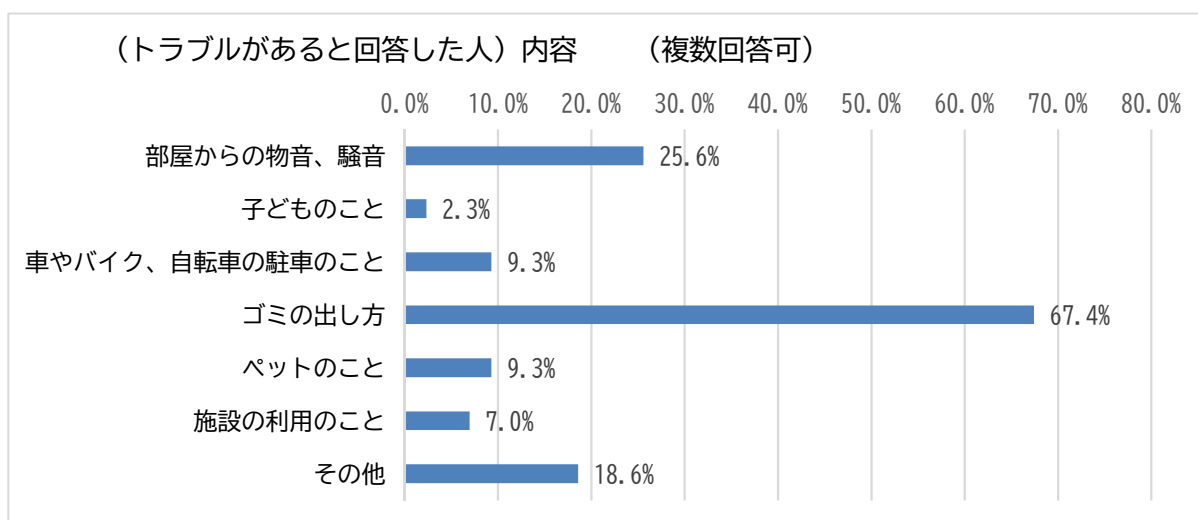
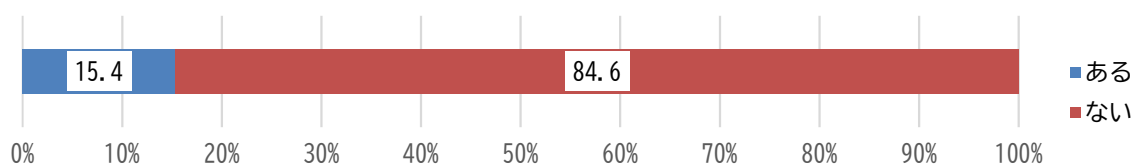


「地域に暮らす外国人が増えることにより、良くなることは何だと思えますか？(複数回答可)」という問いに対して、最も回答が多かったのは「外国の言葉・文化等を知る機会が増える」と「外国のことについて関心を持つようになる」でともに 45.7%、次いで「地域内の多様性が広がる」39.4%でした。

一方、「地域に暮らす外国人が増えることで、心配や不安に感じることは何ですか？(複数回答可)」という問いに対しては、「外国人が日本のルールや習慣を知らずにトラブルが起きてしまう」という回答が最も多く 71.0%、次いで「言葉が通じず、コミュニケーションが取れない」が 49.1%で

した。文化や言語の多様性を肯定的にとらえる声が多い一方で、文化や習慣の違いに不安を感じている人も多いといえます。また、「外国人同士が1カ所に固まり、集住すること」(25.4%)、「具体的にはないが、漠然とした不安がある」(19.4%)など、理由なく「外国人」に対する不安をもっている人がいることも伺えます。

Q4 外国人とのトラブルはありましたか？

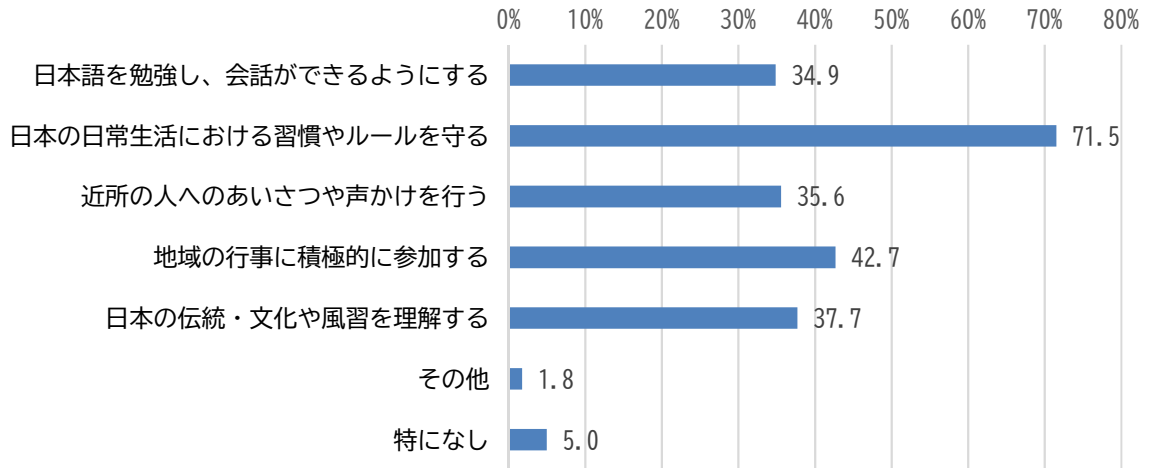


その他: 金属・電化製品の無断回収、区費の徴収、勝手に山に入り山菜などをとる、など

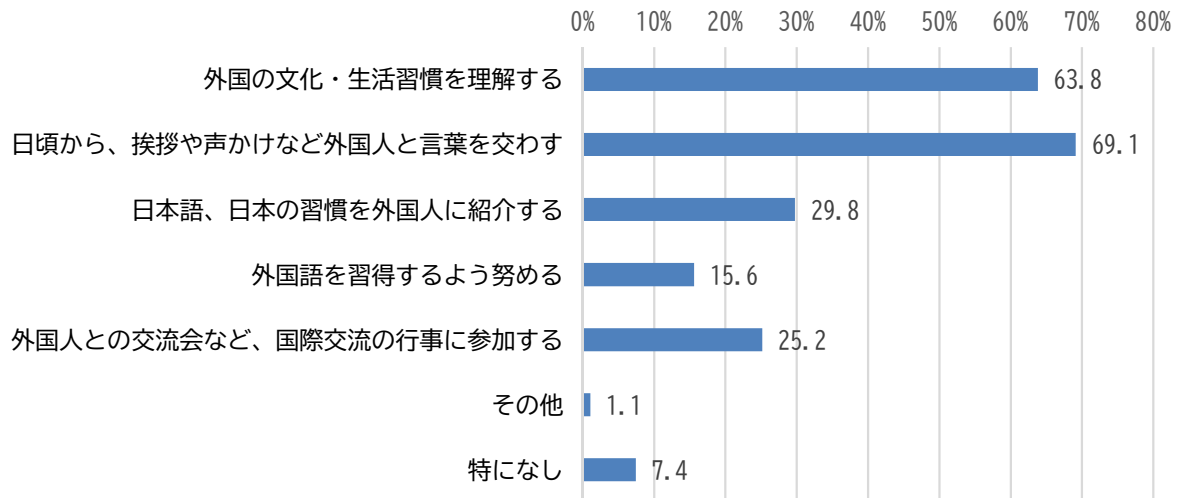
外国人とのトラブルはありましたか？という質問に対し、トラブルがあると回答したのは15.4%(43人)、ないと回答したのは84.6%(237人)で、トラブルを経験したという回答者は少数派となっています。

トラブルがあると回答した43名のうち、具体的な内容としては、「ゴミの出し方」を選択した人が最も多く67.4%(29人)、次いで部屋からの物音、騒音が25.6%(11人)、その他が18.6%(8人)となっています。

Q5 住民相互理解を深めるために、地域に暮らす外国人に求めることは何ですか？
(複数回答可)



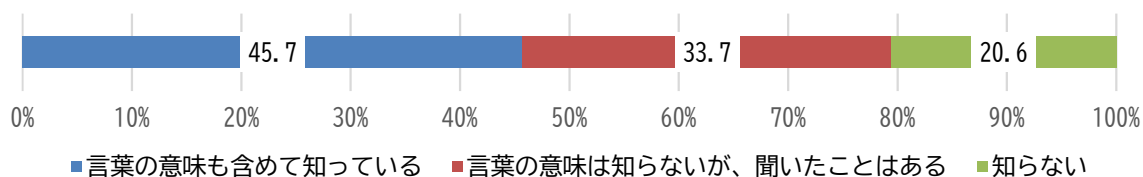
Q6 地域に暮らす外国人との相互理解を深めるために、日本人にはどのようなことが必要だと思いますか？
(複数回答可)



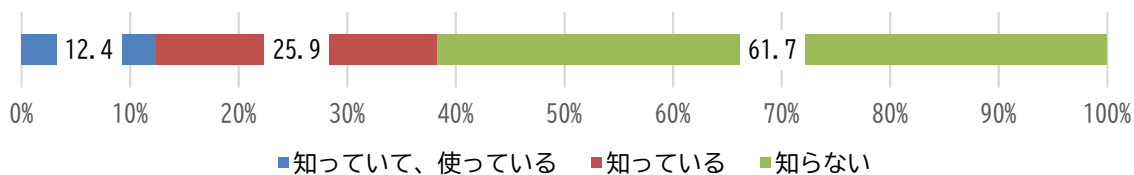
住民相互理解を深めるために、地域に暮らす外国人に求めることとして、最も多かったのは、「日本の日常生活における習慣やルールを守る」で71.5%(201人)となっています。残る選択肢についても、比較的多くの人が選択しています。

一方、地域に暮らす外国人との相互理解を深めるために、日本人に必要なと思うことについては、「日頃から、挨拶や声かけなど外国人と言葉を交わす」が69.1%(195人)、次いで「外国の文化・生活習慣を理解する」が、63.8%(180人)となっています。

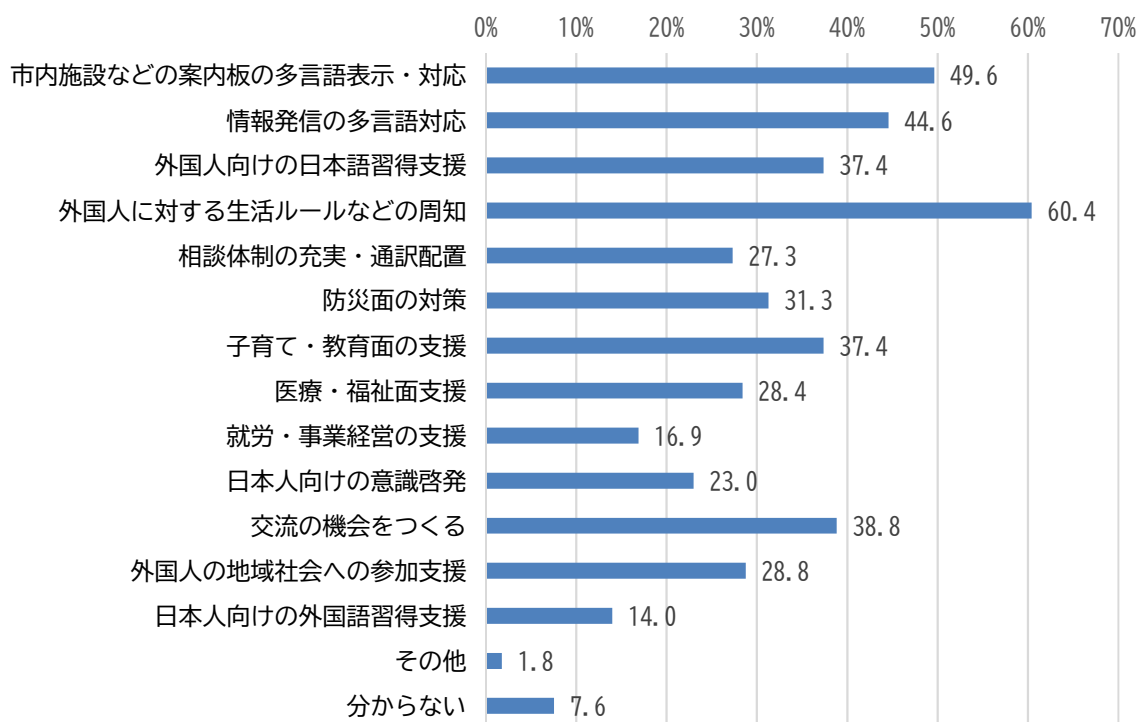
Q7 多文化共生という言葉を知っていますか？



Q8 「やさしい日本語」を知っていますか？



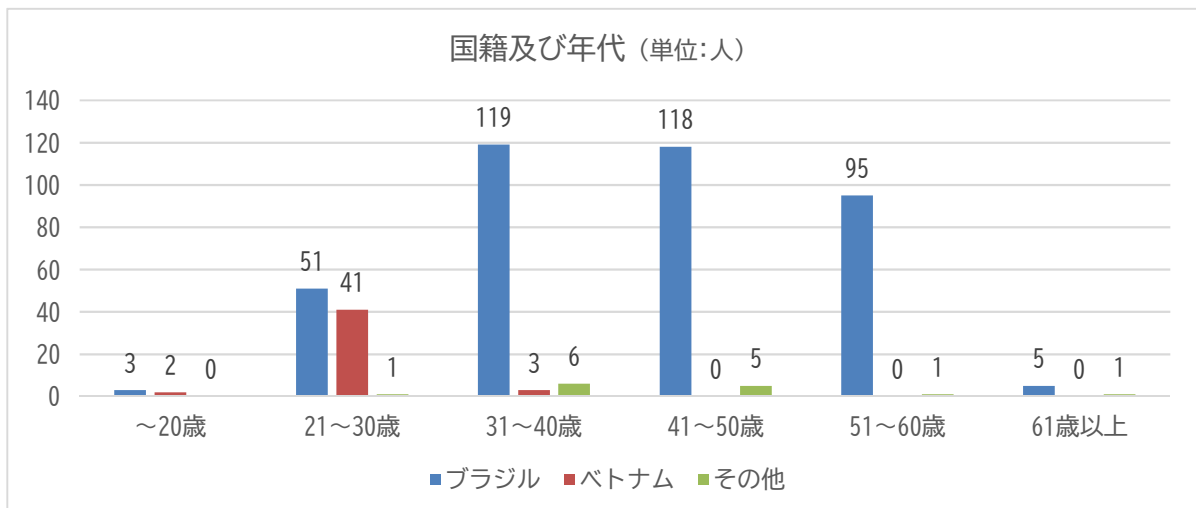
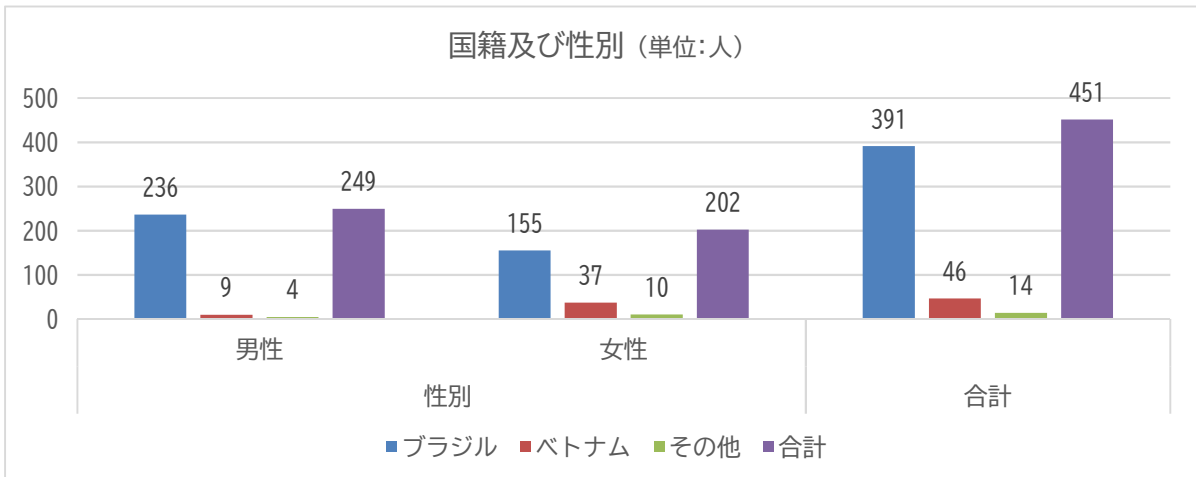
Q9 多文化共生推進のために必要な取り組みは何だと思いますか？（複数回答可）

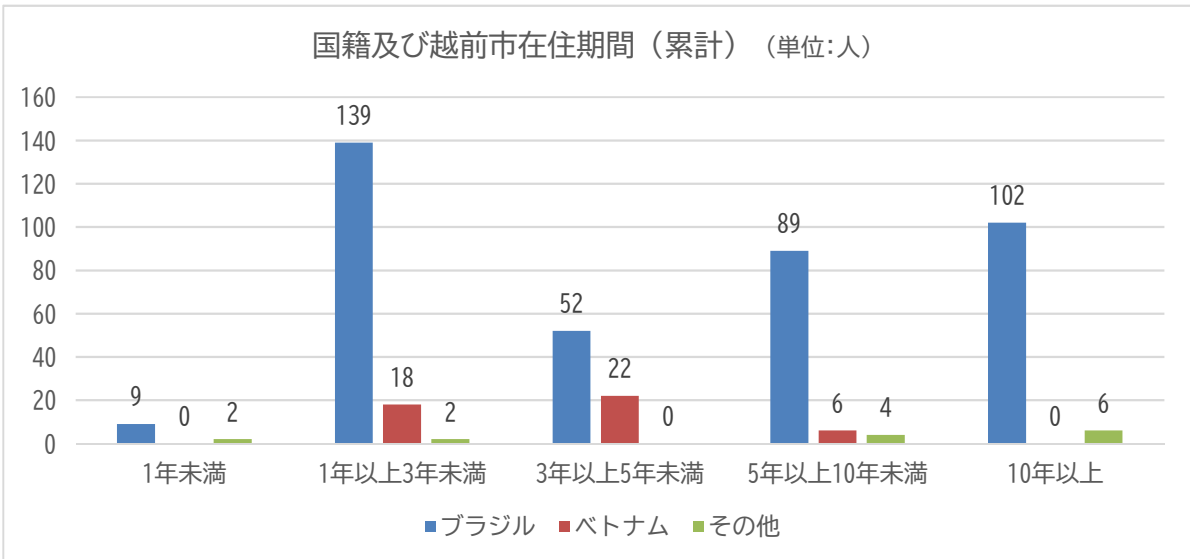
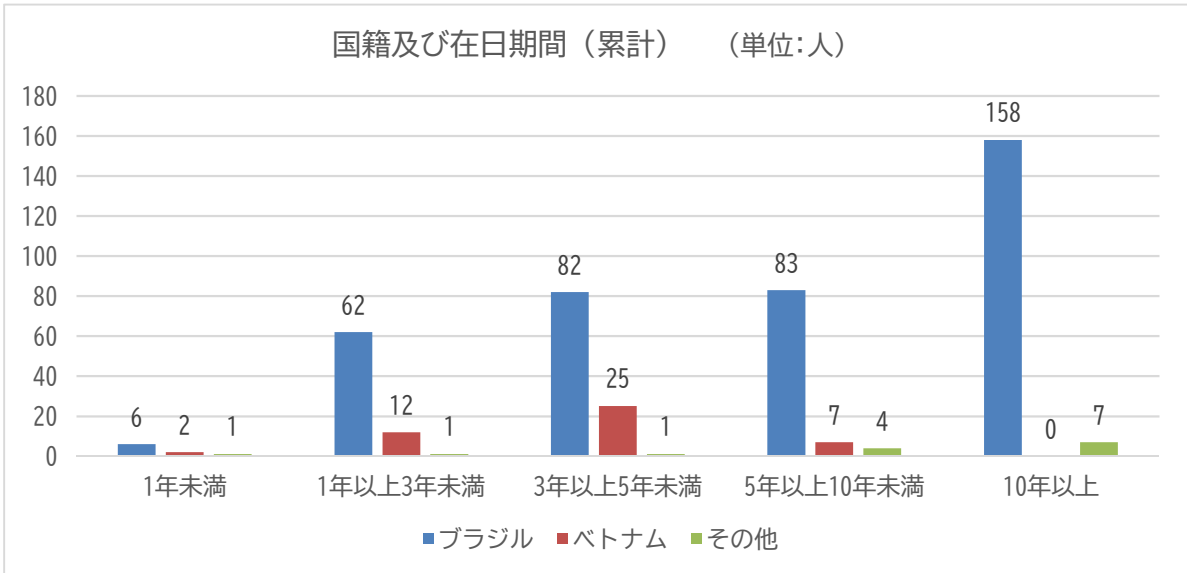
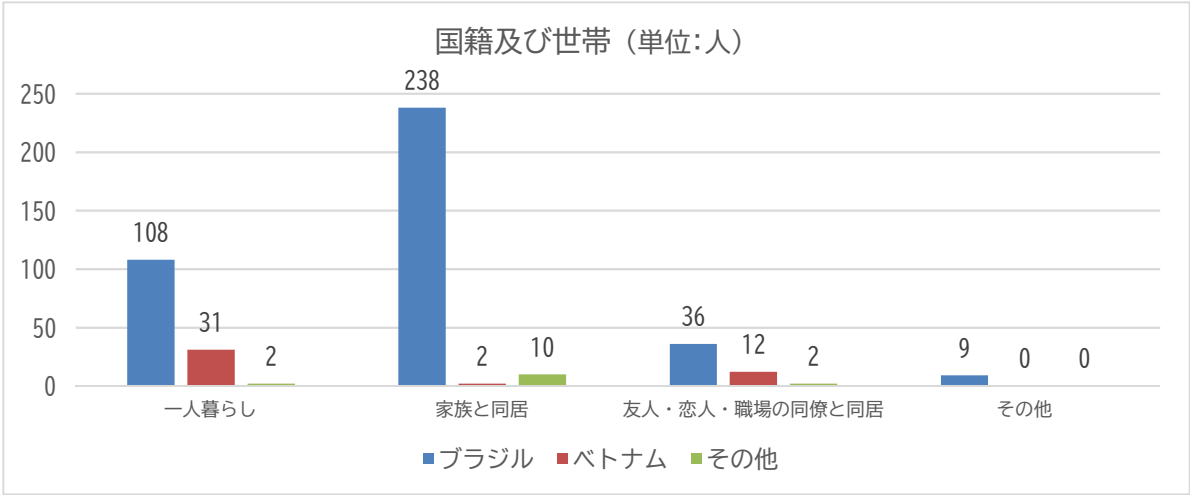


多文化共生推進のために必要な取り組みとして、「外国人に対する生活ルールなどの周知」が最も多く60.4%(168人)、次いで「市内施設などの案内板の多言語表示・対応」49.6%(138人)、「情報発信の多言語対応」44.6%(124人)、「交流の機会をつくる」38.8%(108人)、「外国人向けの日本語習得支援」37.4%(104人)、「子育て・教育面の支援」37.4%(104人)と続いています。

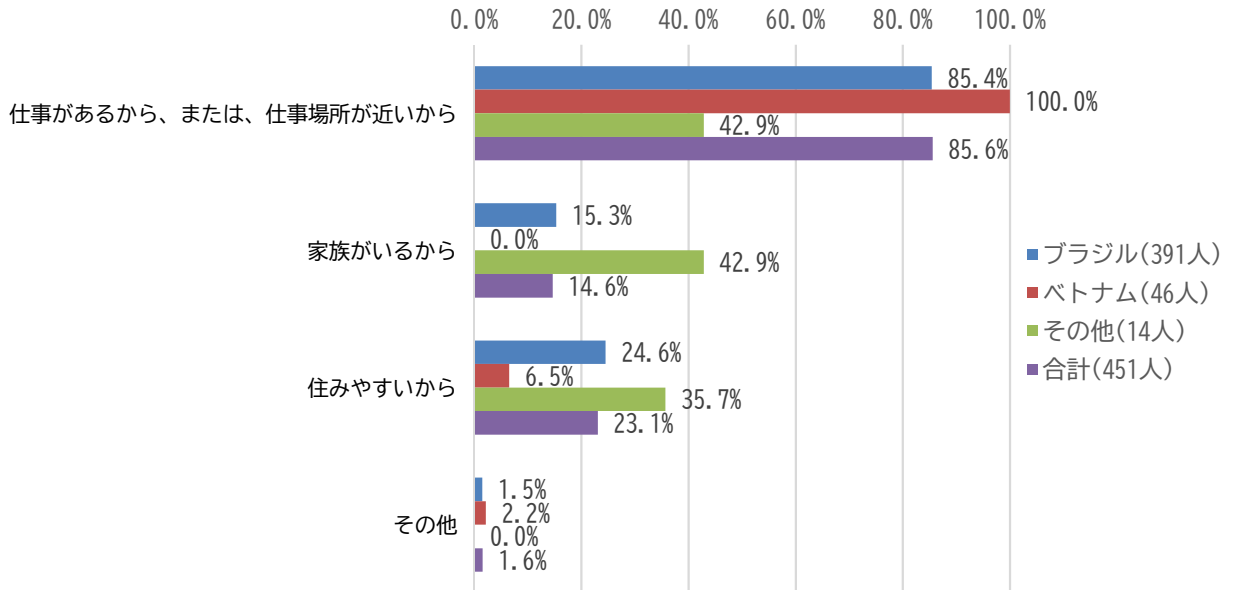
(2)外国人市民アンケート結果

実施期間	令和5年(2023年)6月～7月
調査方法	調査表用紙回答、Web回答
配付方法	外国人雇用企業や監理団体等を通じて配付
	(協力企業・団体等) ・株式会社 福井村田製作所 ・株式会社 サンキョウテクノスタッフ ・フジアルテ 株式会社 ・ナカヤ化学産業 株式会社 ・オーエス事業協同組合 ・福楊協同組合 ・越前市国際交流協会
対応言語	ポルトガル語、ベトナム語、中国語
回収結果	回収 451 人 (調査表用紙:33 人 Web:418 人)

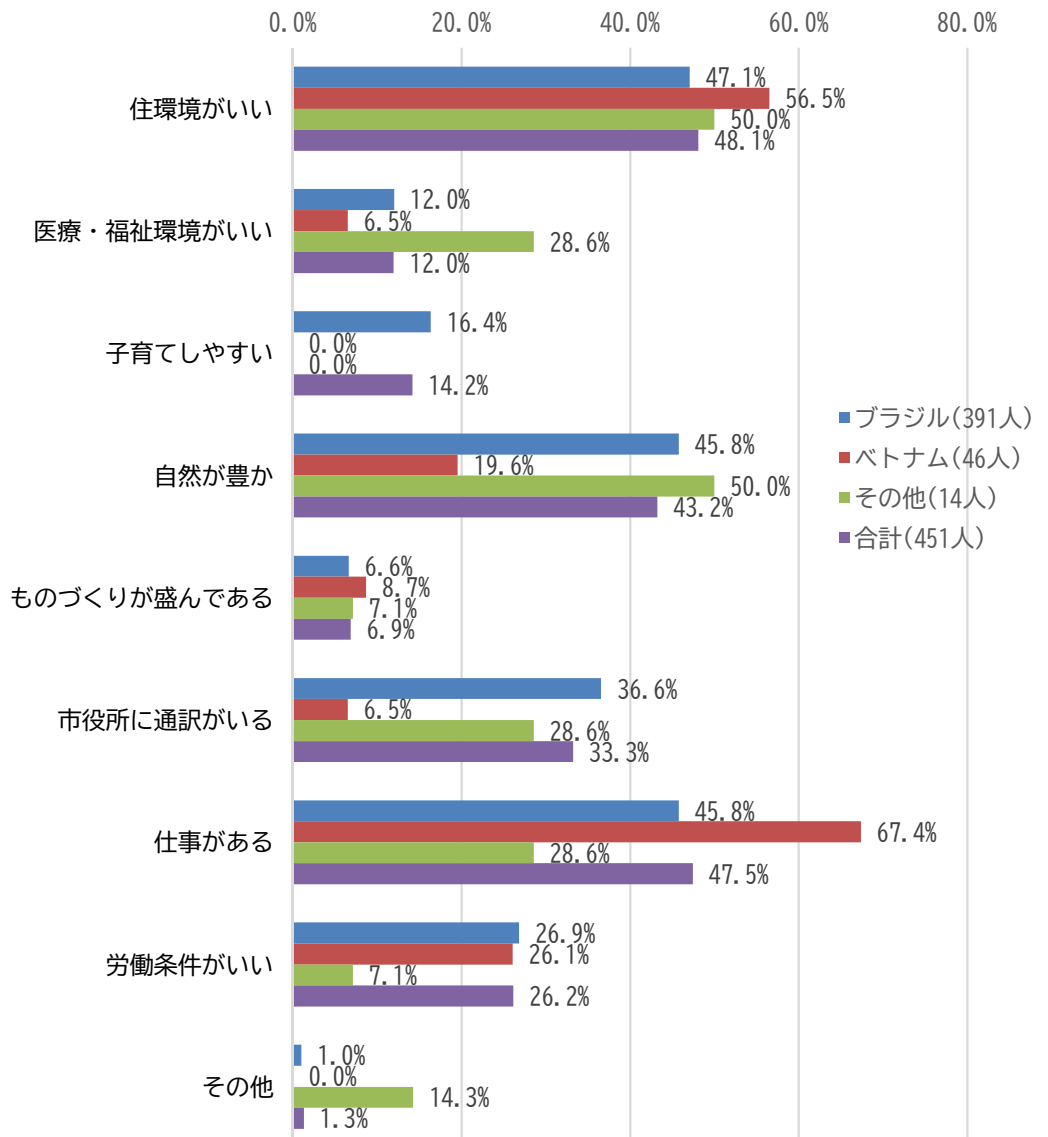




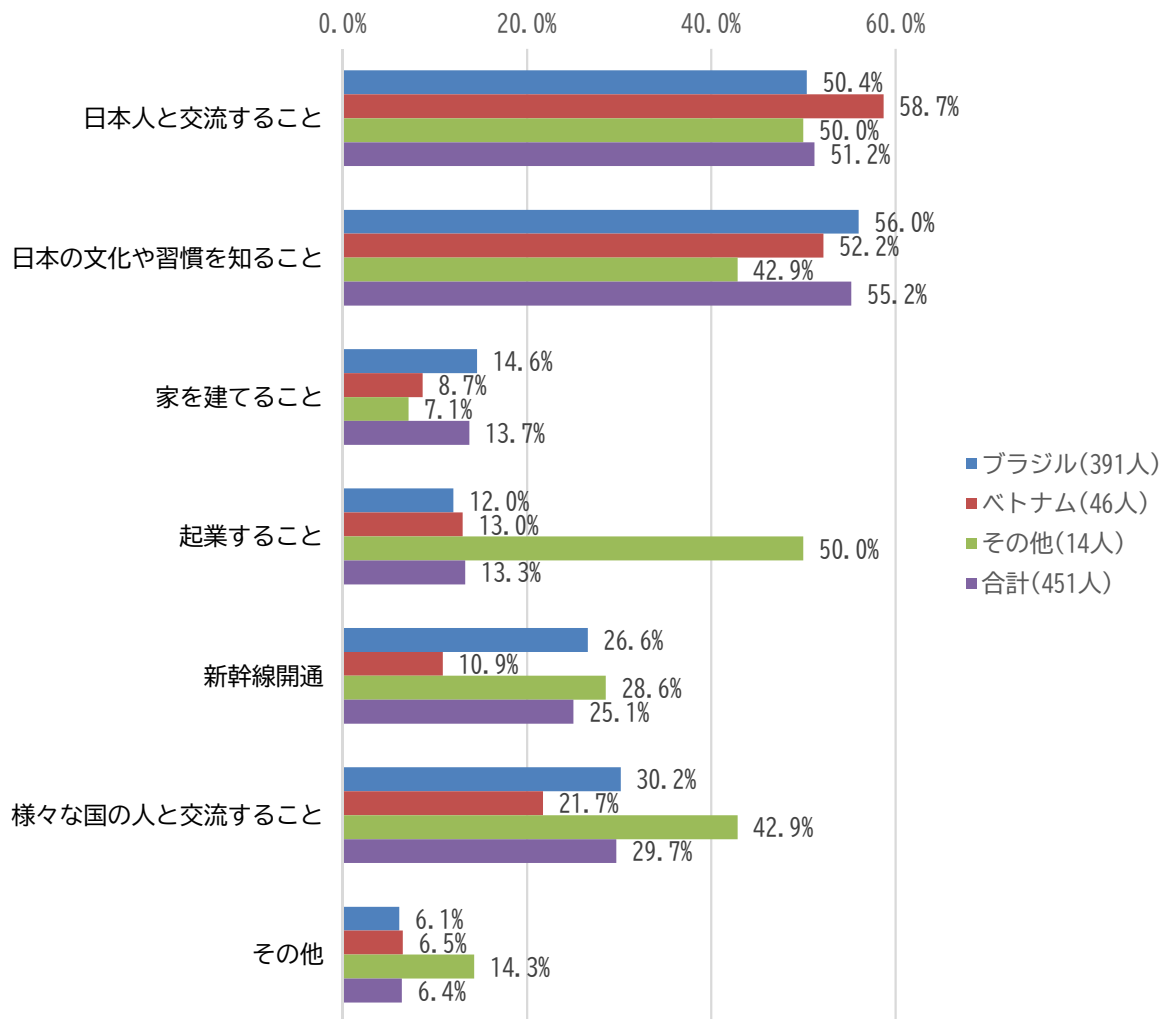
Q1 越前市に住んでいる理由は何ですか？（複数回答可）



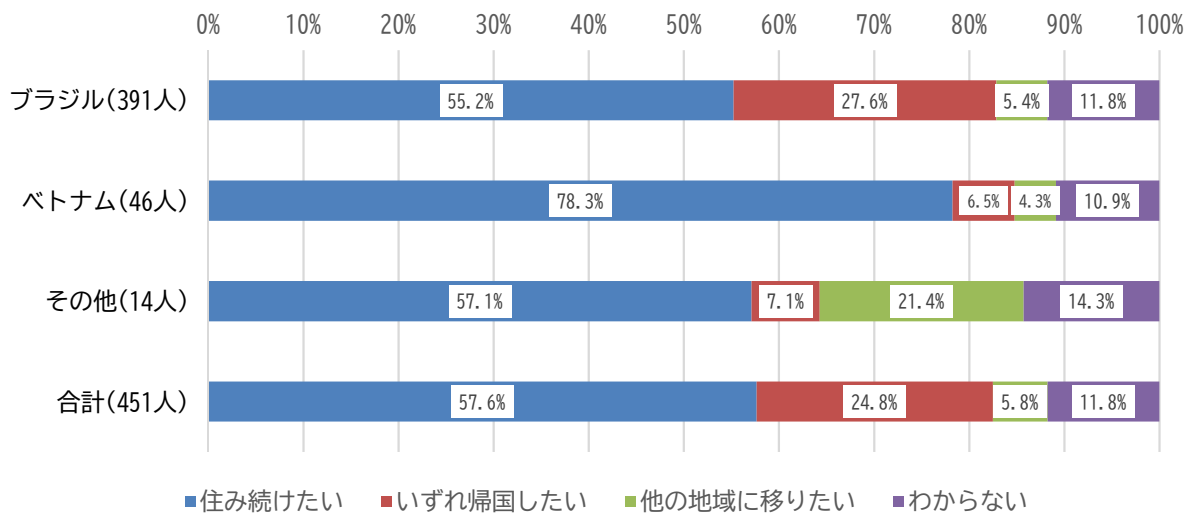
Q2 越前市の魅力は何ですか？（複数回答可）



Q3 越前市に暮らしていて楽しみなことややってみたいことは何ですか？
(複数回答可)



Q4 これからも越前市に住み続けたいですか？



住み続けたい理由

【子育て・住環境】

- ・ここで30年以上暮らしているが、ポルトガル語のサポートがあり子供たちを安心して育てられた。治安も良い。
- ・ここは居心地の良い街で、穏やかで平和で、街の人々は親切で教育が行き届いています。
- ・これから(ここで)生きていくつもり。ここは子供たちが住み教育を受けるのに適した静かな街。私の家族はここに来て短期間だが、すでにうまく適応している。仕事がある限り、長期滞在するつもり。
- ・なぜなら、この街が好き。静かで快適、必要なものがすべて揃っていて、友達がいて、自然が美しく、ここに長い間住んでいるので居心地が良いから。
- ・越前の店や自然。市役所に通訳が居るから好きです。
- ・居心地の良い街であることに加え、外国人へのサポートも充実しています。
- ・自然がいっぱい、とても静かで、ブラジルコミュニティとブラジルの店がある。
- ・住環境が良く、人間関係も良好で、仕事もやりがいを感じるから。
- ・静かで心地よい町。近くにスーパーマーケット、薬局、服屋、必要なものは揃うから。
- ・福井県は生活水準が高く自然が多く、一年中美しい景色が広がっている。また、非常に安全で居心地の良い場所であることに加え、仕事に支払われる給料は家族を養うのに十分で将来への蓄えもできる。

【仕事】

- ・この街に仕事がある限り、私たちは越前市に住み続けるつもり。家も買った。生活費はかなり上がり日に日に物価高になってきたが、それでもまだ請求書の支払いは可能。この状況が改善され、以前の状態に戻ることを期待している。
- ・以前も福井村田にいた事があり、再び日本へ行こうと思った時、町も仕事も気に入っていたので第一選択でした。
- ・経済的にも仕事も安定していて、将来を考えるために良い環境だから。
- ・最初は仕事のため。今は他の地域に住むことは考えられません。日本人との関わりと友情があります。
- ・仕事を続けて経験を積み、日本語も上達させたいから。
- ・凄く良い仕事があり、学校も良い。町に調和がある。

【その他】

- ・家がある為、子供が独立するまでは住み続けるつもり。定年後でも何か越前市民に恩返し出来れば良いのかなと思っています。
- ・今の日常が好きだからです。いつか越前市が、私の住むところになって、繁栄して、日本人にも外国人にも良い町になってほしいです。
- ・市にブラジル人学校がないので、大人も子供もより日本になじむ事が出来る。小さいころから日本人と同じ学校で勉強し、保育園から交流でき、友情が芽生え、差別がほぼなくなるから。
- ・この自然は格別でたくさんの観光スポット、スポーツ、例えばハイキングも出来るところもあります。

いずれ帰国したい理由

【家族・友人】

- ・ブラジルに私の家族が居るから。
- ・ほぼすべてのブラジル人の目標？ ブラジルに戻り生活を再スタートするためにお金を貯めている。日本は住みやすく生活するのに素晴らしい場所ですが、ブラジルの家族や友人がとても恋しいです。ここに一人である人にとってはなおさらです。
- ・私はより良い経済生活を送るために日本に来ました。経済的に安定したら、家族と夫の家族が住んでいるブラジルに戻りたいと思っています。

【仕事】

- ・(ブラジル人)従業員を雇用する会社が足りない。減産の時は解雇される。仕事出来るところが少ない。
- ・なぜなら、私はここで経済的利益(収入)を得て、ブラジルの家族の暮らし向きを改善するために日本に来たから。
- ・仕事のため越前で暮らしている。税金をたくさん払うので給料をもっともらっても良いと思う。町は好きだけど日本人ともっと交流して文化も知りたい。雪は嫌い。

【その他】

- ・全体的に安全、規律や法、習慣も含め、皆がうまく適応しているが、私自身は母国でこの一生を終えるつもり。100%(この)現地人になれるとは思えない。
- ・年をとったので、いずれ余生をブラジルで過ごしたい。
- ・夫と私はここで働いてお金を貯め、いつかブラジルに帰ってそのお金を仕事などに投資できるようにしています。
- ・ここでの生活は気に入っているが、いつかは母国に戻らなければならない。
ここ日本では50歳を過ぎると仕事を見つけるのが非常に難しいことはわかっているし、私の算出では退職金を受け取ることもできないだろう。とにかく、ここ日本にいる高齢者や外国人にとってはとても暮らしにくい。
- ・なぜなら、若くて働ける間は安心して暮らせるからです。でも年をとって引退したらどうだろう？ 年金だけで生活するのは難しい。だから年を取ったら母国に帰りたいと思っています。ここで年をとりたくない。
- ・退職後の年金額が(母国の)基準に比べて非常に少ないから。

他の地域に移りたい理由

【交通・娯楽】

- ・移動が難しい。(雪の日は特に)
- ・自家用車以外、他の交通手段がないのでとても不便です。
- ・22時を過ぎると町には何もする事がないです。
- ・子供たちが遊べる場所がない。

【差別・偏見】

- ・この地域に住む日本人は、以前住んでいた他の地域と違って外国人に対しての態度が変で差別的です。
- ・住民が外国人に対して、凄く差別的で。

【仕事】

- ・今の仕事はすごく忙しく、自分の時間がない。そしてここには仕事の選択も少ない。
- ・残念ながら、外国人には良い給与がもらえる仕事はごく少ないです。遊ぶところも日本語がわからない人にはあまりありません。
- ・住むにはとても良い町だけど、まだ外国人には仕事は足りない。物価の上昇もあるので、もっと仕事の選択ができる地域に引っ越しを考えています。

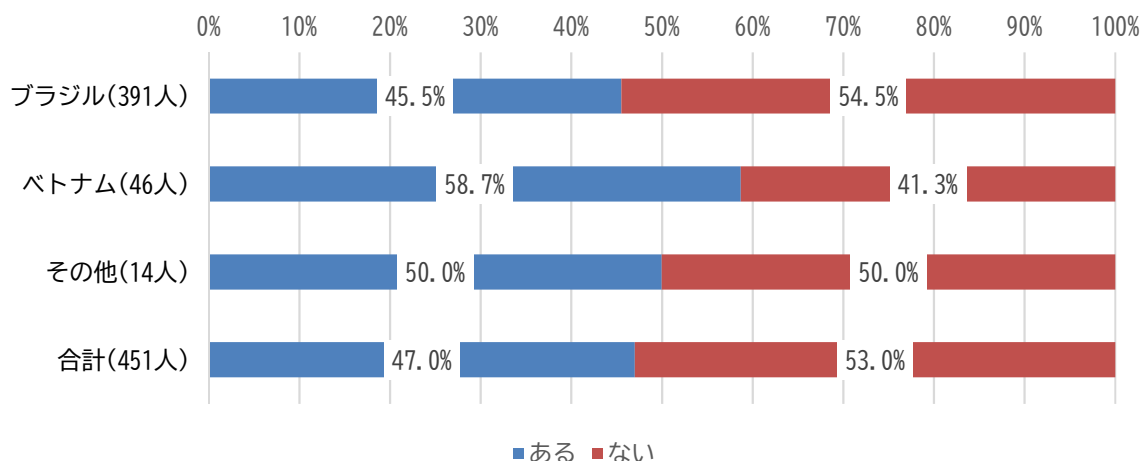
越前市に住んでいる理由は、85.6%が「仕事があるから、仕事場所が近いから」を選択しており、ほとんどが仕事のために越前市で暮らしているとみられます。

越前市の魅力としては、「住環境がいい」が48.1%で最も多く、次いで「仕事がある」が47.5%、「自然が豊か」が43.2%となっています。国籍別に見ると、傾向は大きく異なり、ベトナム国籍の人は「仕事がある」を選択した人が、67.4%と突出して高くなっています。一方、ブラジル国籍の人と比較して「自然が豊か」、「市役所に通訳がいる」を選択した人は、圧倒的に少なくなっています。

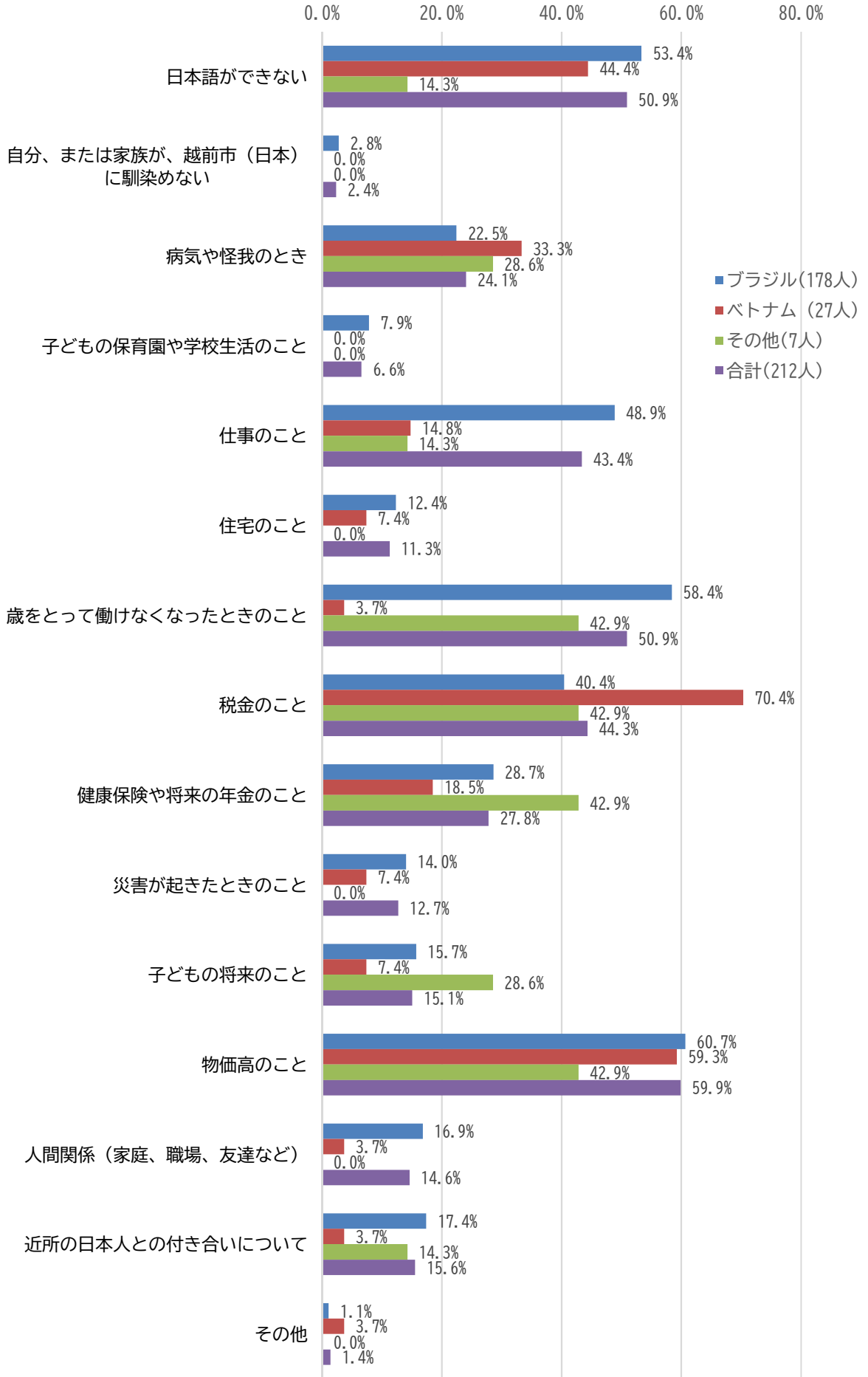
越前市に暮らしていて楽しみなことややってみたいことは、「日本の文化や習慣を知ること」が55.2%と最も多く、次いで「日本人と交流すること」51.2%となっています。国籍別にも大きな違いはなく、日本の文化や日本人への交流が期待されているとみられます。

「これからも越前市で住み続けたいですか?」という設問に対しては、「住み続けたい」という割合が最も多く、とくにベトナム国籍の人は78.3%が「住み続けたい」と回答しています。ブラジル国籍の人は55.2%となっています。

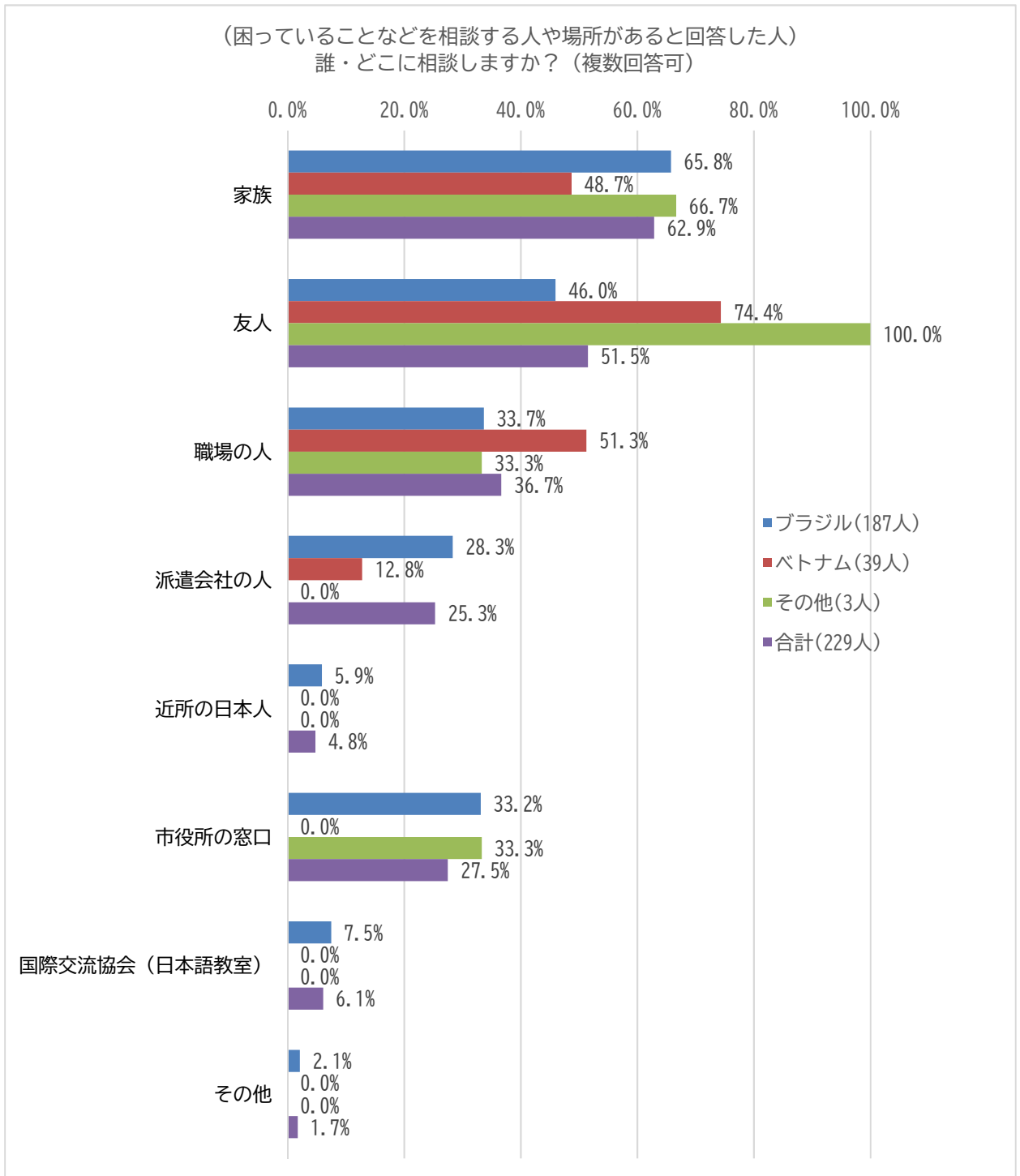
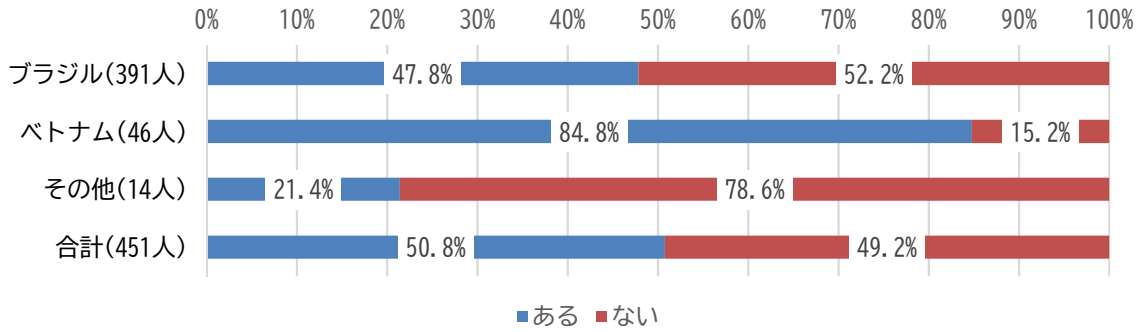
Q5 日常生活で困っていることや心配なことはありますか？



(日常生活で困っていることや心配ないことがあると回答した人) 具体的に



Q6 困っていることなどを相談する人や場所はありますか？

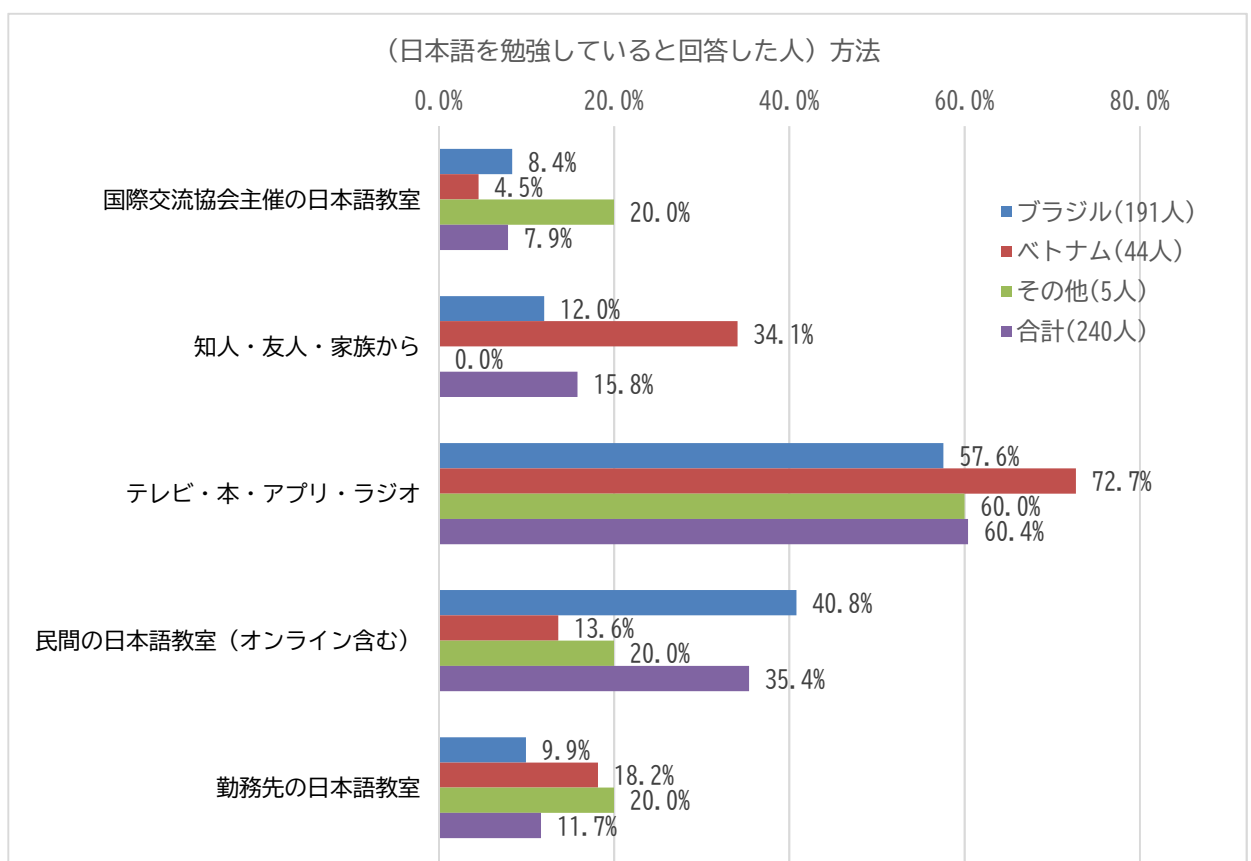
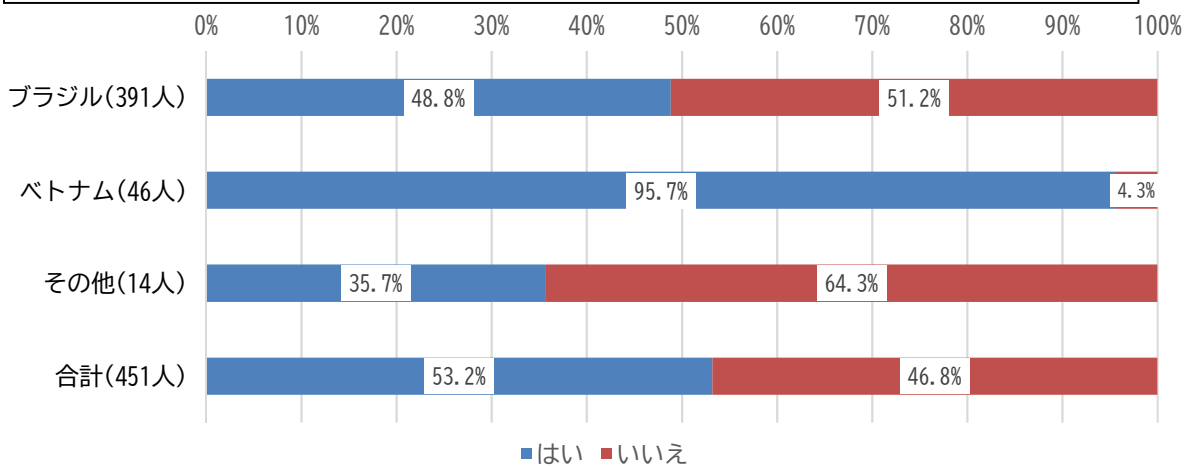


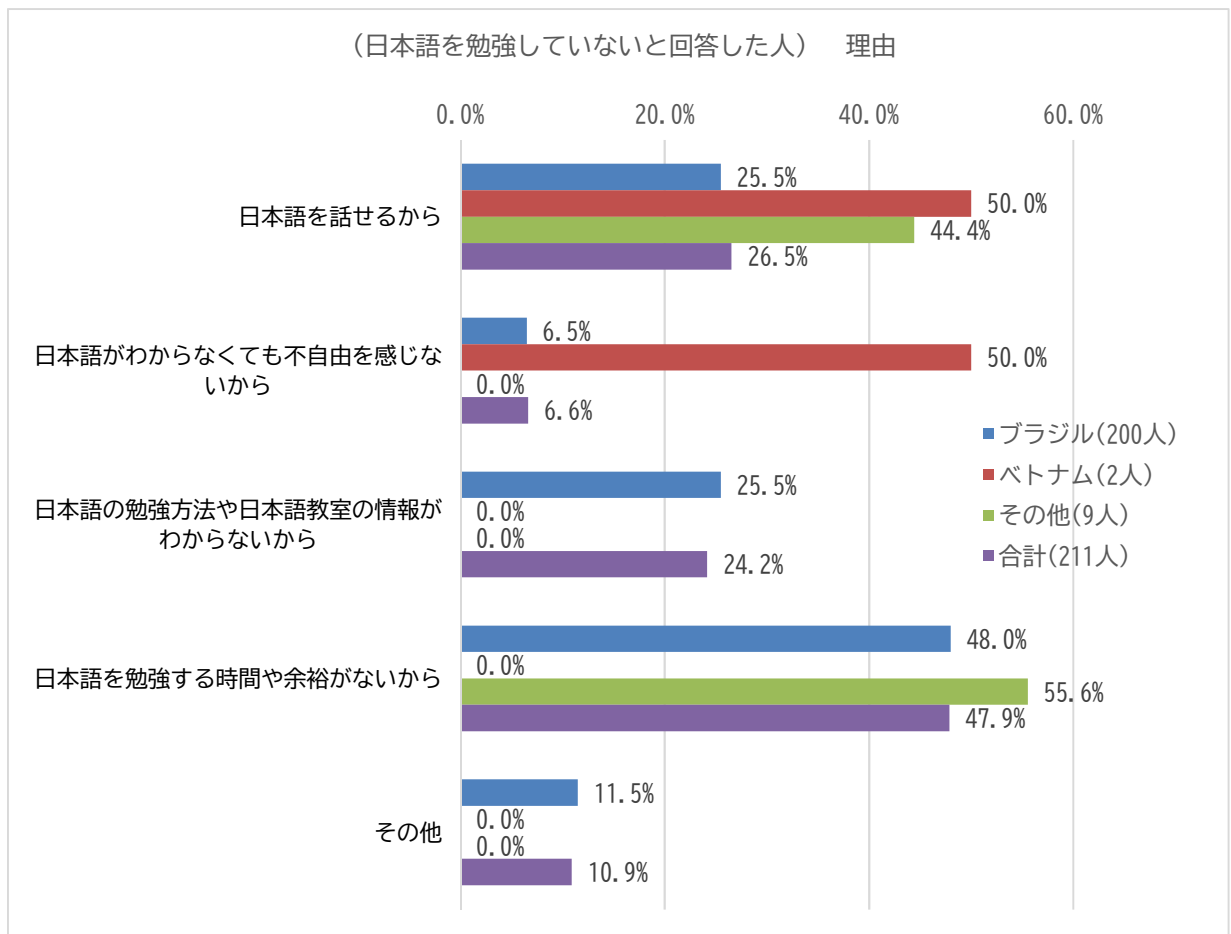
日常生活で困っていることや心配なことが「ある」と回答した人は、全体で 47.0%です。国別にみるとブラジル 45.5%、ベトナム 58.7%と、ベトナムのほうが高くなっています。

困っていることや心配なことがあると回答した人に対し、具体的にその内容を尋ねた結果、その内訳は国籍によって異なっています。ブラジルは「物価高のこと」が最も高く 60.7%、続いて「歳をとって働けなくなったときのこと」58.4%、「日本語ができない」53.4%、「仕事のこと」48.9%となっています。

一方、ベトナムは「税金のこと」が 70.4%と最も高く、続いて「物価高のこと」59.3%、「日本語ができない」44.4%となっています。ブラジルにおいては仕事に関連すること、ベトナムにおいては生活に関連することに困りごとが多いといえるかもしれません。

Q7 日本語を勉強していますか？



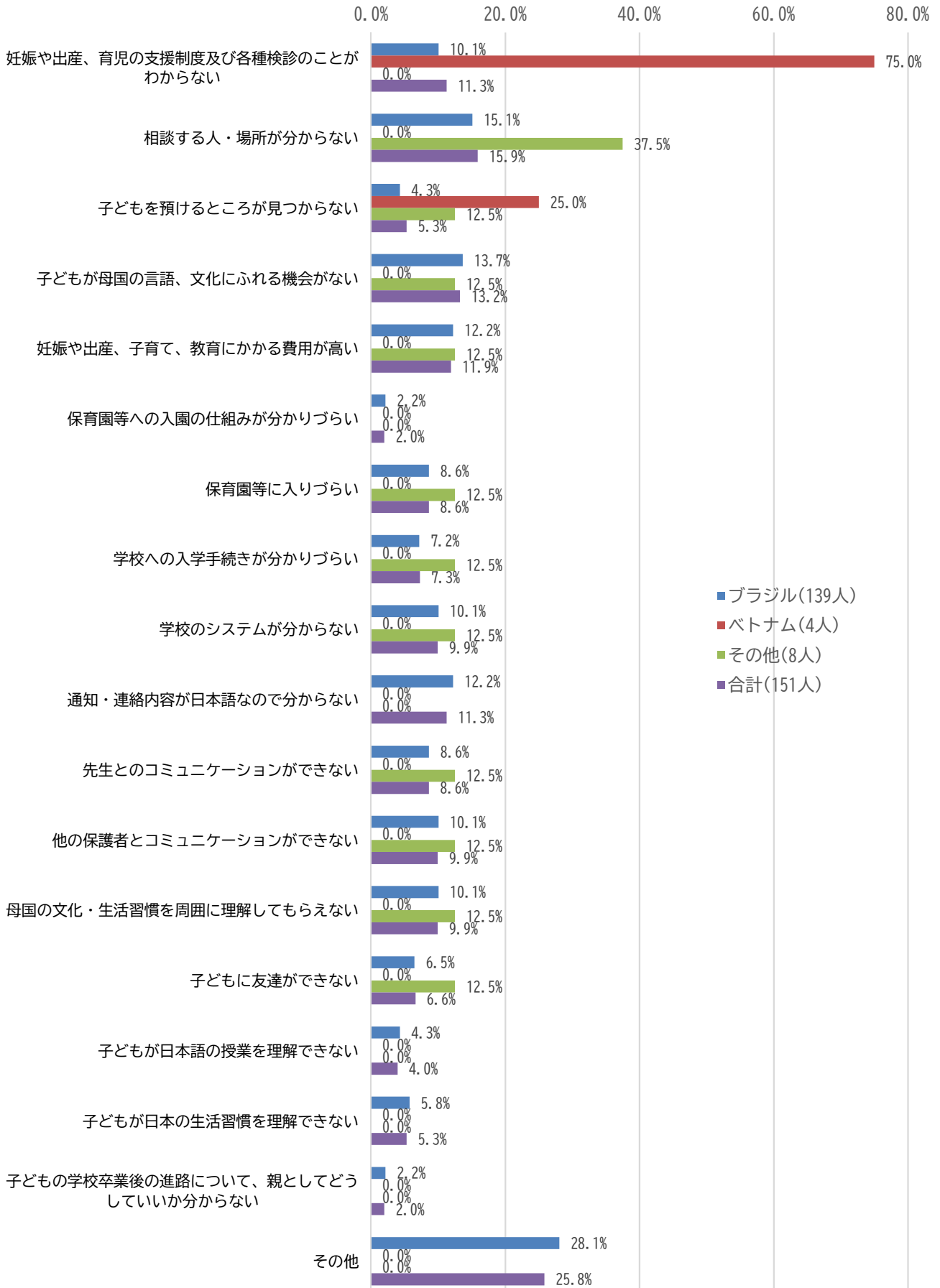


日本語を勉強している割合は大きく異なり、ベトナムの 95.7%、ブラジルの 48.8%が、日本語を勉強していると回答しています。

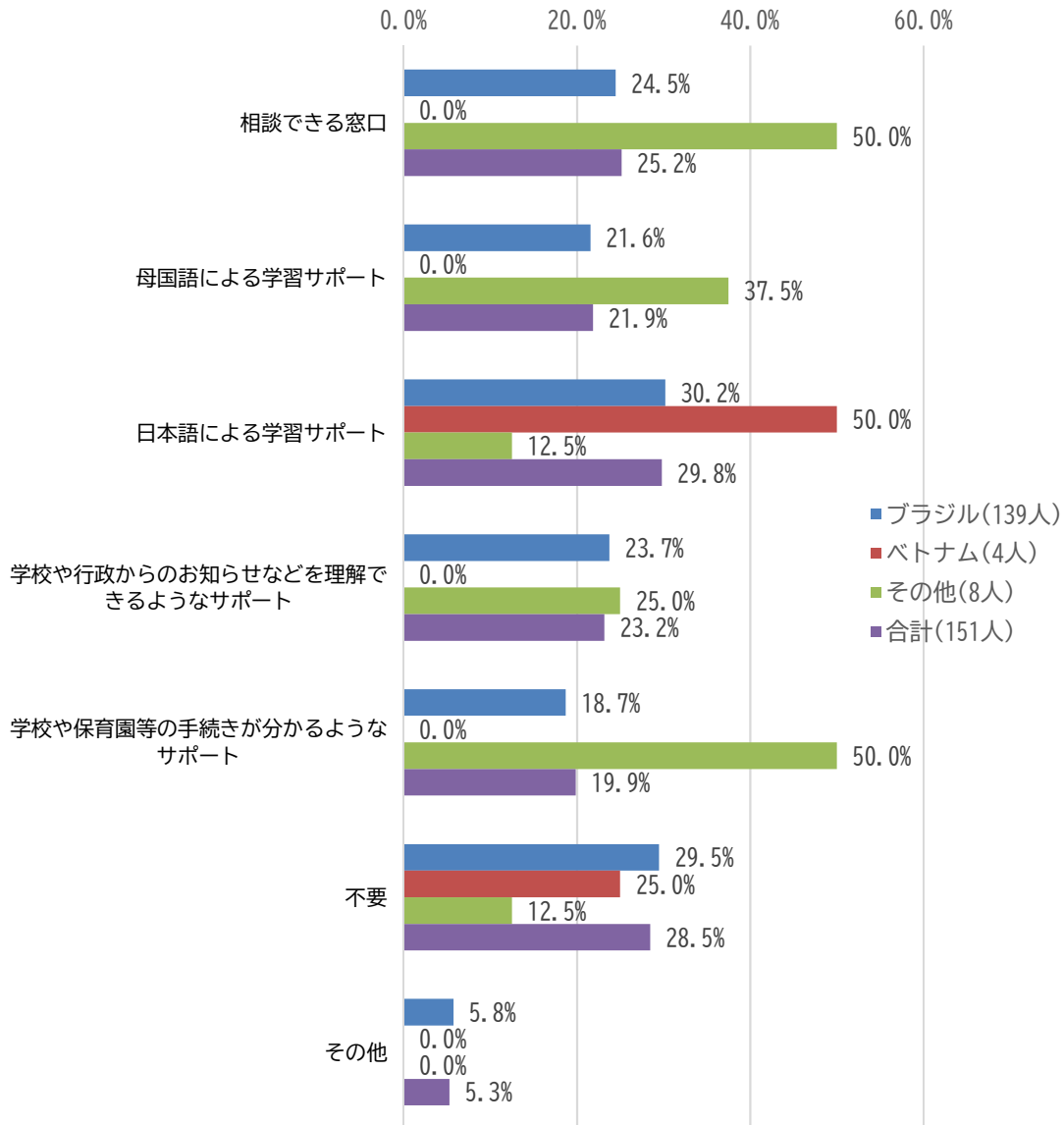
日本語の勉強方法は、「テレビ・本・アプリ・ラジオ」が最も多く、ブラジルで 57.6%、ベトナムで 72.7%となっています。次点は、ブラジルでは「民間の日本語教室(オンライン含む)」で 40.8%、ベトナムでは「知人・友人・家族から」34.1%となっています。

日本語を勉強していない人の理由は、最も多いのが「日本語を勉強する時間や余裕がないから」ですが、一方で「日本語を話せるから」を選択している人も一定の割合でいました。

Q8 子育てや教育で困っていること、心配なことは何ですか？（複数回答可）



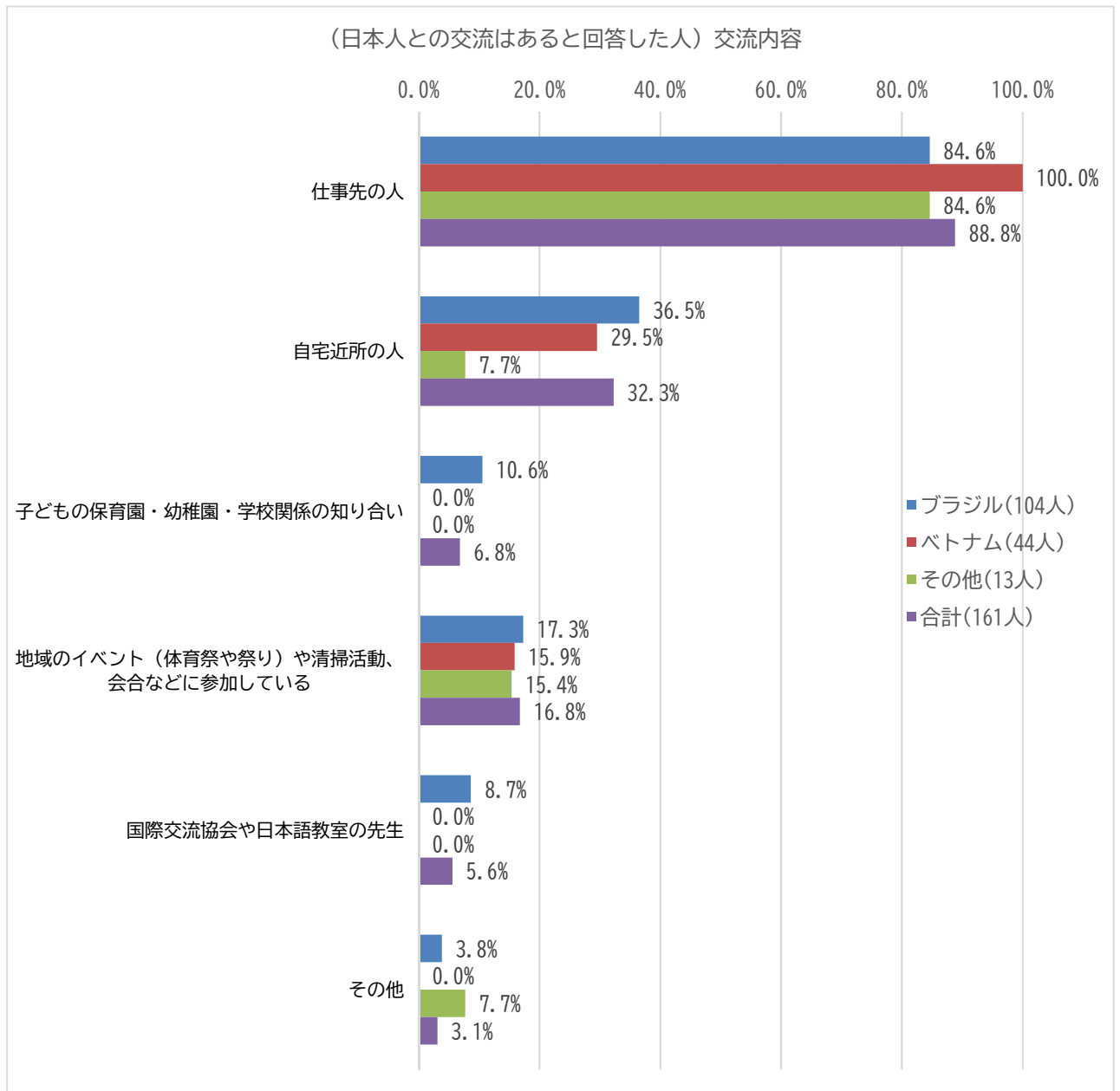
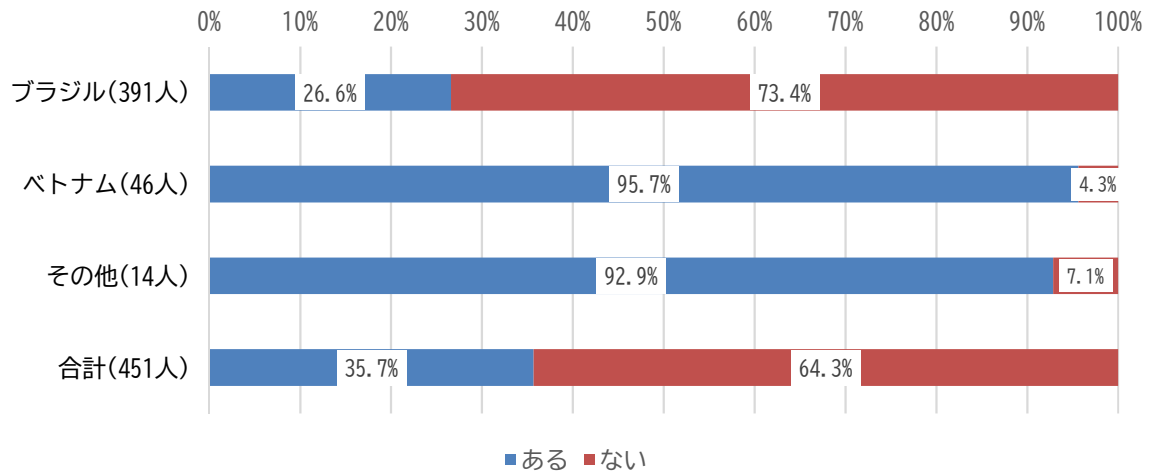
Q9 子育てや教育に必要なサポートは何ですか？（複数回答可）

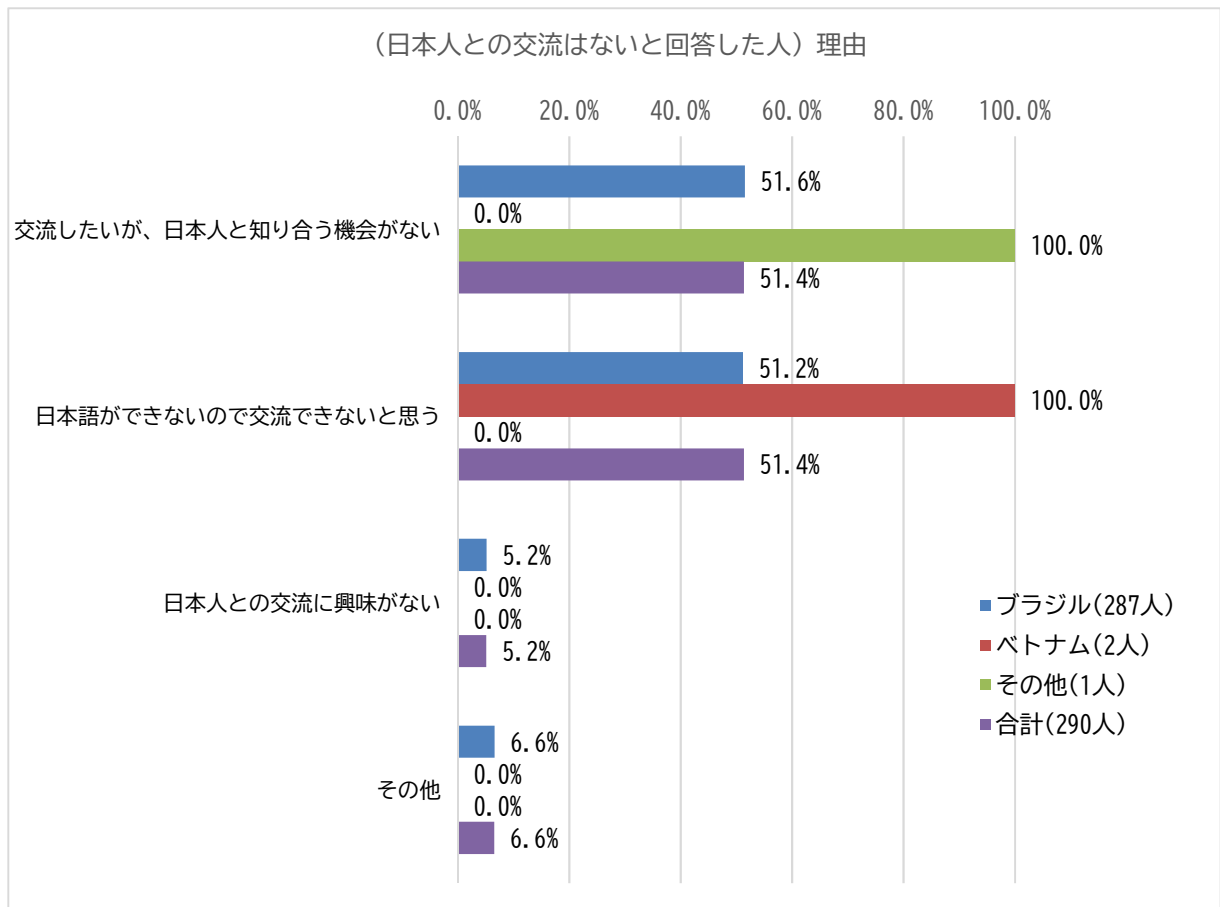


子育てや教育で困っていること、心配なことは、どの選択肢にも散らばっています。子どもの年齢や状況に応じて、状況が細かく異なっているためかもしれません。

子育てや教育に必要なサポートについても、回答にはばらつきがみられますが、「日本語による学習サポート」が最も多く29.8%となっています。

Q10 日本人との交流はありますか？





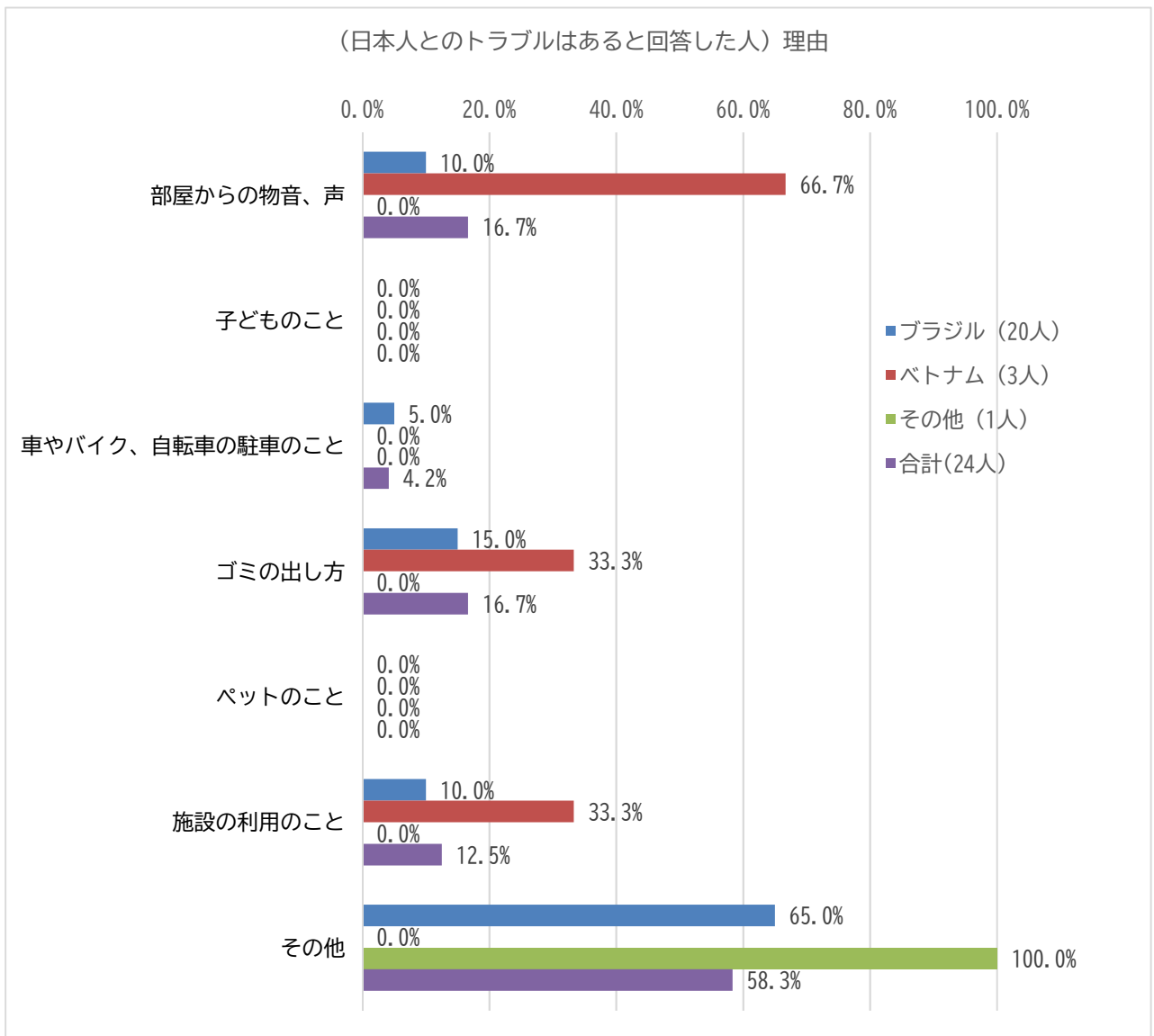
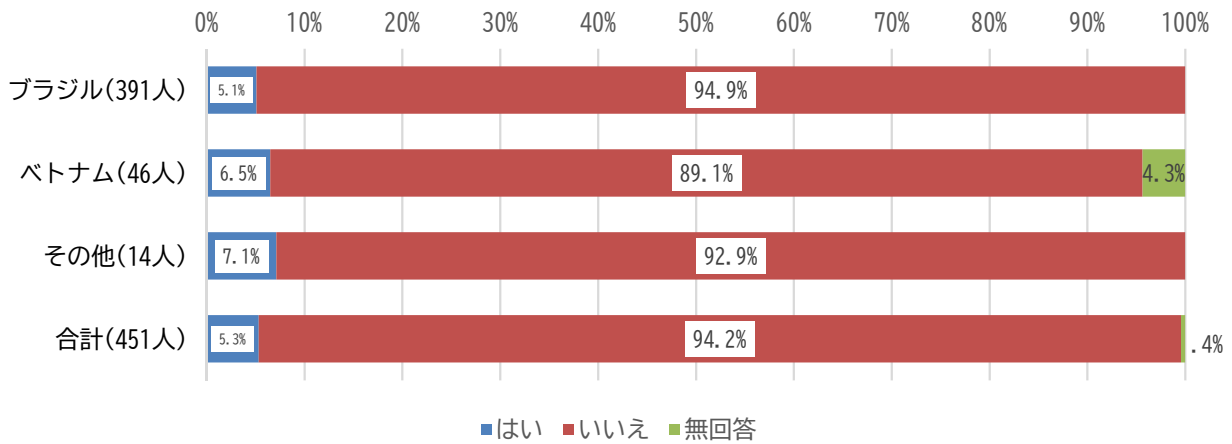
「日本人との交流はありますか？」に対して、交流があると回答した人は、全体の 35.7%ですが、国籍による違いが非常に大きくなっています。ベトナム、その他の国籍の人は交流がある人が 9 割を超えている一方で、ブラジル国籍の人で、交流があるのは 26.6%にとどまっています。

交流があると回答した人も、「仕事先の人」を選択している人が 88.8%にのぼり、「自宅近所の人」の回答は、3 割にとどまっています。

一方、日本人との交流はないと回答した人の理由は、「交流したいが日本人と知り合う機会がない」「日本語ができないので交流できないと思う」がともに 51.4%となっています。日本人との交流に興味がない、という回答は、ほとんどみられませんでした。

日本の地域社会とのつながりは薄く、仕事もしくは同じ国籍の人のコミュニティ、とくにブラジル人コミュニティの中で生活している人が多いとみられます。

Q11 日本人とのトラブルはありましたか？



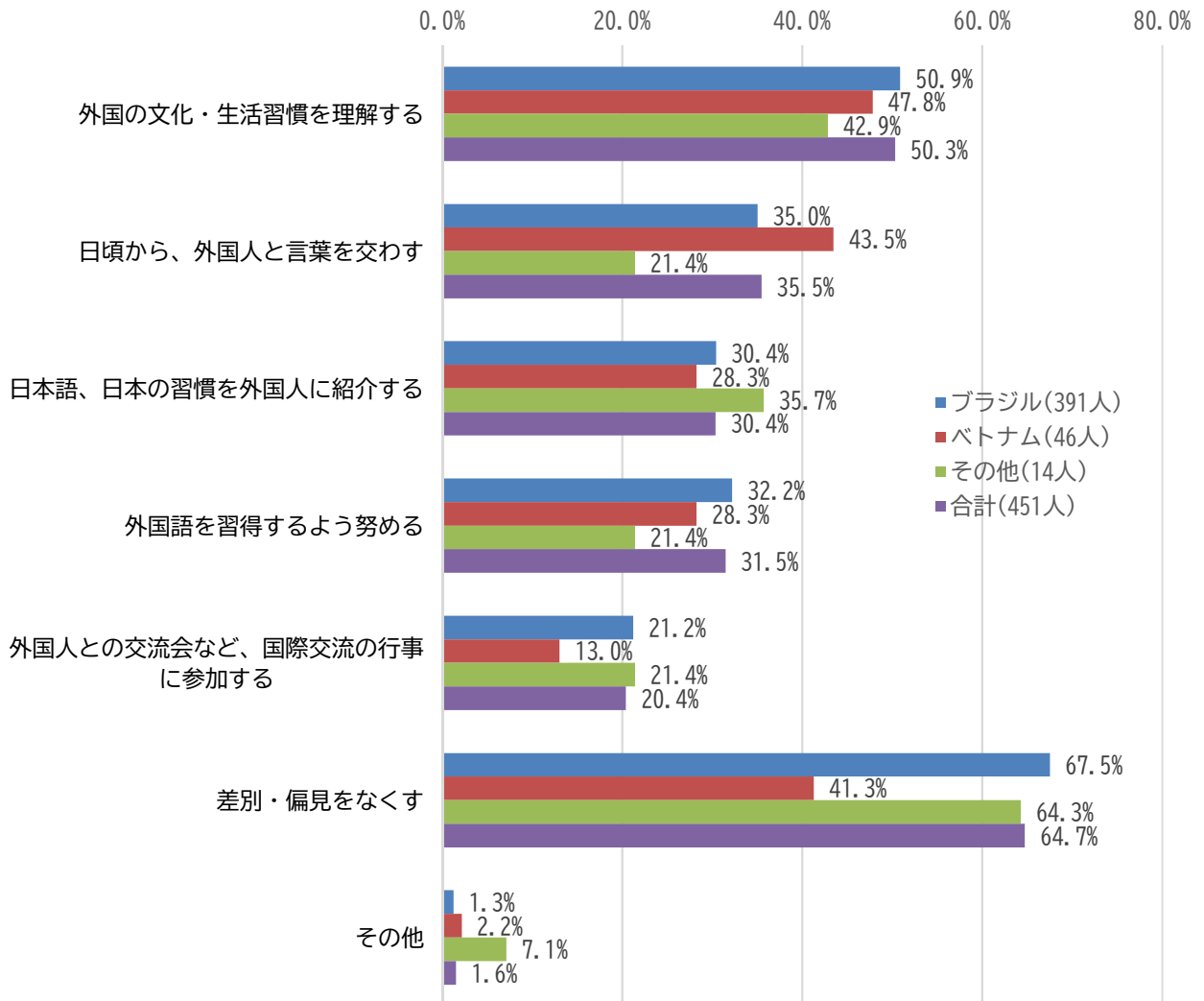
その他:ある病院に行ったとき、別の患者が自分のことを臭い外国人呼ばわりした。

外国人であることを理由とした差別や虐待。

偏見。外国人がいるからトラブルが起こると日本人からいつも聞く。

隣人は礼儀正しくなく挨拶もしない。外国人嫌いな印象を持つ。

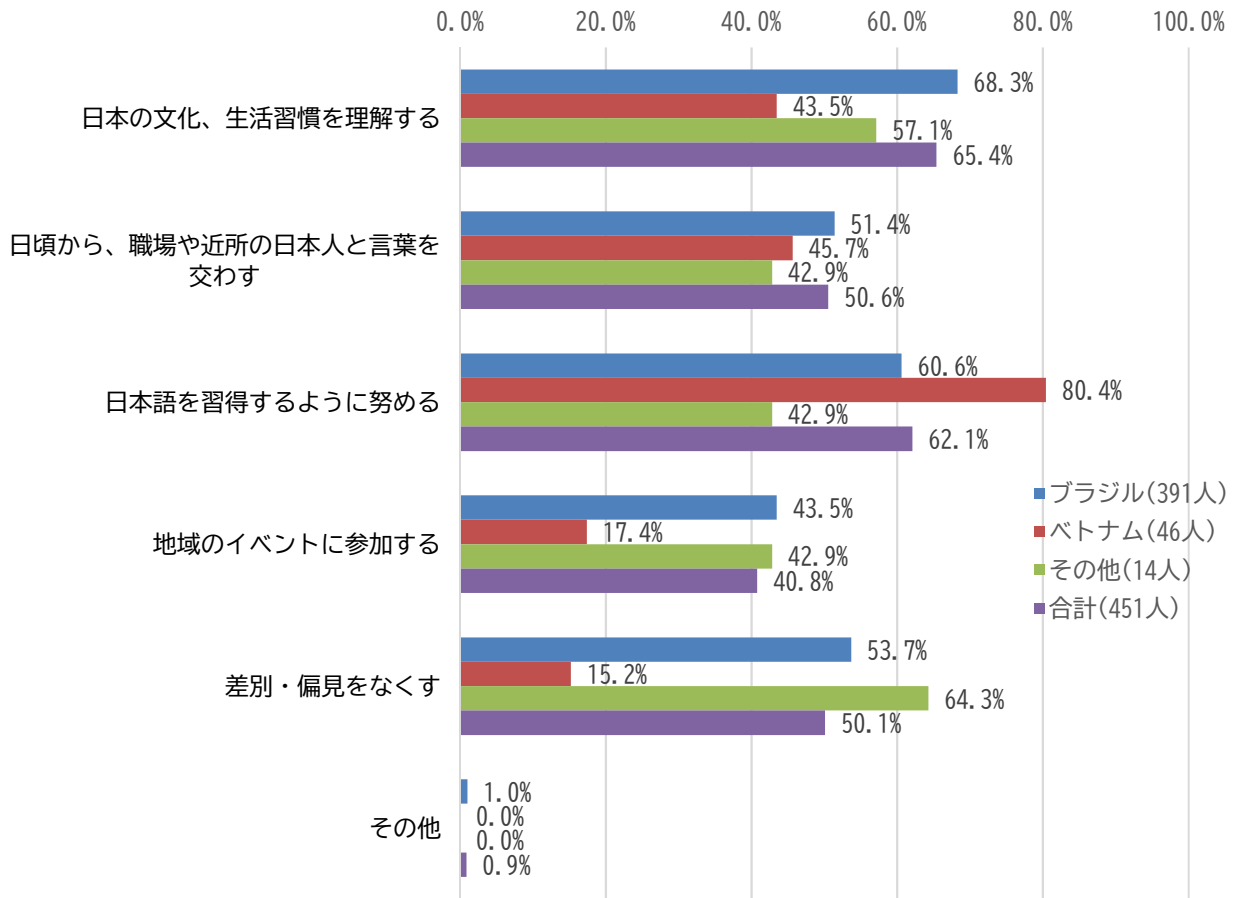
Q12 交流を深めていく上で、日本人に求めることは何ですか？（複数回答可）



日本人のトラブルがあると回答したのは、全体の 5.3%と非常に低くなっています。

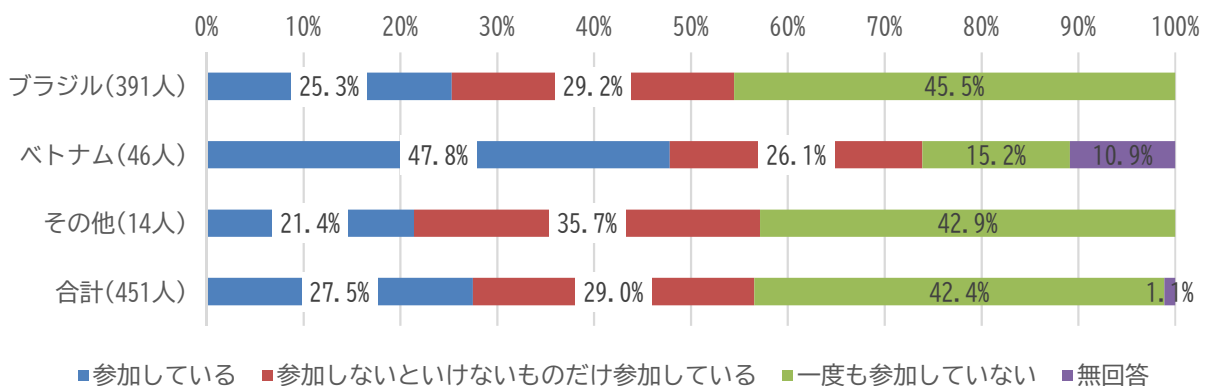
交流を深めていく上で、日本人に求めることとしては「偏見・差別をなくす」を選択した回答者が最も多く、全体の 64.7%にのぼっています。次いで、「外国の文化・生活習慣を理解する」が 50.3%となっています。

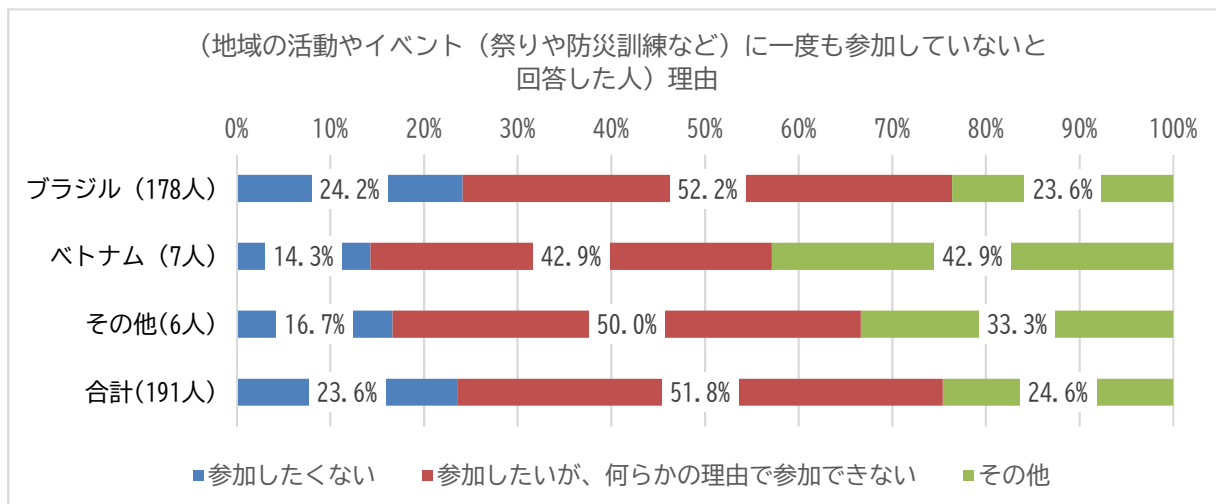
Q13 交流を深めていく上で、外国人としてできることは何ですか？（複数回答可）



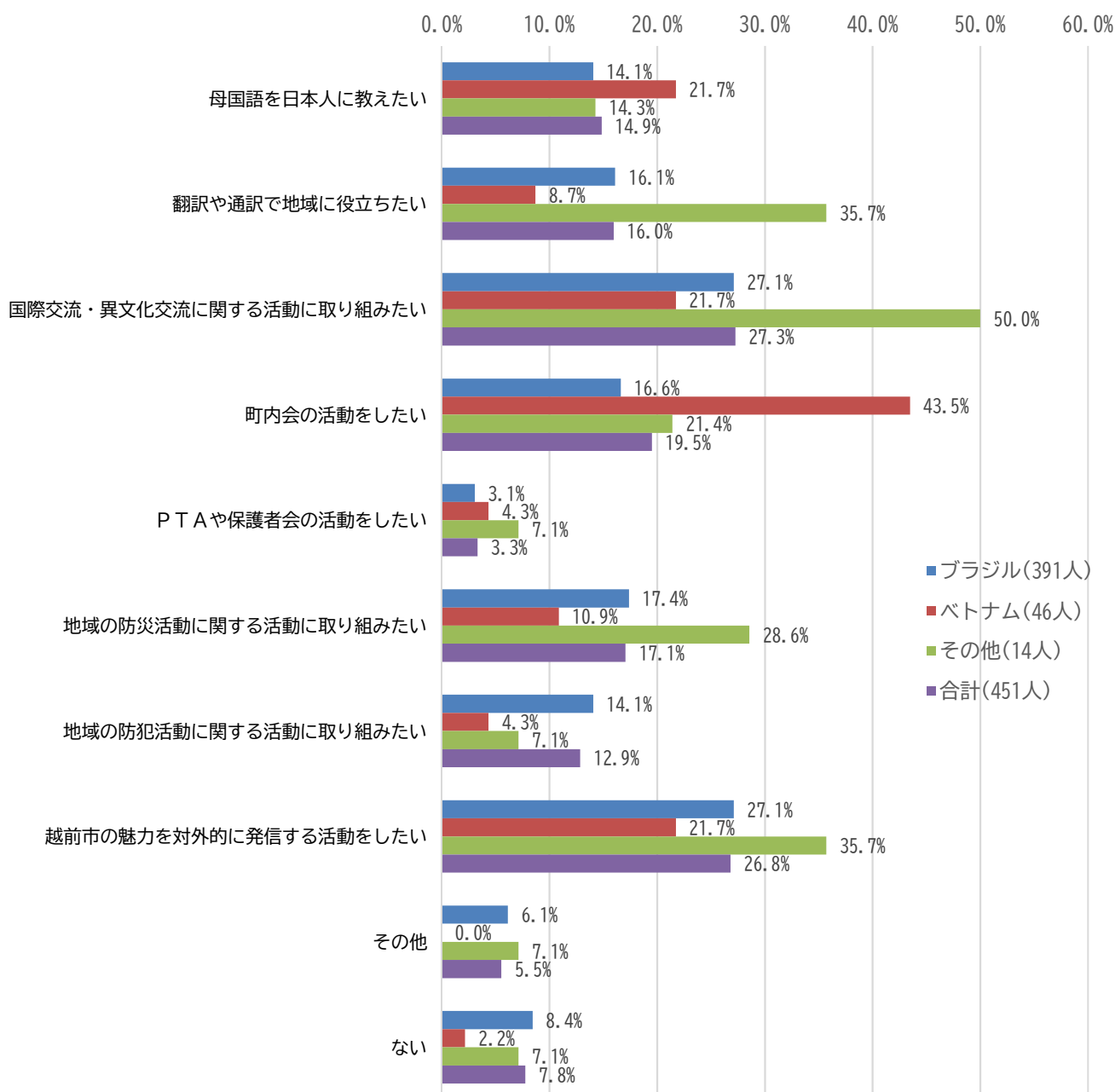
交流を深めていく上で外国人としてできることとしての回答は、国籍によって大きく異なり、ブラジルでは「日本の文化、生活習慣を理解する」が最も多く 68.3%、次いで「日本語を習得するように努める」60.6%、「差別・偏見をなくす」53.7%、「日頃から、職場や近所の日本人と言葉を交わす」が 51.4%となっています。一方ベトナムでは、「日本語を習得するように努める」が 80.4%と突出して高くなっています。一方、「差別・偏見をなくす」「地域のイベントに参加する」を選択した人はブラジルと比較して非常に少なくなっています。

Q14 地域の活動やイベント（祭りや防災訓練など）に参加していますか？

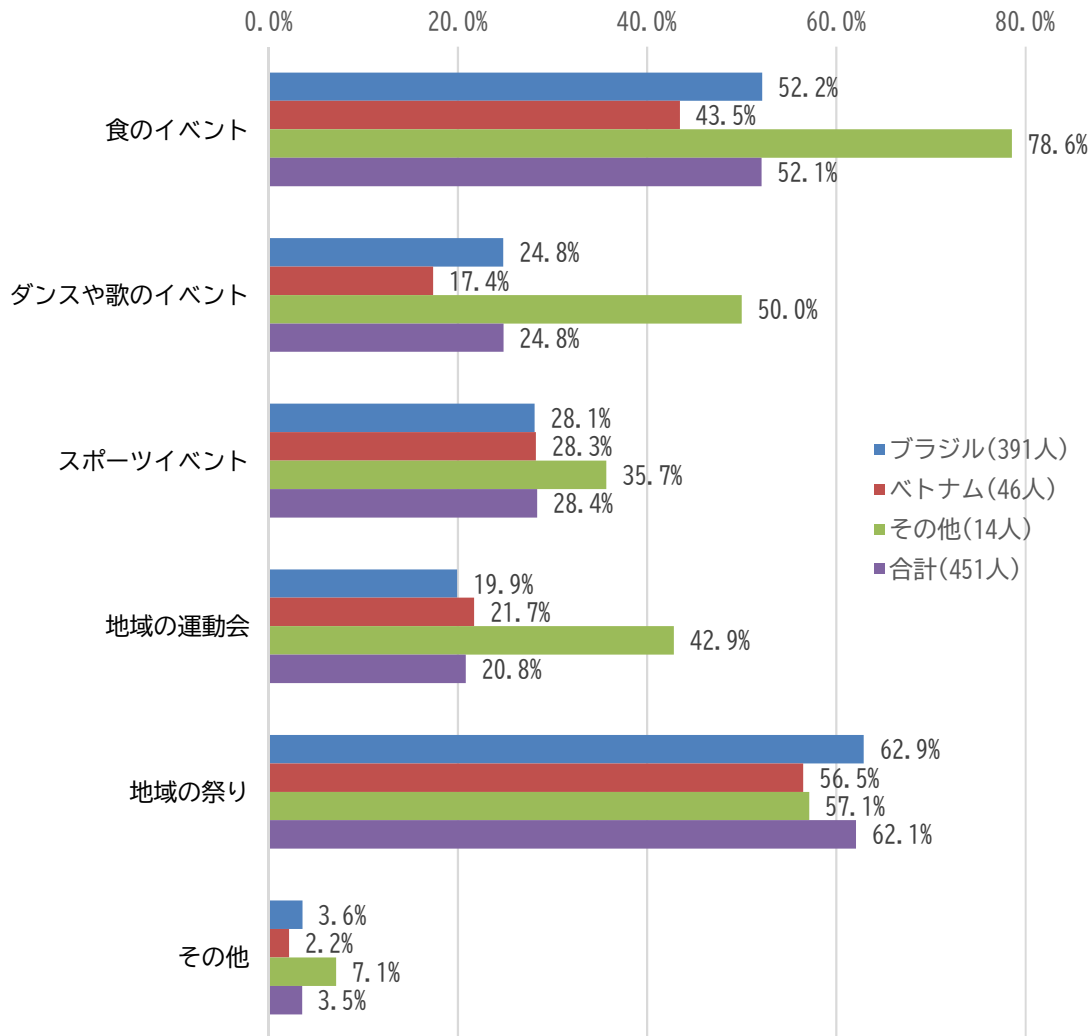




Q15 地域でやりたい活動はありますか？（複数回答可）



Q16 参加したい交流イベントはありますか？（複数回答可）



地域の活動やイベントに参加していますか？という問いに対しては、参加している人が 27.5%、参加しないといけなものだけ参加している人が 29.0%、一度も参加していない人が、42.4% となっています。

国籍による違いも大きく、ベトナムは、(参加しないといけなものだけの人も含めて)参加している人が、約 75%に上っています。

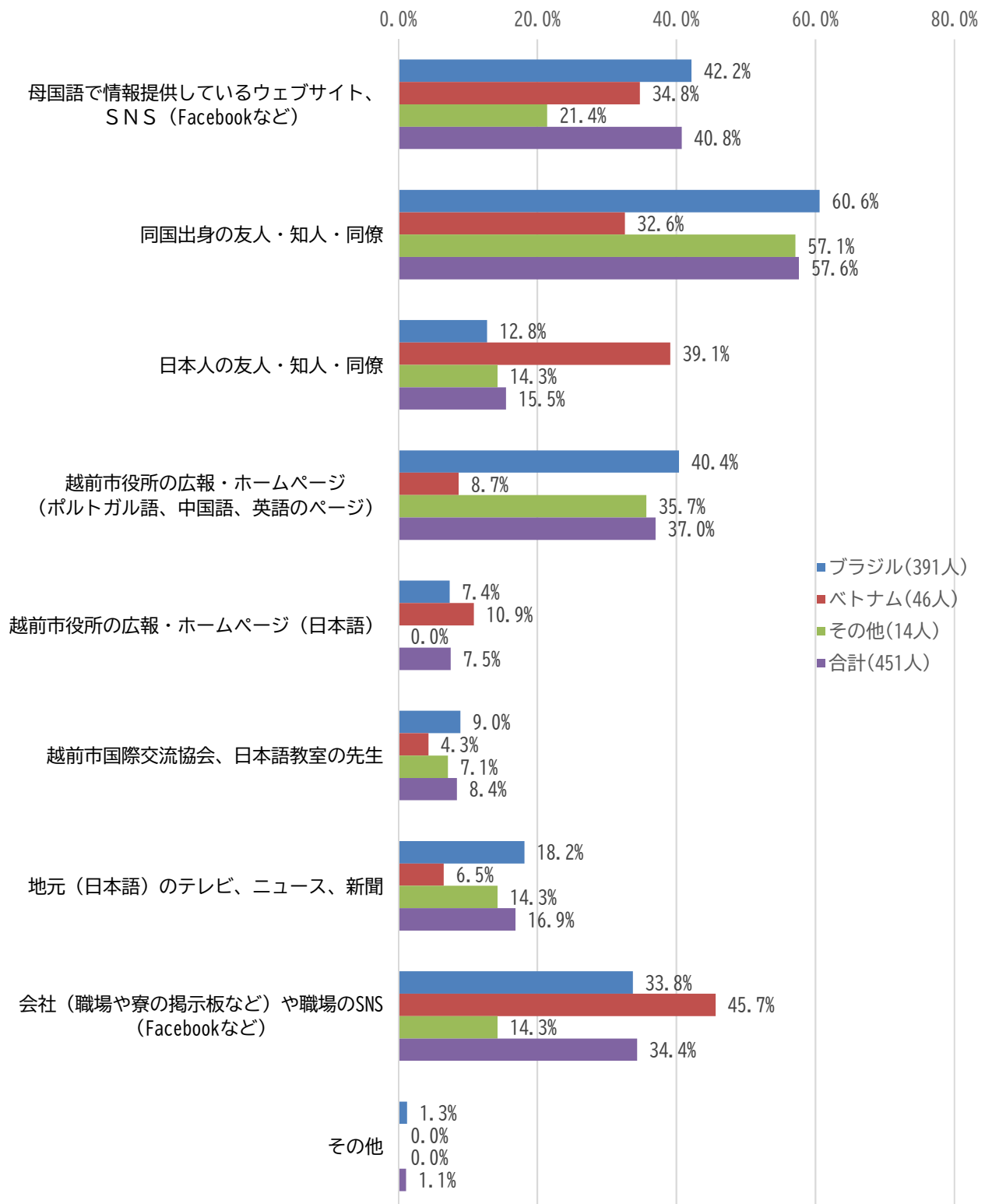
一度も参加していない人を対象に尋ねた理由では、「参加したいが、何らかの理由で参加できない」という回答が最も多く、51.8%と過半数を超えています。「参加したくない」も 23.6%となっています。

地域でやりたい活動としては、「国際交流・異文化交流に関する活動に取り組みたい」が最も多く 27.3%、次いで「越前市の魅力を対外的に発信する活動をしたい」が 26.8%となっています。

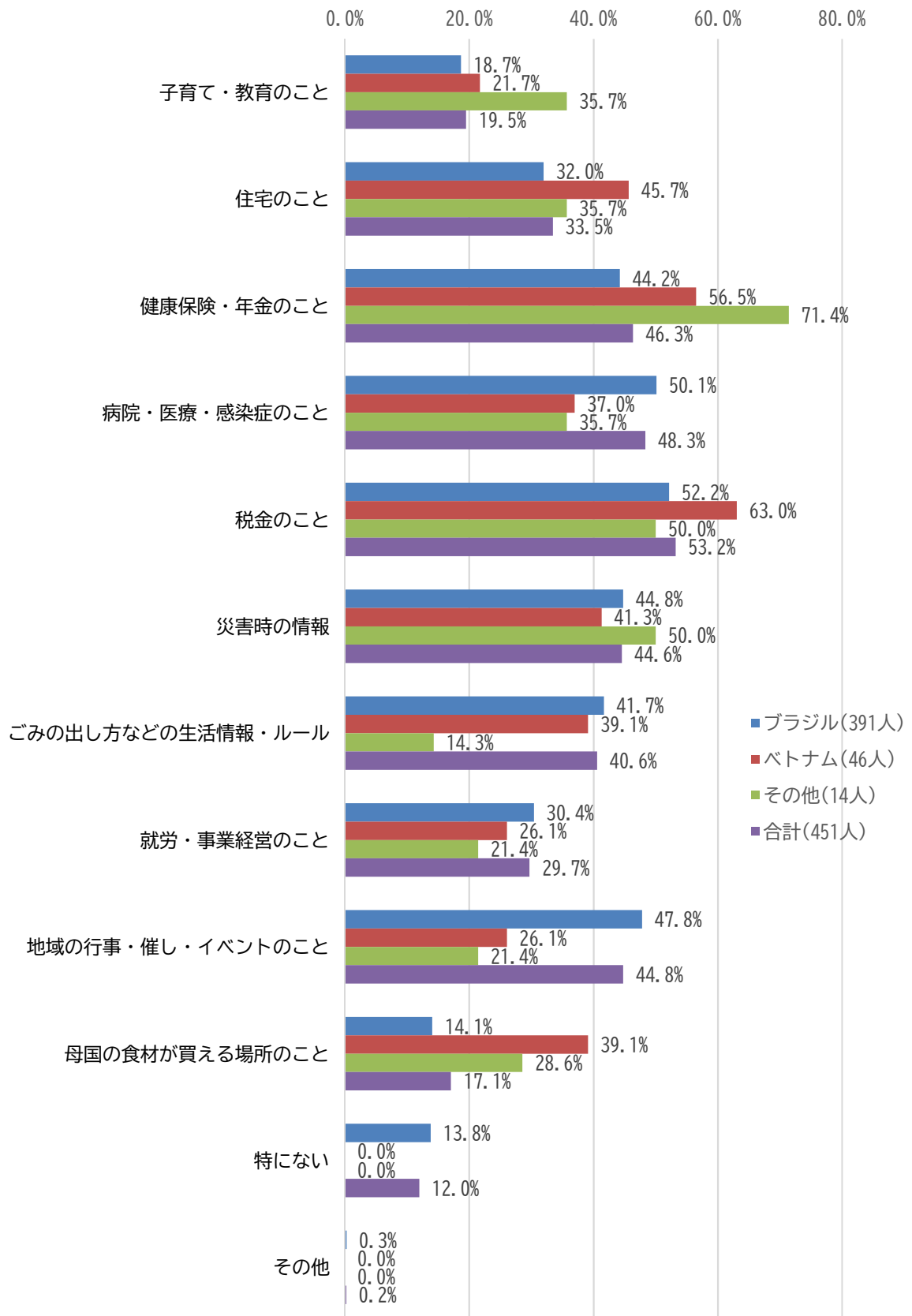
参加したい交流イベントは、「地域の祭り」がブラジル、ベトナムどちらにおいても最も高く、全体の 62.1%となっています。次いで「食のイベント」が 52.1%でした。

Q17 越前市（日本）での生活に必要な情報をどこから入手していますか？

（複数回答可）



Q18 生活していく上で、どんな情報が必要ですか？（複数回答可）



あなたは越前市(日本)での生活に必要な情報をどこから入手していますか？(複数回答可)という設問に対しては、国籍によって大きく回答傾向が異なります。

ブラジルは、最も多いのが「同国出身の友人・知人・同僚」で 60.6%、次いで「母国語で情報提供しているウェブサイト、SNS」42.2%、「越前市役所の広報」40.4%、「会社(職場や寮の掲示板など)や職場の SNS」33.8%となっています。

一方、ベトナムは、最も多いのが、「会社(職場や寮の掲示板など)や職場の SNS」45.7%、次いで「日本人の友人・知人・同僚」39.1%となっています。

生活していく上で必要な情報としては、「税金のこと」が最も多く 53.2%、次いで「病院・医療・感染症のこと」48.3%、「健康保険・年金のこと」46.3%と、生活に必要な制度やサービスに関する情報の必要性が高いことがわかります。

自由記載 市役所に伝えたいことなど何でも記載してください。

【仕事】

- ・外国人向けの仕事や会社をもっと作ってください。外国人や家族連れも増えてきています。
- ・私たち外国人にとって、より良いシフト条件で仕事の選択肢が増えることは良いことであり、それがより多くのブラジル人を呼び寄せることになるだろう。また、母親が在宅で働けると家庭や家族の世話ができる。そして、ここ将来ここ越前で起業を目指し大学卒業を控えている子どもたちにとっても、それは素晴らしいことでしょう。
- ・退職金は義務化されているはずだが、法律についてほとんど知らされていない。
- ・まずは越前市役所の外国人(ブラジル人)への配慮に感謝します!! 市は、企業の協力のもと、幼い子どもを持つ母親の雇用を増やす。レジャーやショッピングモールが不足している。新幹線ができれば地方ツア一も広がる。経済で回ったお金は地方へ!! 新幹線で他の地方からも人が集まるかもしれない!! この都市の発展にとっても良いことだろう。

【住環境】

- ・越前市はとても快適な街だと思います。住民も外国人に慣れていて特に問題はありませんでしたが、外国人に限らず日本全体として、ここに住むのは非常にコスト高になってきている。私が最初に来たときより家賃も税金もかなり上がったと思います。以前の税金は 3%でしたが、8%から 10%になり、さらに上がると予想されています。子供がいる家庭は援助を受け、かなり(家計が)改善されて良かったのですが、お金を稼ぐために来た人々にとっては、この 2 年間でコロナのパンデミックが私たちから多くの仕事を奪ったので、家計が非常に苦しいです。私はもうすぐ母国に帰りますが、市内に残っている人々にはもっと改善策があるとういかもしれません。日本に住めて良かったです。
- ・減税して、家賃・水道・光熱費も支援してもらいたい。
- ・市役所にはブラジル人への行政サービス提供のための優れたシステムが備わっている。足りないのは、特にこの大変な時期に、私たちが受けられるようなあらゆる援助や税金免除の情報を広く届けてもらうこと。そして、無料の語学学校を増やし、それをもっと宣伝して欲しい。

- ・生活費、特に電気代がすべての人にとって益々高くなっているのに、このように大きな家計の負担を軽減するような対策をとってくれると助かります。
- ・まず第一に税金が高額過ぎる。より多くの住民を市に呼び込むためには、税率改善の可能性を検討して欲しい。さらに、街に出ると、多くの場所が閉店しているのを見て悲しくなる。
- ・子供がいない一人暮らしの人にとって住民税は本当に高いのもっと安くしてほしいです。
- ・住民税がとてつもない。減税して、より多くの外国人や日本人に越前市に住んでもらって市に投資してもらい、今の市の人々が助かるとよいと考えています。
- ・越前市に長く愛着が持てるよう、市役所に外国人に対する生活面の支援などをどこよりも充実してもらいたい。

【医療】

- ・この地域はブラジル人が集中しているが、愛知県に比べて病院の通訳が大幅に不足しているのではないかと思います。
- ・越前市の病院は通訳が不足しているので、住み続けるのが難しい。それが理由でブラジル人の転出入が多く、そのことで仕事のサービス・生産の品質に悪影響が出てしまう。
- ・病院、クリニックだけでなく歯医者でも通訳者が不足しています。市内にはブラジル人が多いので、こうした場所にも通訳者がいるべきです。市役所には通訳者がいるのでとても助かっています。

【言語】

- ・武生に来てすぐは言語の知識が足りなくて困ったこともあったが大きな問題はなかった。ここに長く住んでいる人には、日本人と外国人の交流を増やすためにこれまで行われてきた取り組みが目に見えてわかっています。しかしその一方で、福井県は変化を少し嫌っているようにも思います。素晴らしい点は、私がここに来て以来、市役所がこれまでにしてくれた翻訳サポートです。私がこれだけ長く福井に滞在できたのもきつとこの支援のおかげです。どうもありがとう。
- ・もっと多様な時間により多くの日本語コースを提供すること、地元の祭りに関する情報を提供すること。
- ・外国人を理解するために尽力して下さっている市役所に感謝しています。多くの外国人にとって最大の困難はコミュニケーションだと思います。それほど高価ではなく、優秀な先生がいる日本語クラスのプログラムがあれば、とても助かると思います。どうもありがとうございます。
- ・国際交流協会の日本語教室は、ほとんどのブラジル人が交代勤務で4勤2休で働いていることを考慮して、より柔軟な授業時間を設定できるといいと思います。
- ・漢字を含む日本語で書かれたものにすべてふりがながあれば、日本語を勉強している人にとって便利です。街のお祭りの情報を知るのには難しいです。

【イベント】

- ・ブラジルの文化イベントをさらに推進する。例: 典型的なブラジルのパーティー。
- ・技能実習生が交流出来るよう、多くのイベントを開催して貰いたい。
- ・地元の人々と言葉を交わすために、食のイベントやスポーツイベント等を開催してもらいたい。
- ・低価格で日本家庭料理教室を開いて欲しい(やさしい日本語教室みたい様な)。

【道路】

- ・越前の街路はとてもデコボコしていると思います。これは冬に重機で除雪しているせいだと思いますが、道路補修をして欲しいです。
- ・市の財源を道路や歩道の修理などに充ててもらえるととっても良いと思います。また、車や自転車の交通標識の改善もお願いします。
- ・もっと融雪装置を設置すべきだと思います。

【教育・保育】

- ・何事にも費用がかかることは理解しているが、より多くの生徒を惹きつけ、言語を学びたい人の興味を引くために、ブラジル人と日本人のグループによる日本語クラスを無料で開催できたら本当に素晴らしいと思います。
- ・学校や幼稚園の定員が増えるとありがたいです。
- ・息子を一日中保育園に預けられないことが非常に残念に思います。その結果、妻はフルタイムで働くことができず、多額の税金や支出があり、子育て費を含めて高額な生活費がかかります。このため、日本のどの都市でも子供を持つことは有利にならない。

【公共交通】

- ・この街にはバスなどの公共交通機関の運行があまり多くないので、改善されると車を持っていない人にとって助かります。
- ・車を持っていない人のために市がバスや移動手段の選択肢をもっと増やしてほしいと思います。

【差別・偏見】

- ・タトゥーが露出しているブラジル人を日本人がどう見ているかが気になる。日本ではタトゥーはあまり良く思われてないが、ブラジルでは非常に一般的であり、その人の性格や危険人物とみなされるようなこととは何の関係もないことを日本人にわかってもらうこと。その方法を社会で見出すことは興味深い。
- ・越前市はブラジル人を歓迎する街ですが、一部のお店や施設では私たちが歓迎されていない。私は日本料理がとても好きですが、日本語をあまり話せないせいで、いくつかのレストランで悪い扱いを受けています。
- ・私は越前市に長く住んでいますが、この街では私たちが歓迎されていない国籍であると今でも感じています。
- ・日本人は今でも外国人に対してある種の偏見を持っています。多くの日本人は近づこうとも話そうともしません。越前のブラジル人コミュニティは非常に大きく地域経済を回しているのだから、日本人はこの考え(偏見)を変える必要があります。

【その他】

- ・武生に住むのはもう 30 年近くになります。規律に従い、法令を守っています。永住者の在留資格を持つ外国人も選挙権があるべきです。
- ・越前は住むのに素晴らしい場所。図書館の本の種類をもっと増やして欲しい。図書館は素晴らしい場所だが、ブラジル人にとって(本の)選択肢がほとんどない。
- ・自然豊かな街なので、観光スポットや米などの地域文化を紹介する通訳付きのツアーを作って欲しい。言葉の壁があるので、視覚だけでは理解できない部分も理解できるようなものだとよい。

2. プラン改定までの検討経過

(1)越前市多文化共生推進プラン策定委員会及び庁内ワーキンググループ(WG)

月日	会議等	内容
令和5年 5月26日	庁内WG（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・越前市多文化共生推進プラン 改定概要について ・市民意識調査について
6月5日	策定委員会（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・越前市の外国人の状況について ・越前市多文化共生推進プラン 改定概要について ・市民意識調査について ・意見交換
8月14日	庁内WG（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進プランの素案（第1章・第2章）について
8月28日	策定委員会（意見照会）	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進プランの素案（第1章・第2章）について
9月21日	庁内WG（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進プランの素案（第3章）について
10月4日	策定委員会（意見照会）	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進プランの素案（第3章）について
10月13日	庁内WG（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進プランの素案（第4章）について
10月23日	策定委員会（意見照会）	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進プランの素案（第4章）について
11月1日	策定委員会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン(素案) について ・プランにおける各課の施策について ・市民意識調査結果について ・パブリック・コメントの実施について
令和6年 1月29日	策定委員会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果について ・プラン（素案）の審議、検討について

(2)越前市多文化共生推進プランの策定等に関する越前市事業計画等策定委員会設置規則

(設置)

第1条 越前市が定める越前市多文化共生推進プランの策定等に関する調査審議を行うため、越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき越前市多文化共生推進プランの策定等に関する越前市事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、越前市多文化共生推進プランに係る調査審議の結果を市長に報告した日までとする。

(会長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を求めることができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。

(委員会招集等の特例)

2 委員長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

(越前市行政組織規則の一部改正)

3 越前市行政組織規則の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(3)越前市多文化共生推進プラン策定体制

① 越前市多文化共生推進プラン策定委員会 ◎委員長 ○副委員長

氏名	所属団体等	区分
◎石川 昭義	仁愛大学副学長	学識経験者 (生活支援全般)
○白崎 幸紀	㈱福井村田製作所 管理部総務課 シニアマネージャー	産業・雇用 生活支援
幸道 秀暢	武生公共職業安定所 次長	
渡辺 宏之	武生商工会議所 企画総務課課長	
山内 康己	フジアルテ㈱ 北陸営業部 部長代理	
奥村 孝良	㈱サンキョウテクノスタッフ 管理課課長	
藤田 美保	福揚協同組合 教育担当	
山村 直主	キャリア教育コーディネーター	教育関係
用田 俊一	おおむし地区振興会 事務局長	地域参画
中須賀 美幸	越前市国際交流協会 事務局長	国際交流
廣田 加寿男	外国人市民(ブラジル)	外国人市民
VUONG THI HOAN (ボン ティ ホアン)	外国人市民(ベトナム)	

② ワーキンググループ

区分	所属	役職名	氏名
相談	窓口サービス課	主幹	ハマザキ タカノ アドリアナ エイコ
住環境	建築住宅課	主幹	高橋 克己
産業・労働	産業政策課	主査 主事	西村 涼 大林 来輝
防災	防災危機管理課	主幹	三好 夕香
教育・保育	教育振興課	指導主事	田中 梨絵
	こども家庭課	主幹	牧野 雅世
	生涯学習・芸術文化課	主幹	竹内 麻夏
環境・衛生	環境政策課	主査	中條 雄気
福祉	社会福祉課	主幹	福田 利士行
	長寿福祉課	主幹	馬場 克士
保健・医療	健康増進課	主幹	大友 美和
情報発信	ブランド戦略課	主幹	波多野 翼

③ 越前市多文化共生推進プラン策定事務局

総務部 市民協働課 ダイバーシティ推進室

「越前市多文化共生推進プラン（第2次）」に寄せて

プランの最終的な取りまとめの段階に入っていたときでした。令和6年1月1日に能登半島を震源とする大きな地震が発生しました。被害の状況や避難者の様子を伝えるニュース映像の中に外国人の姿がありました。



本プランの真価が問われるのは、こうした危機的な状況のときではないかと思い、プランを見直しました。プランには、もともと防災意識の啓発及び外国人市民防災リーダーの養成・活用に関する内容は盛り込まれていましたが、防災対策の推進として、避難場所における通訳の配置や食生活への配慮等の必要性を加筆しました。越前市という自治体が大きなコミュニティーならば、避難所は小さなコミュニティーであり、「多文化共生」は「いつでも、どこでも」、支え合うことに大きな意義があります。

本プランの理念は、「いろいろな国の人たちが、お互いに認めあい、お互いに支えあい、郷土への愛着をもって幸せを実感できる住み良いまち 越前市」です。この理念を実現するためには、日ごろからの、お互いの理解と協力がなければなりません。もちろん、外国人市民を支援することは大事ですが、支援を受ける立場ばかりにならないよう、外国人市民に地域への主体的な参画を求める表現も入れました。こうしたお互いの交流と参画から生まれる日常の積み重ねこそが大事な共生の基盤であり、危機にも対応できる力になります。

多文化共生は、時間軸とともに、当事者を取り巻く状況は変化します。大人にとっては納税や年金の課題が切実なテーマになり、子どもにとっては、こども基本法の施行（令和5年4月1日）により、保育・教育の環境の整備が一層大事になります。本プランの70の事業を着実に実行しつつ、一人一人の人生に関わる課題に丁寧に対応することを通して、外国人市民も日本人市民も、大人も子どもも、お互いの交流が深まり、共に安心して幸福を実感できる越前市となることを心より期待いたします。

令和6年3月

越前市多文化共生推進プラン策定委員会委員長
仁愛大学 副学長 石川 昭義

発行 越前市

編集 越前市総務部市民協働課 ダイバーシティ推進室

〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13番7号

電 話 0778-22-3293

Eメール ombud@city.echizen.lg.jp